



伊勢崎市 次世代育成支援 行動計画

(平成22年度～平成26年度)



平成22年3月

「子育てをしたいと思うまち 伊勢崎」



近年、急速に進行する少子化は、伊勢崎市においても例外ではなく、子どもたち自身や子どもたちを取り巻く社会環境に、さまざまな影響を及ぼすことが予測されています。

このような中、国、地方公共団体及び企業における10年間の集約的・計画的な少子化対策への取り組みを促進するための「次世代育成支援対策推進法」が平成15年7月に制定されたことに伴い、伊勢崎市においても、従来の福祉分野に限定した少子化対策・子育て支援の考え方にとらわれず、福祉以外の幅広い分野を総合的・包括的に取り入れた前期5年、後期5年の次世代育成支援行動計画を策定することとなりました。

本市では、この推進法の成立を受け、少子化対策・子育て支援の指針として、平成17年3月に前期次世代育成支援行動計画を策定しました。

そして、この前期計画を見直し、ここに後期次世代育成支援行動計画が完成しました。

この計画では、前期計画同様「子育てをしたいと思うまち 伊勢崎」を基本理念として、未来の伊勢崎市を担う子どもたちのため、市民・企業・行政など社会のすべての構成員が、子どもたちを支えあうまちづくりを目指していきます。

今後は、伊勢崎市の皆様が子どもを生み育てることに夢と希望を持ち、すべての子どもが健やかに成長できるよう、この行動計画に基づき効果的な施策の実施に努めてまいります。

最後になりましたが、この行動計画策定にあたり、大変貴重な時間を割いてご意見やご提言をいただきました伊勢崎市次世代育成支援対策地域協議会委員の皆様にご心からお礼を申し上げ、ごあいさついたします。

平成22年3月

伊勢崎市長

五十嵐清隆

— 目 次 —

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の背景	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	3

第2章 現状分析

1. 現状	4
2. 将来人口推計	8
3. 乳幼児の健康	9
4. 子育て家庭の状況	12
5. 子育て支援サービスの状況	14
6. ニーズ調査結果の概要	21
7. 前期計画事業の実績	29

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	30
2. 基本的視点	31
3. 基本目標	31
4. 施策の体系	32

第4章 施策の現状と課題

基本目標1 子どもが輝くまちづくり

1. 親子関係づくり支援	33
2. 次世代の親の育成	36
3. 多様な体験や学習機会の拡充	39
4. 支援を必要とする子ども等への対応	41

基本目標2 大人が輝くまちづくり

5. 家庭での子育て支援	43
6. 健康づくり推進	48
7. 職業生活と家庭生活の両立支援	52
8. 福祉的支援の充実	54

基本目標 3 地域が輝くまちづくり

9. 地域の育児力向上	57
10. 居住環境の改善・向上	61
11. 子どもを危険から守る環境の整備	63

第5章 個別施策の展開

基本目標 1 子どもが輝くまちづくり

1. 親子関係づくり支援	65
2. 次世代の親の育成	67
3. 多様な体験や学習機会の拡充	70
4. 支援を必要とする子ども等への対応	74

基本目標 2 大人が輝くまちづくり

5. 家庭での子育て支援	77
6. 健康づくり推進	81
7. 職業生活と家庭生活の両立支援	85
8. 福祉的支援の充実	87

基本目標 3 地域が輝くまちづくり

9. 地域の育児力向上	90
10. 居住環境の改善・向上	92
11. 子どもを危険から守る環境の整備	95

第6章 計画の推進体制

1. 進捗状況の把握・公表	97
2. 庁内推進体制の充実	97
3. 連携体制の構築	98
4. 計画の公表と意見の聴取	98
5. 特定施策の目標事業量	99

資料編

1. 伊勢崎市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	101
2. 伊勢崎市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿	102
3. 計画策定の経過	103

用語解説	104
------------	-----

文章中の＊印は巻末に用語解説があります。

第 1 章

計画策定にあたって

1. 計画の背景

我が国の少子化は近年急速に進行しており、一人の女性が生涯に出産する子どもの数の目安となる合計特殊出生率*をみると、丙午の昭和41年(1966年)を下回った平成2年(1990年)の「1.57ショック」以降も低下を続け、平成17年(2005年)には過去最低の1.26まで低下しました。

平成14年1月発表の「日本の将来推計人口」によれば、出生率の低下の主な要因として、従来の晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下=結婚しても子どもをつくらない世帯」という新しい現象が見られ、少子化が一層進行すると予想されました。これにより、急速な少子化の進行は、今後我が国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、政府・地方自治体・企業等が一体となって対策を進めていくことを義務付けた「次世代育成支援対策推進法*」が平成15年に制定されました。

平成19年12月の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議においては、「結婚や出産・子育てに関する希望と現実のかい離の拡大」や「今後の人口構造の変化を踏まえた重点課題」が重点戦略策定における視点とされており、就労と出産・子育ての二者択一状況を解消し、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を車の両輪として進めていくことが必要なこととされています。

本市では、こうした状況を踏まえつつ、平成17年に策定した「次世代育成支援行動計画（前期計画）」を中期的に見直し、前期計画との整合性を取りつつ、新たに「次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定します。

2. 計画の位置づけ

伊勢崎市次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援対策推進法*の第8条第1項（市町村行動計画）に基づく計画で、本市におけるすべての子どもと家庭を対象に、子どもの家庭、地域、事業所、行政などが子育てに取り組む方向性を示すものです。

なお、この法律は平成26年度までの10年間の時限立法で、市町村行動計画はこの期間において集中的・計画的な取り組みを推進するためのものとなっています。

また、伊勢崎市総合計画をはじめ、本市の既存計画と次世代育成支援行動計画との整合性を図り策定しました。

3. 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法*」は、平成17年度から10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するために制定されました。

平成17年度を初年度とし平成21年度までの5年間を前期、平成22年度から平成26年度までの5年間を後期とする2期10年間を計画期間とします。この計画は平成26年度を目標年度とする後期計画となります。

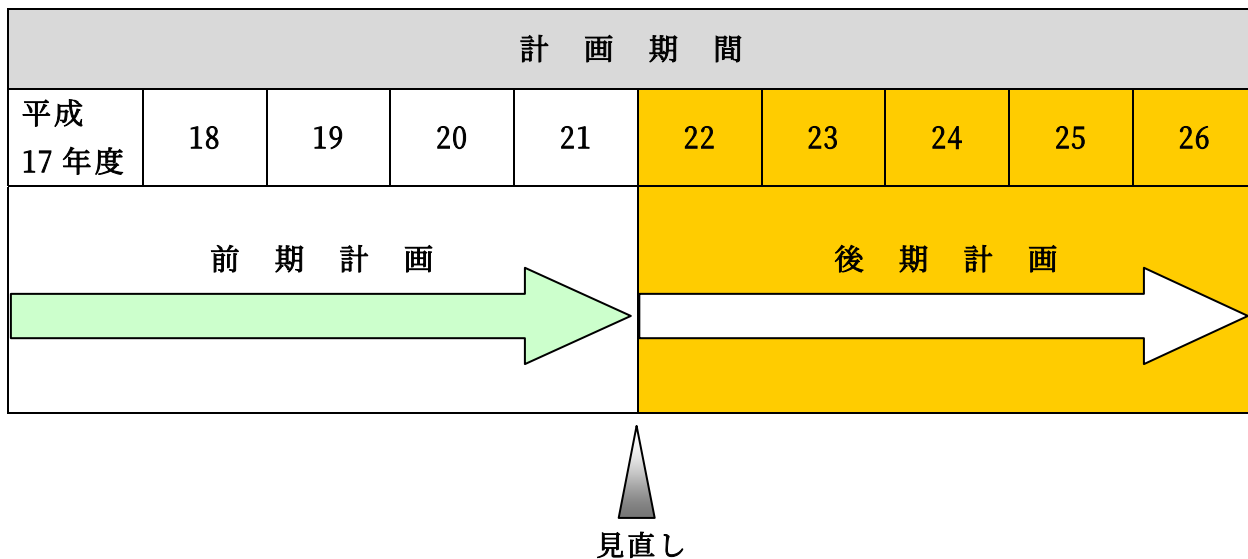


図 次世代育成支援対策行動計画

4. 計画の策定体制

(1) 会議の開催

次世代育成支援行動計画を策定するにあたり、計画策定段階から有識者等の意見を反映させるために必要な措置として、保健福祉関係者や学識経験者、関係団体の代表者からなる「伊勢崎市次世代育成支援対策地域協議会」及び本市の部課長からなる「伊勢崎市次世代育成支援行動計画庁内推進会議」を設置し、計画内容の検討を行いました。

また、庁内推進会議にワーキンググループを設置し調査、研究、情報収集等を行い、庁内推進会議における検討事項の資料を作成しました。

(2) ニーズ調査、団体意見調査による現状の把握

子育て支援に関する市民の生活実態や要望・意見等を把握するため、就学前児童及び就学児童のいる世帯を対象にニーズ調査を実施しました。(ニーズ調査の概要については「第2章、6. ニーズ調査結果の概要」を参照)

また、幼稚園や保育所保護者会、児童センター 母親クラブなどに対して、団体意見調査を実施しました。

◎団体意見調査実施概要

実施期間	平成22年1月7日～1月15日
実施方法	アンケート形式で意見を聴取しました。
意見調査参加団体	1. 名和幼稚園PTA 2. 慈教幼稚園PTA 3. 第三保育所保護者会 4. 白ばら保育園保護者会 5. 境児童センター 母親クラブ
意見調査内容	1. 貴団体が活動を行う上での問題点など 2. 地域生活と子育て家庭の関わりなど 3. 母子の健康に関する事など 4. 子どもの教育に関する事など 5. 住居環境や遊び場、各種施設に関する 6. 仕事と子育ての両立に関する事など 7. 子どもの安全に関する事など 8. 児童虐待や母子父子家庭、障害児への支援に関する事など 9. その他（上記分野以外のものや、区分けが困難なものなど）

(3) パブリックコメントの実施

地域協議会及び庁内推進会議で検討された計画について、決定する前の段階で市民に素案を公表し、市民の意見を募集しました。

第 2 章

現状分析

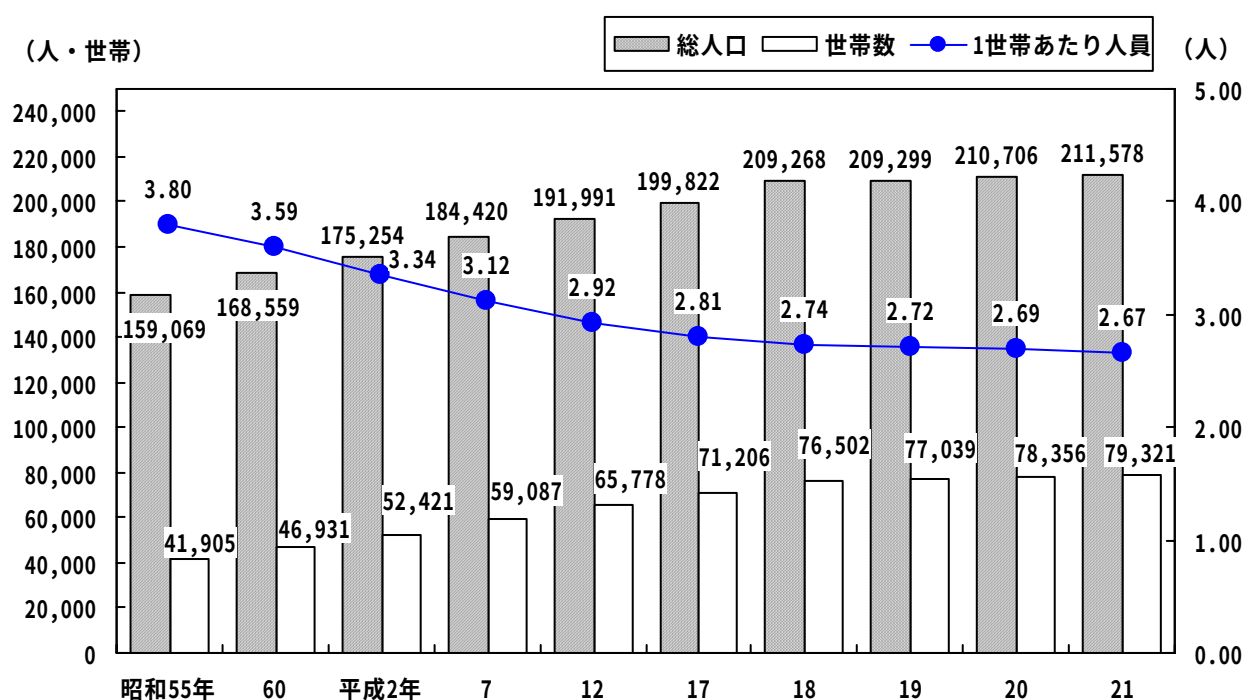
1. 現 状

(1) 人口の推移

総人口の推移をみると、年々増加し平成 21 年には 211,578 人となっています。
世帯数も総人口とともに増加しています。

一方、1 世帯あたりの人員は年々減少し、昭和 55 年には 3.80 人でしたが、平成 21 年には 2.67 人となっています。

総人口と世帯数の推移



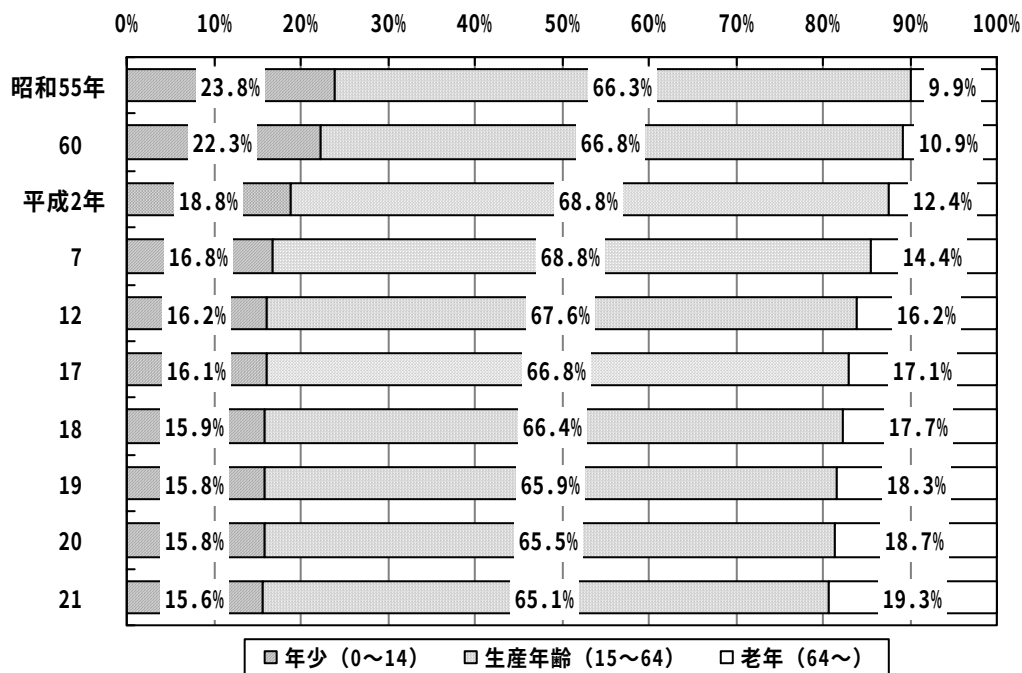
資料：国勢調査および平成 18～21 年は各年 4 月 1 日時点での外国人登録を含む住民基本台帳。

※平成 17 年以前の数値は伊勢崎市、赤堀町、東村、境町の人口データを合算した数値です。

(以降同様)

年齢3区分別人口構成をみると、年少人口（0～14歳）は年々減少し、昭和55年から平成21年にかけて8.2%減少しています。逆に老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、昭和55年から平成21年にかけて9.4%の増加となっており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

年齢3区分別人口構成の推移



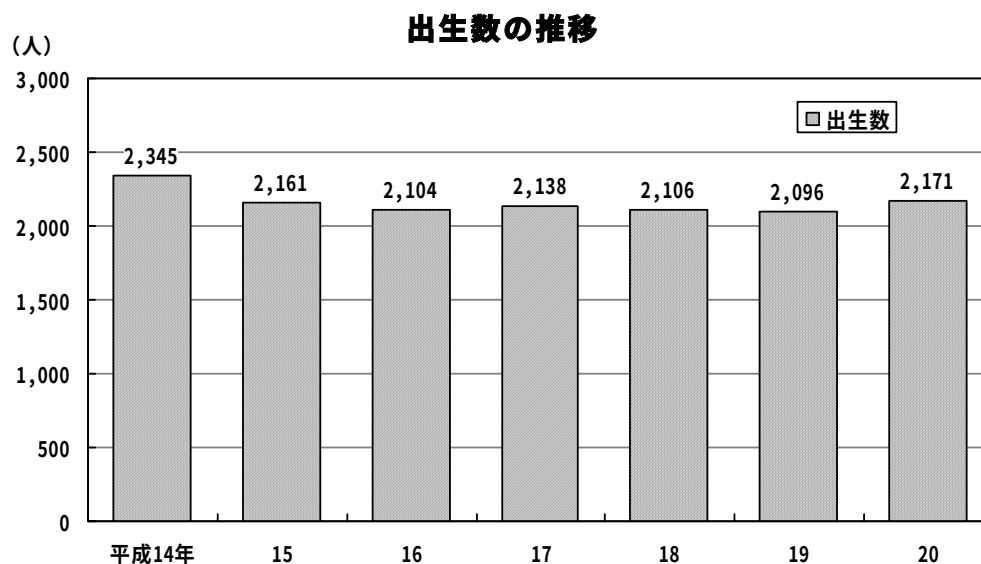
資料：国勢調査および平成18～21年は各年4月1日時点での外国人登録を含む住民基本台帳。



(2) 出生数と合計特殊出生率*の推移

① 出生数の推移

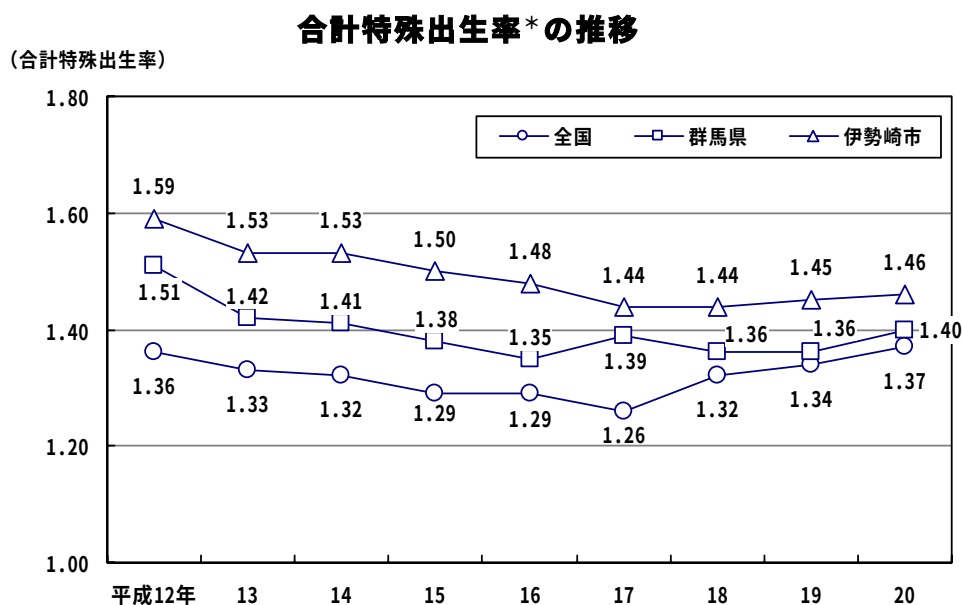
出生数は、平成14年に2,345人でしたが、平成15年以降は減少と増加を繰り返して、平成20年は2,171人となっています。



資料：群馬県健康福祉統計年報

② 合計特殊出生率*の推移

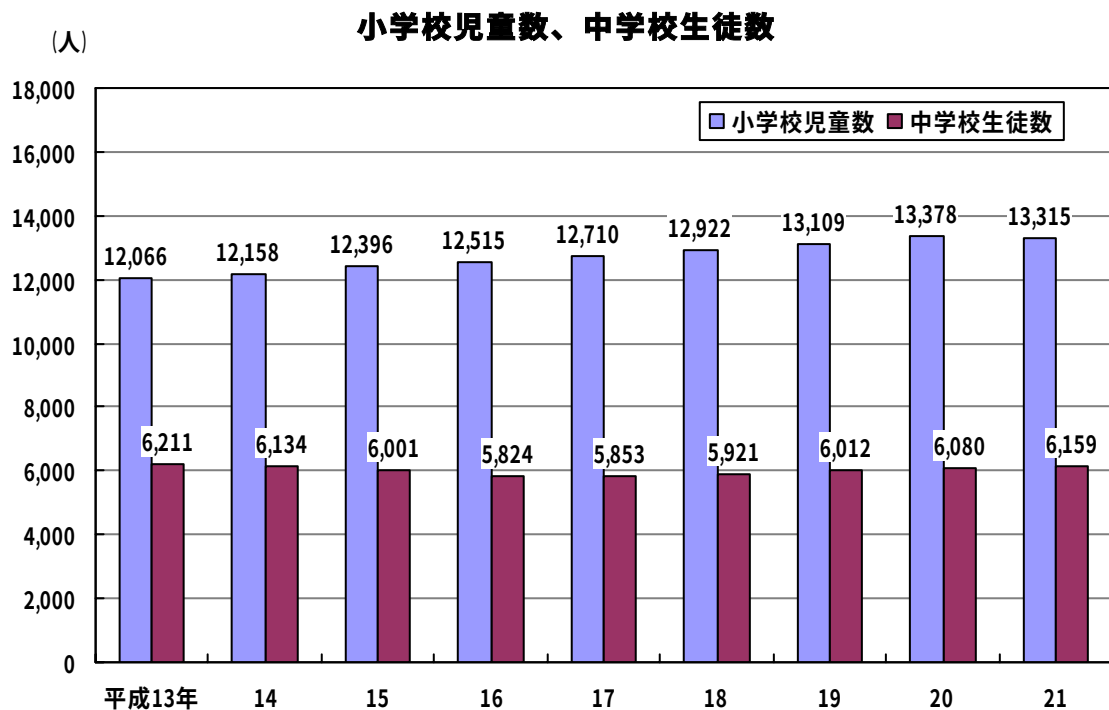
合計特殊出生率*の推移をみると、平成12年から徐々に減少していますが、平成17年以降は横ばい状態で平成20年に1.46となっています。全国や群馬県と比較すると高い出生率となっています。



資料：人口動態統計。群馬県健康福祉統計年報。

（３）児童数と生徒数の推移

小学校児童数は平成20年までは年々増加していましたが、平成21年は13,315人とほぼ横ばいとなっています。中学校生徒数では、平成16年まで減少していましたが、平成17年以降は増加し平成21年は6,159人となっています。



資料：教育委員会（各年5月1日時点での外国籍児童を含む児童数）

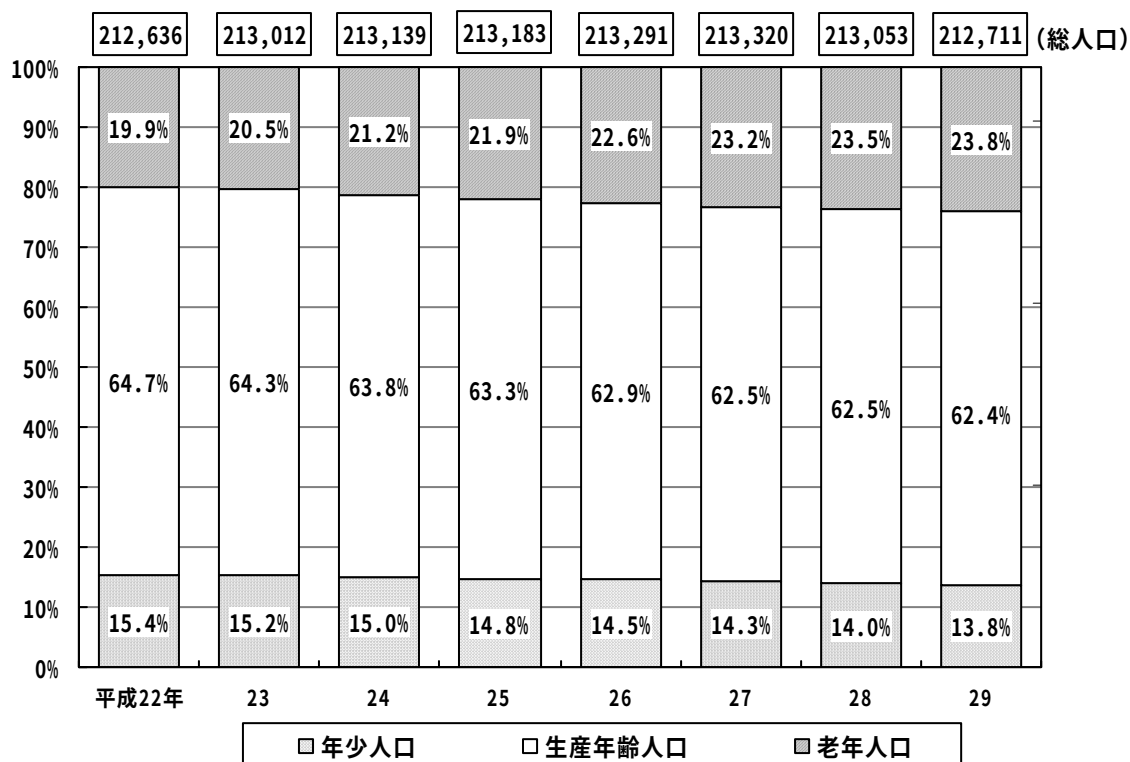


2. 将来人口推計

将来人口を平成17年から平成21年（各年4月1日現在）の住民基本台帳・人口データをもとに推計（コーホート変化率法*）を行ったところ、総人口は、ほぼ横ばい状態と予想されます。しかし、年少人口（0～14歳）の割合は年々減少し、老年人口（65歳以上）の割合は増加傾向と予想され、少子高齢化が進行することが予想されます。

児童人口推計をみると、年々減少傾向にあり平成29年は29,253人と予想されます。

■総人口、3区分別人口割合の推計



児童人口推計	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
0～4歳	10,379	10,165	9,962	9,685	9,468	9,262	9,074	8,904
5～9歳	11,052	10,770	10,603	10,518	10,374	10,260	10,046	9,842
10～14歳	11,308	11,440	11,469	11,346	11,178	10,954	10,673	10,507
合計（0～14歳）	32,739	32,375	32,034	31,549	31,020	30,476	29,793	29,253

※住民基本台帳（平成17～平成21）からコーホート変化率法*により推計人口を算出。

3. 乳幼児の健康

(1) 乳幼児健康診査

① 乳幼児健康診査の受診率

乳幼児健診の受診率は、4 か月児健康診査を除き、平成 20 年度は受診率が増加しています。

■乳幼児健康診査の受診率

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
4 か月児健康診査	92.4%	93.1%	93.6%	91.8%
10 か月児健康相談	85.7%	77.6%	86.2%	89.0%
1 歳 6 か月児健康診査	83.2%	84.0%	85.3%	85.9%
2 歳 3 か月児歯科健康診査	68.8%	66.3%	68.0%	68.0%
3 歳児健康診査	85.5%	83.8%	82.7%	84.7%

資料：健康管理課

② 診察所見（平成 20 年度）

乳幼児健診時の医師の診察所見では、4 か月児健康診査の湿疹・血管腫が 117 件と最も多くなっています。1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査と年齢が上がるにつれ、診察所見件数が減少しています。

■乳幼児健康診査結果（平成 20 年度）

	4 か月児健康診査	1 歳 6 か月児健康診査	3 歳児健康診査
所見	湿疹・血管腫（117） 股関節開排制限（74） 頭部変形（55） 未定頸（24） 体重増加不良（18） 陰のう水腫（8） 喘鳴（8） その他	湿疹（12） 心雑音（6） 停留睪丸（4） その他	包茎・停留睪丸（9） 扁桃腺肥大（7） 湿疹（6） 心機能異常（4） その他
合計	416 件	56 件	32 件

資料：健康管理課

③ 歯科保健

一人平均むし歯数は、1 歳 6 か月児から 3 歳児になる段階で急激に増えていることが分かります。

■むし歯の状況

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
1 歳 6 か月児健康診査	むし歯有病者数（人）	46	56	40	48
	一人平均むし歯数（本）	0.06	0.09	0.06	0.08
3 歳児健康診査	むし歯有病者数（人）	401	386	421	332
	一人平均むし歯数（本）	0.76	0.82	0.82	0.73

資料：健康管理課

④ 乳幼児健康診査での相談内容

各乳幼児健康診査時に相談したいこととして、保護者から寄せられた相談内容を分類したところ、乳幼児の年齢により相談内容は様々ですが、身体や生活・育児についての相談が多くなっています。

■保護者の心配ごと（平成20年度）

	4か月児健康診査（受診者 1,966 人）			1歳6か月児健康診査（受診者 1,837 人）		
	件数	%	内 容	件数	%	内 容
身体	739	37.6	湿疹・皮膚（175） 体重の増加（66） 便秘（54） 病気について（42） 目のこと（39） アレルギー（25） 耳の聞こえ（11） 歯のこと（6） その他（321）	281	15.3	湿疹（4） 皮膚のこと（13） 体重増加（28） アレルギー（19） 目のこと（14） 耳の聞こえ（1） 歯のこと（39） 病気（28） 左利き（8） 便秘（10） その他（117）
生活・育児	283	14.4	夜泣き、泣くこと（27） 予防接種（27） くせ（27） 育児（20） 生活リズム（19） 親のかかわり（3） 母乳が足りているか（2） 離乳食（1） その他（157）	495	26.9	食事間隔（2） 食事のしつけ（18） 卒乳（79） 生活リズム（7） しつけ・しかり方（59） 親のかかわり（12） 夜泣き（15） 歯磨き（31） トイレトレーニング（21） 事故・けが（8） 育児（29） その他（129）
発達	42	2.1	定額（16） ねがえり（2） その他（24）	112	6.1	歩行・歩き方（22） 言葉（69） 理解（7） その他（14）
対人	7	0.4	人見知り（6） その他（1）	91	5.0	人見知り（21） かんしゃく（20） 目があわない（1） 甘えいたずら（1） 人をぶつ（15） 落ち着きがない（18） その他（15）
栄養	206	10.5	母乳・ミルクの量（126） 離乳食の進め方（54） 離乳食の量（2） その他（24）	119	6.5	食事・離乳食の量（21） 母乳・ミルク（4） 食事のすすめ方（9） 小食（15） むら食い（14） 偏食（17） その他（39）

※%は受診者に対する件数の割合

資料：健康管理課

⑤ 乳幼児の生活リズム

1歳6か月児と3歳児とも早寝早起きの子どもの割合が漸増傾向にあります。

■早寝早起きの子どもの割合（朝8時以前の起床、夜10時前の就床）

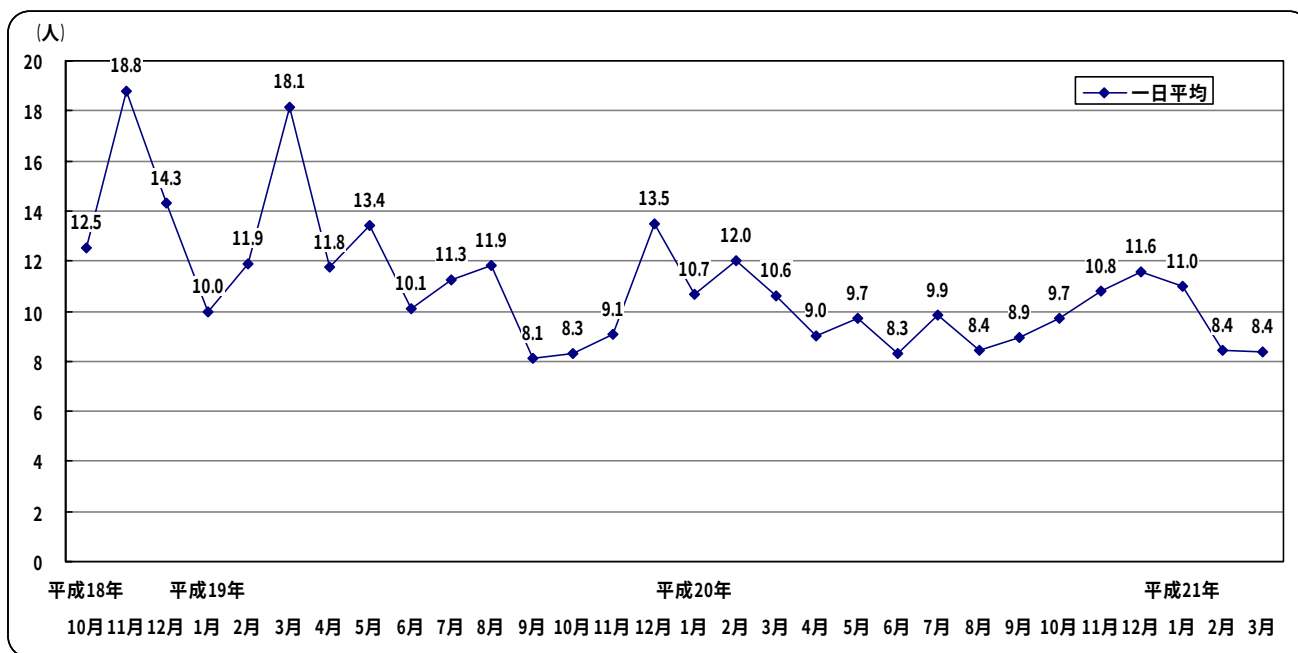
区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1歳6か月児健康診査（％）	61.0	60.0	65.1
3歳児健康診査（％）	52.0	51.3	55.9

資料：健康管理課

（2）小児医療の現状

平成18年10月からの小児夜間救急外来の受診者数をみると、夜間診療中（8時から11時）に一日平均で8人から20人の受診がありました。

■小児夜間救急外来の受診者数（1日平均人数）



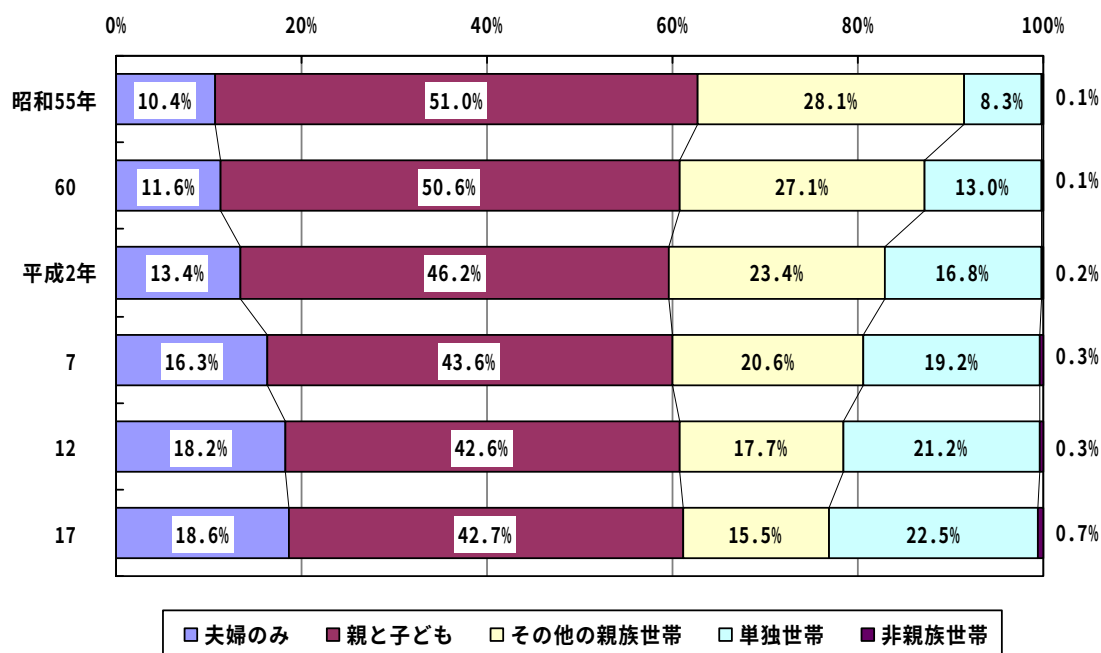
資料：医師会病院

4. 子育て家庭の状況

(1) 世帯の動向

① 家族形態の変化

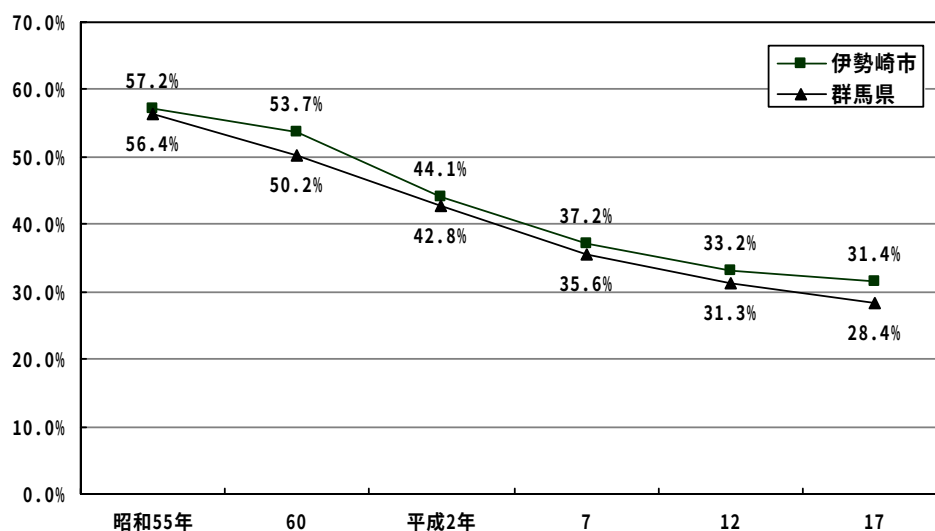
家族形態の変化をみると、「夫婦のみの世帯」「単独世帯」が増加しています。「親と子ども」の同居世帯は、昭和55年以降減少し平成17年では42.7%となっています。昭和55年と平成17年では8.3%の減少となります。



資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯

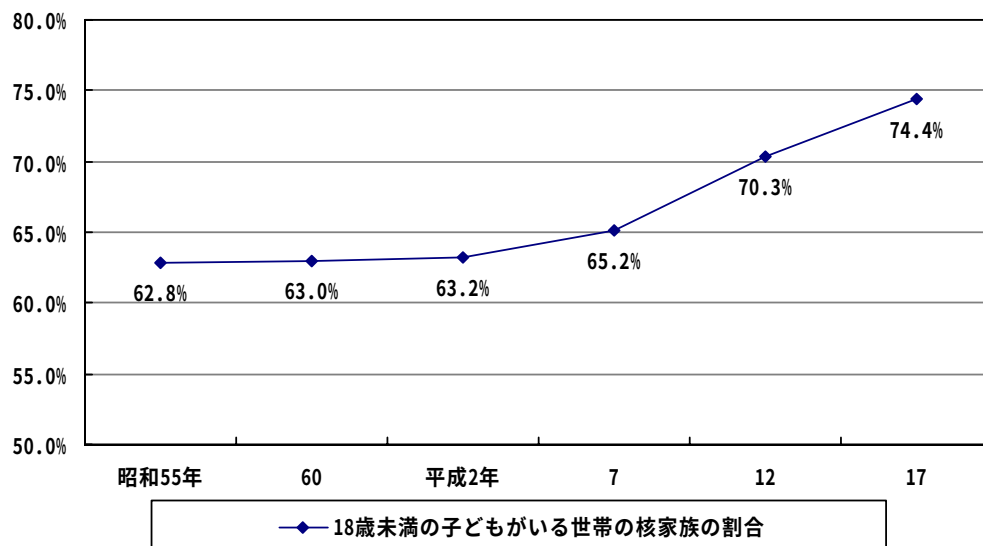
18歳未満の子どもがいる世帯の推移をみますと、昭和55年以降減少し、平成17年は31.4%となっています。少子化や夫婦のみの世帯が増加しているため、子どもとの同居世帯が減少していることがうかがえます。



資料：国勢調査

③ 18歳未満の子どもがいる核家族の割合

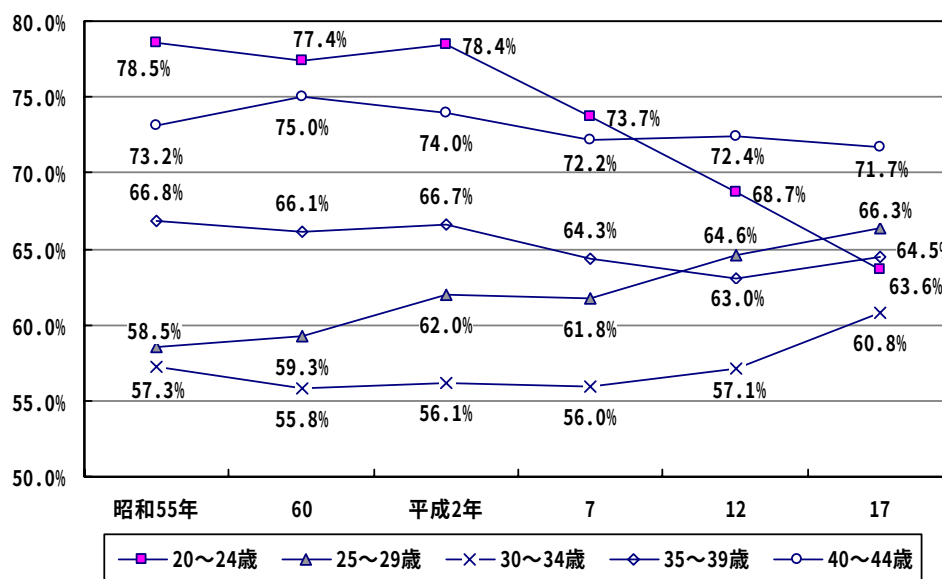
核家族の割合をみると、平成2年以降の増加が顕著となっています。昭和55年に62.8%でしたが、平成17年は74.4%と11.6%の増加となっています。



資料：国勢調査

(2) 女性の就労状況

女性の就労状況をみると、20歳～24歳が平成2年以降減少し、平成17年は63.6%となっています。25歳～29歳、30歳～34歳はともに平成7年以降増加しています。



資料：国勢調査

5. 子育て支援サービスの状況

(1) 公立保育所・私立（認可）保育園と入園児童数の状況

平成 21 年 4 月 1 日現在の保育所（園）は、公立が 8 施設、私立が 36 施設の合計 44 施設あり、児童数は 44 施設の定員合計 5,135 人に対し、入所円滑化*により 5,614 人の児童が入所しており、入園児童数の推移をみると年々増加しています。

また、施設によっては、延長保育、一時預かり、学童保育、子育て支援事業、休日保育の各保育サービスを実施しています。

■公立保育所・私立（認可）保育園施設数

保育所(園)施設数	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
公 立	11	11	11	10	8
私 立	32	33	33	34	36
合 計	43	44	44	44	44

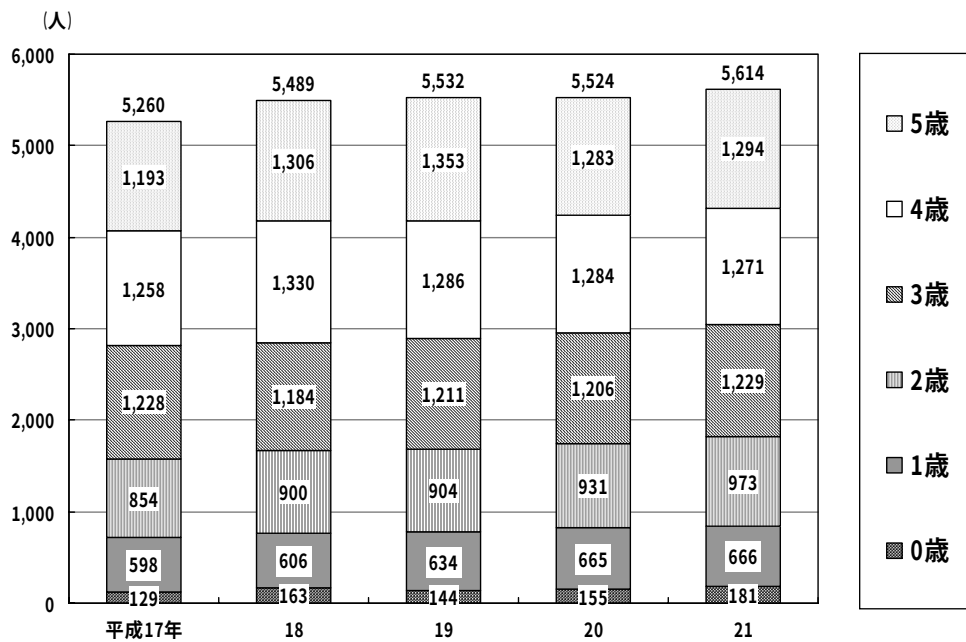
資料：保育課（各年度 4 月 1 日）

■定員数と入所児童数の推移

	定員（人）	入所児童数（人）		
	総数	総数	公立	私立
平成 17 年度	4,795	5,260	1,102	4,158
平成 18 年度	5,005	5,489	1,085	4,404
平成 19 年度	5,115	5,532	1,087	4,445
平成 20 年度	5,085	5,524	1,018	4,506
平成 21 年度	5,135	5,614	819	4,795

資料：保育課（各年度 4 月 1 日）

■ 保育園入所児童数の推移



資料：保育課（各年 4 月 1 日）

■ 保育園年齢別入所者数

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
公 立	26	95	135	206	184	173	819
私 立	155	571	838	1,023	1,087	1,121	4,795
合 計	181	666	973	1,229	1,271	1,294	5,614

資料：保育課（平成 21 年 4 月 1 日現在）

■ 公立保育所・私立（認可）保育園一覧

区分	保育所（園）名	定員	対象乳幼児	特別保育事業				
				延長	一時	学童	子育て支援	休日
公立	第一保育所	150	2ヶ月～	○	○		○	
	第二保育所	60	1歳～	○				
	第三保育所	90	2ヶ月～	○				
	第四保育所	90	2ヶ月～	○				
	あずま保育所	150	4ヶ月～	○	○			
	境こぼと保育所	120	10ヶ月～	○	○			
	境いよく保育所	90	10ヶ月～	○				
	境ひので保育所	90	10ヶ月～	○	○			
私立	西園保育園	120	2ヶ月～	○	○			
	ひかりのこ保育園	90	2ヶ月～	○	○		○	
	はちす保育園	150	2ヶ月～	○	○	○		
	やさか保育園	60	2ヶ月～	○	○			
	かしま保育園	90	2ヶ月～	○	○			○
	ひばり保育園	180	3ヶ月～	○	○	○		
	羽黒保育園	150	2ヶ月～	○	○	○	○	
	白ばら保育園	240	3ヶ月～	○	○	○	○	
	みやさと保育園	240	3ヶ月～	○	○	○	○	○
	茂呂保育園	120	3ヶ月～	○	○	○		
	ひまわり保育園	90	3ヶ月～	○	○		○	
	わかくさ保育園	210	2ヶ月～	○	○	○	○	
	日乃出保育園	90	3ヶ月～	○	○			
	二葉保育園	120	2ヶ月～	○	○		○	
	なかよし保育園	60	3ヶ月～	○	○			
	ゆたか保育園	120	2ヶ月～	○	○	○	○	○
	しいの実保育園	180	3ヶ月～	○	○	○	○	
	三郷保育園	240	3ヶ月～	○	○		○	
	太陽保育園	120	3ヶ月～	○	○	○	○	
	茶々 i タワー花の森保育園	45	2ヶ月～	○	○		○	
	こまくさ保育園	120	2ヶ月～	○	○		○	
	大光寺保育園	120	3ヶ月～	○				
	大林寺保育園	150	3ヶ月～	○			○	
	たから保育園	150	3ヶ月～	○				
	間野谷保育園	90	3ヶ月～	○				
	若竹保育園	150	2ヶ月～	○	○			
	むつみ保育園	90	4ヶ月～	○	○			
	田部井保育園	60	4ヶ月～	○	○		○	
	青空保育園	120	3ヶ月～	○	○		○	

資料：保育課（平成 21 年 4 月 1 日現在）

■ 公立保育所・私立（認可）保育園一覧（つづき）

区分	保育所（園）名	定員	対象乳幼児	特別保育事業				
				延長	一時	学童	子育て支援	休日
私立	ふちな保育園	90	4ヶ月～	○	○			
	つくし保育園	90	2ヶ月～	○	○		○	
	めざめ保育園	90	3ヶ月～	○	○			
	あけぼの保育園	60	3ヶ月～	○	○		○	
	島村めぐみ保育園	20	3ヶ月～	○	○			
	さかい保育園	90	3ヶ月～	○	○		○	
	すみれ保育園	90	2ヶ月～	○	○		○	

資料：保育課（平成 21 年 4 月 1 日現在）



(2) 幼稚園の状況

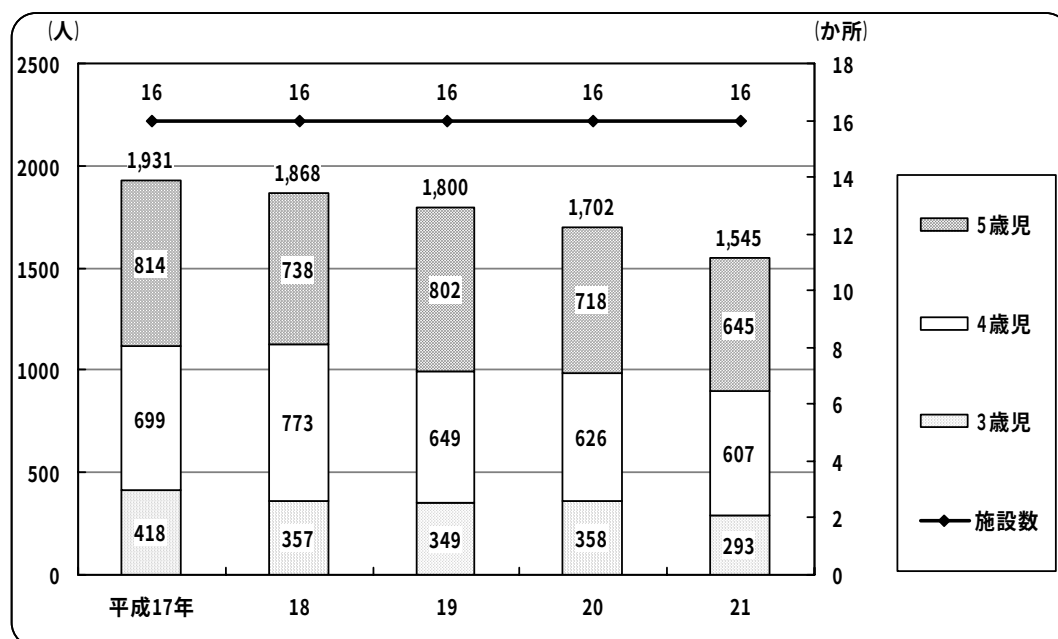
幼稚園は、公立 10 施設、私立 6 施設で、合計 16 施設あります。平成 21 年 5 月時点の合計児童数は 1,545 人です。

■幼稚園の状況

名 称	公立・私立	定員	入園児数	利用者数内訳			延長保育	預り保育
				3 歳	4 歳	5 歳		
第一幼稚園	公立	—	30	—	16	14		○
南 幼稚園	公立	—	47	—	18	29		○
殖蓮幼稚園	公立	—	49	—	24	25		○
茂呂幼稚園	公立	—	50	—	24	26		○
三郷幼稚園	公立	—	30	—	13	17		○
宮郷幼稚園	公立	—	53	—	25	28		○
名和幼稚園	公立	—	24	—	11	13		○
豊受幼稚園	公立	—	24	—	11	13		○
あかぼり幼稚園	公立	200	148	—	72	76		○
あずま幼稚園	公立	200	85	—	33	52		○
すみよし幼稚園	私立	225	200	55	74	71	○	
さくら幼稚園	私立	260	182	52	63	67	○	
慈教幼稚園	私立	240	155	39	62	54	○	
愛の光幼稚園	私立	160	134	47	40	47	○	
こひつじ幼稚園	私立	120	109	32	41	36	○	
田部井幼稚園	私立	320	225	68	80	77	○	

※旧伊勢崎地区の市立幼稚園は、4 歳児 30 人定員、5 歳児は定員なし
資料：学校教育課（平成 21 年 5 月 1 日現在）

■幼稚園数と在園児童数の推移



資料：教育総務課（各年 5 月 1 日現在）

(3) 学童保育の状況

市内には、33の学童保育施設があり、入所児童の合計は、低学年（3年生以下）の児童が多くなっています。また、平成17年からの推移をみると、年々入所児童数が増加し、平成21年は2,096人となっています。

■学童保育・学年別入所者数の状況

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
入所者数	673	608	474	192	102	47	2,096

資料：保育課、児童家庭課（平成21年4月1日現在）

■学童保育入所者数の推移

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
入所者数	1,085	1,706	1,799	1,873	2,096

資料：保育課、児童家庭課（各年4月1日現在）

■学童保育の状況（33施設）

名 称	小学校区	設置主体
あすなろ館児童クラブ	広瀬小学校	社会福祉法人
あすなろ館児童クラブ第2	広瀬小学校	社会福祉法人
ひろせこどもの家児童クラブ	広瀬小学校	運営委員会
ハローキャンパス児童クラブ	宮郷小学校	社会福祉法人
トトロの家児童クラブ	三郷小学校	運営委員会
さくらんぼ児童クラブ	殖蓮小学校	運営委員会
どんぐり児童クラブ	坂東小学校・名和小学校	社会福祉法人
児童クラブ赤城	殖蓮小学校	社会福祉法人
ひまわり児童クラブ	北第二小学校	運営委員会
あおぞら児童クラブ	殖蓮第二小学校	運営委員会
もろ児童クラブ	茂呂小学校	運営委員会
ゆたか児童クラブ	豊受小学校	社会福祉法人
児童クラブみらい	宮郷第二小学校	運営委員会
北児童クラブ	北小学校	運営委員会
学童保育所すぎな教室	境小学校	保護者会
学童保育所ひまわり教室	境剛志小学校	保護者会
学童保育所たけのこ教室	境東小学校	保護者会
学童保育所うねめ教室	境采女小学校	保護者会
児童クラブポプラ	豊受小学校	社会福祉法人
放課後児童クラブわかば	宮郷第二小学校	運営委員会
なのはな児童クラブ	宮郷第二小学校	運営委員会
こどもiらんど	北小学校	運営委員会
アルバ学童クラブ	三郷小学校	運営委員会
よつば児童クラブ	あずま南小学校	運営委員会
宮郷第二小学校放課後児童クラブ	宮郷第二小学校	伊勢崎市
南小学校放課後児童クラブ	南小学校	伊勢崎市
殖蓮小学校放課後児童クラブ	殖蓮小学校	伊勢崎市
赤堀児童館放課後児童クラブ	赤堀小学校	伊勢崎市
赤堀南児童館放課後児童クラブ	赤堀南小学校	伊勢崎市
赤堀あさひ児童館放課後児童クラブ	赤堀東小学校	伊勢崎市
さざんか児童館放課後児童クラブ	あずま小学校	伊勢崎市
きく児童館放課後児童クラブ	あずま北小学校	伊勢崎市
あやめ児童館放課後児童クラブ	あずま南小学校	伊勢崎市

資料：保育課、児童家庭課（平成21年4月1日現在）

(4) 児童館の状況

児童館の利用者は、平成 18 年度以降減少し、平成 20 年度は 225,689 人となっています。

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
児童館利用者数	252,531	262,669	234,275	225,689

資料：児童家庭課（各年度 3 月 31 日現在）

■その他の子育て支援関連施設

	整備年度	施設名
児童館	昭和 54 年度	児童センター
	昭和 60 年度	赤堀児童館
	平成 9 年度	さざんか児童館
	平成 10 年度	赤堀南児童館
	平成 10 年度	あやめ児童館
	平成 11 年度	きく児童館
	平成 13 年度	境児童センター
	平成 15 年度	境児童館どんぐり
	平成 16 年度	赤堀あさひ児童館

資料：児童家庭課

(5) ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センターの会員数は年々増加し、平成 21 年は 527 人となっています。

区 分		平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
会員数	依頼会員	169	245	298	351	392
	提供会員	58	73	85	95	103
	両方会員	22	26	29	29	32
	合 計	249	344	412	475	527

資料：保育課（各年 4 月 1 日現在）

6. ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の目的

本調査は、子育て支援に関する市民の生活実態や要望・意見等を把握し、次世代育成支援の後期行動計画（平成22年度～平成26年度）を策定するための基礎資料を得ることを目的とします。

(2) 調査の概要

本調査は、市内に在住の就学前児童（0歳～5歳）、及び就学児童（小学1年生～小学6年生）のいる世帯について、平成21年3月に調査を行いました。

本調査の調査対象者数は下表に示すとおりです。

区 分	就学前児童	就学児童
調査対象地域	市全域	
調査形式	アンケート調査	
配布・回収方法	配布・郵送、回収（郵送、一部窓口回収）	
調査期間	平成21年3月	

■回収結果

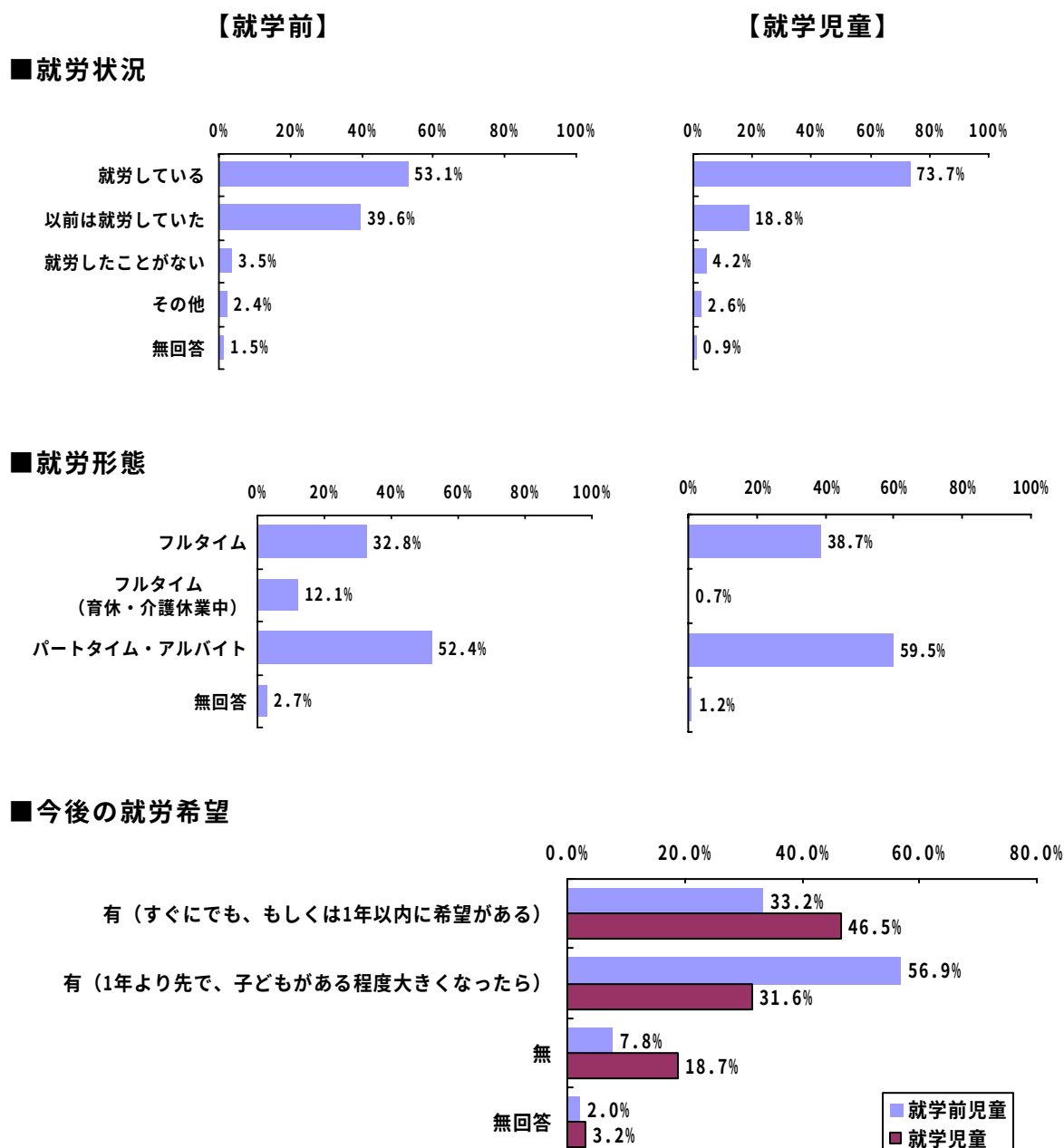
区 分	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,710	807	47.2%
就学児童	1,710	831	48.6%
合 計	3,420	1,638	47.9%

(3) 調査結果の概要

① 母親の就労状況

「就労している」の回答が就学前が53.1%、就学児童が73.7%とともに多く、就労形態はパートタイム・アルバイト、フルタイムが多くなっています。

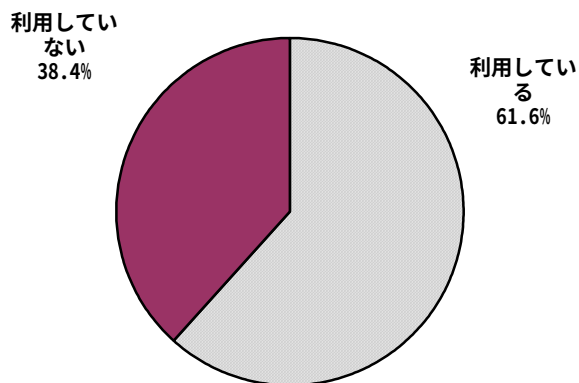
未就労者の今後の就労希望は、「有(すぐにでも、もしくは1年より先)」が就学前で90.1%、就学児童では78.1%と大半の母親が就労を希望し、就労形態としては、「パートタイム、アルバイト等による就労」が大半を占めています。現状では、就労していない方(専業主婦等)も子どもがある程度大きくなったら就労したいとする母親も多く、今後、現在の専業主婦の方も就労し、共働き家庭になることが見込まれます。



② 保育サービスの利用状況

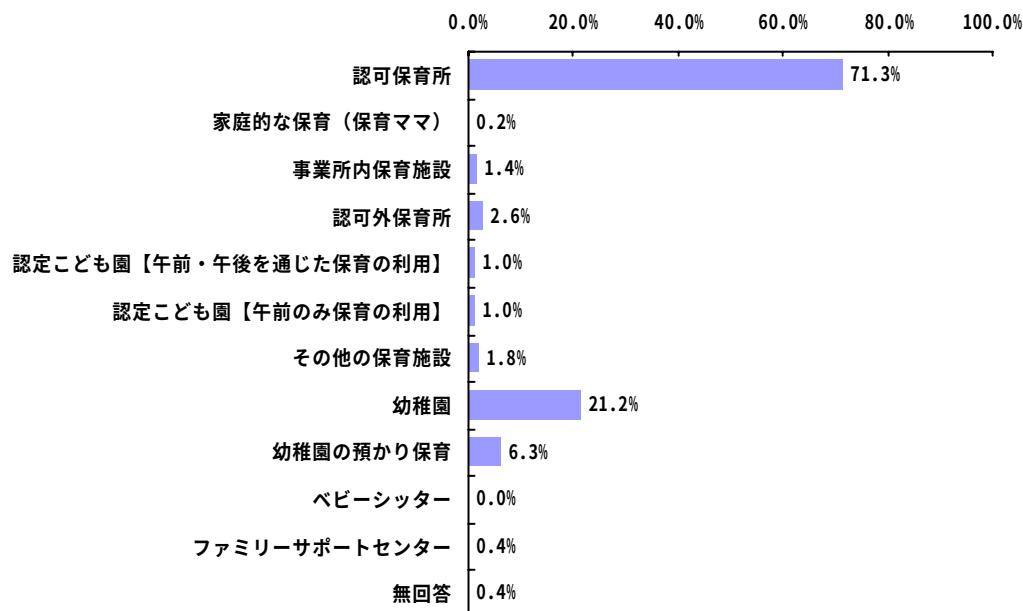
「利用している」が 61.6%、「利用していない」が 38.4%と、利用の有無については利用している方が多い割合となっています。

■保育サービスの利用について



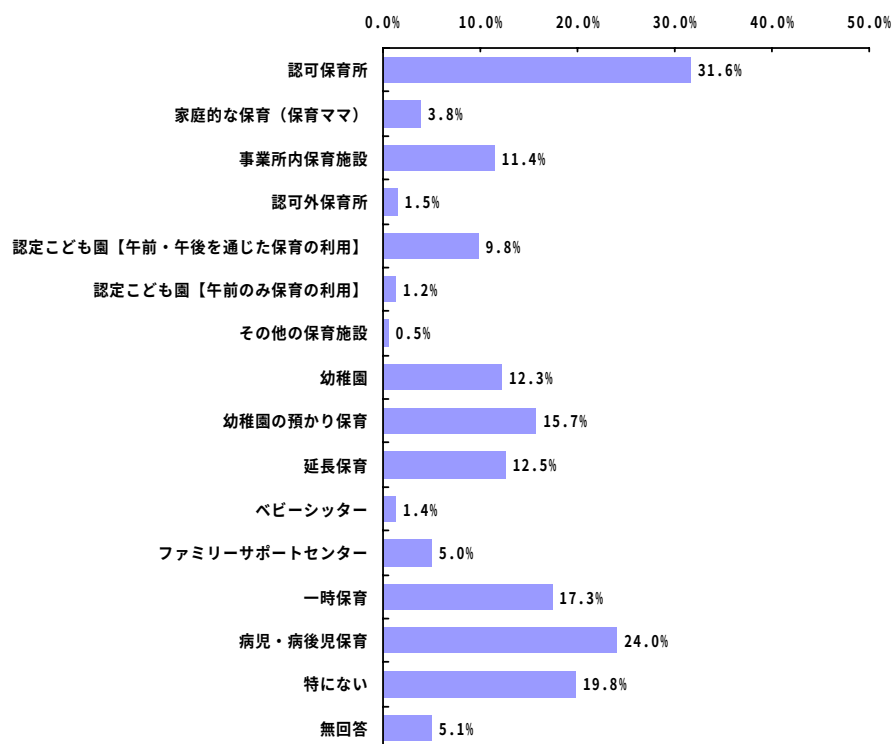
「利用している」を回答された方では「認可保育所」が 71.3%と最も多く、次いで「幼稚園」が 21.2%となっています。

■利用している保育サービス

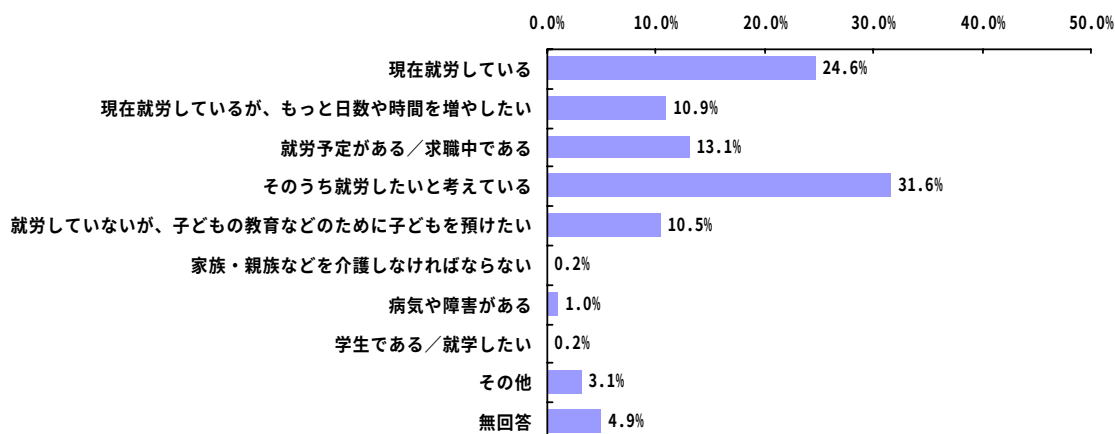


今後の利用したいサービスは「認可保育所」が31.6%と多く、次いで「病児・病後児保育」、「一時保育」となっています。利用したい理由としては、「そのうち就労したいと考えている」が31.6%と多く、次いで「現在就労している」が24.6%となっており、合わせて5割以上が就労の都合により保育サービスを利用したいと回答しています。

■今後利用したい保育サービス



■今後保育サービスを利用したい理由

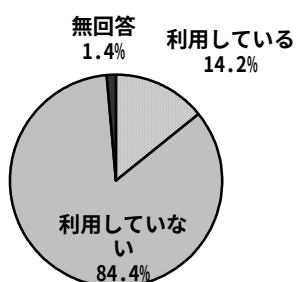


③ 学童保育の利用状況

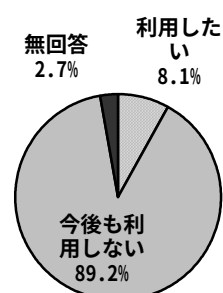
利用者が14.2%、未利用者が84.4%。利用の理由は「現在就労している」が91.5%で大半を占めています。未利用の理由は、「現在就労していないから」が28.0%と多くなっています。今後の利用意向は、現在利用していない人のうち8.1%が、今後「利用したい」と回答しています。また、来年度就学予定の児童を持つ保護者の方の利用意向については、「利用したい」が35.3%、「利用予定はない」が32.2%となっています。

【就学児童】

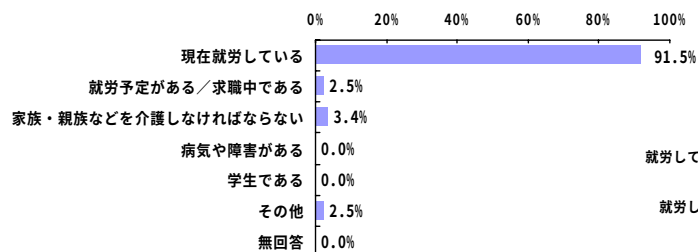
■学童保育の利用について



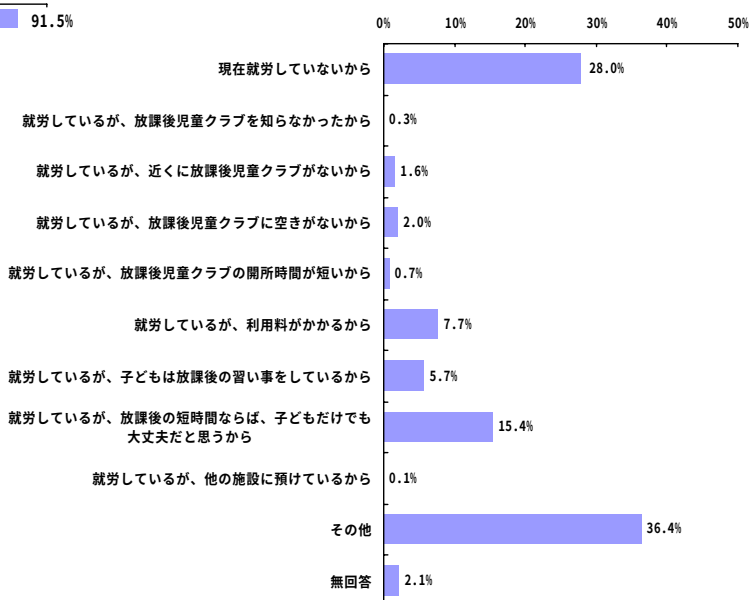
■現在、学童保育を利用していない人の今後の利用意向



■学童保育を利用している理由

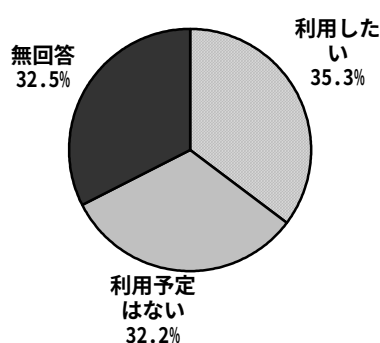


■学童保育を利用していない理由



【就学前】

■来年度就学予定の児童の利用意向



④ 仕事と子育て・家事について

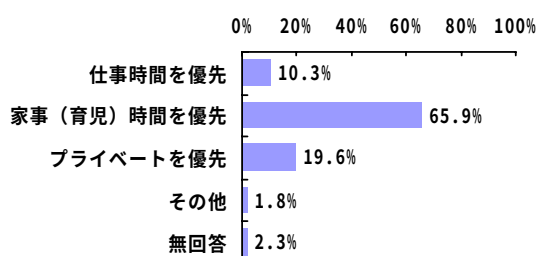
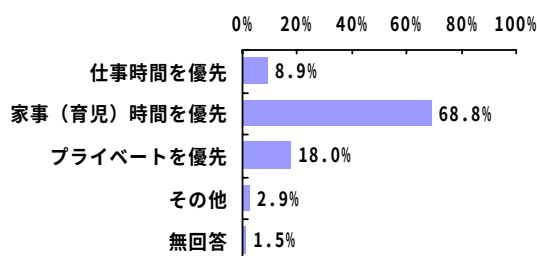
生活の中の時間で最も優先させたい希望は、就学前、就学児童ともに「家事(育児)」が6割以上となっています。現実としては就学児童で、「仕事」を優先している割合が高く、48.5%と半数近い割合となっています。

【就学前】

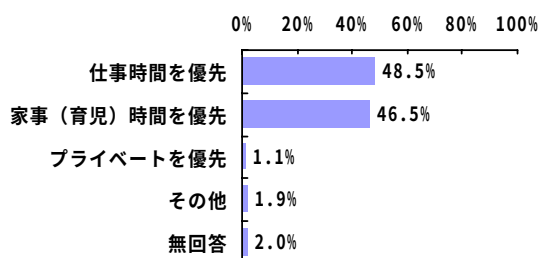
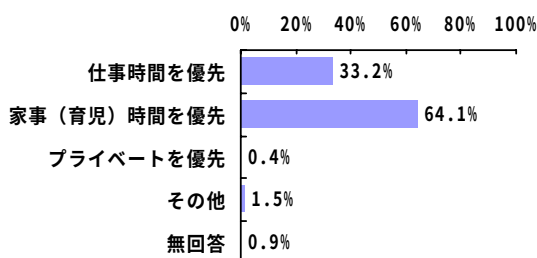
【就学児童】

■仕事と子育て・家事について

◎希望



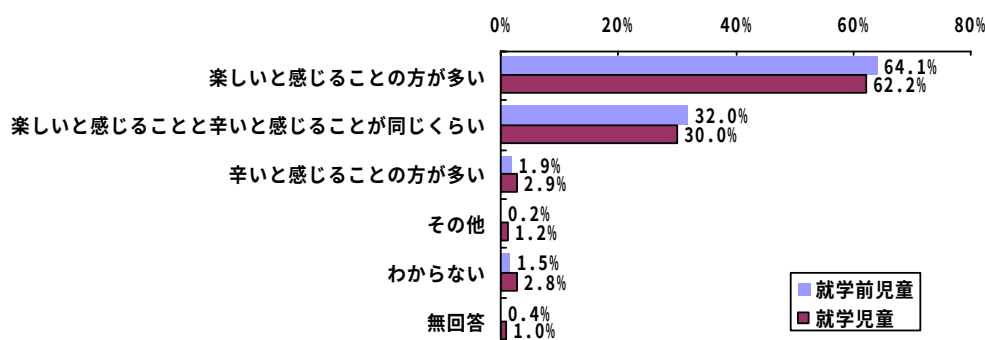
◎現実



⑤ 子育ての不安と悩みについて

子育てに関して不安や負担などを感じているのかについて、「辛いと感じることの方が多い」割合が「就学前」では1.9%、「小学生」では2.9%と少ない割合となっていますが、子どもが就学しても辛さが変わらないことが伺えます。一方、「楽しいと感じることの方が多い」ではともに6割以上の回答となっています。

■子育ての不安と悩みについて

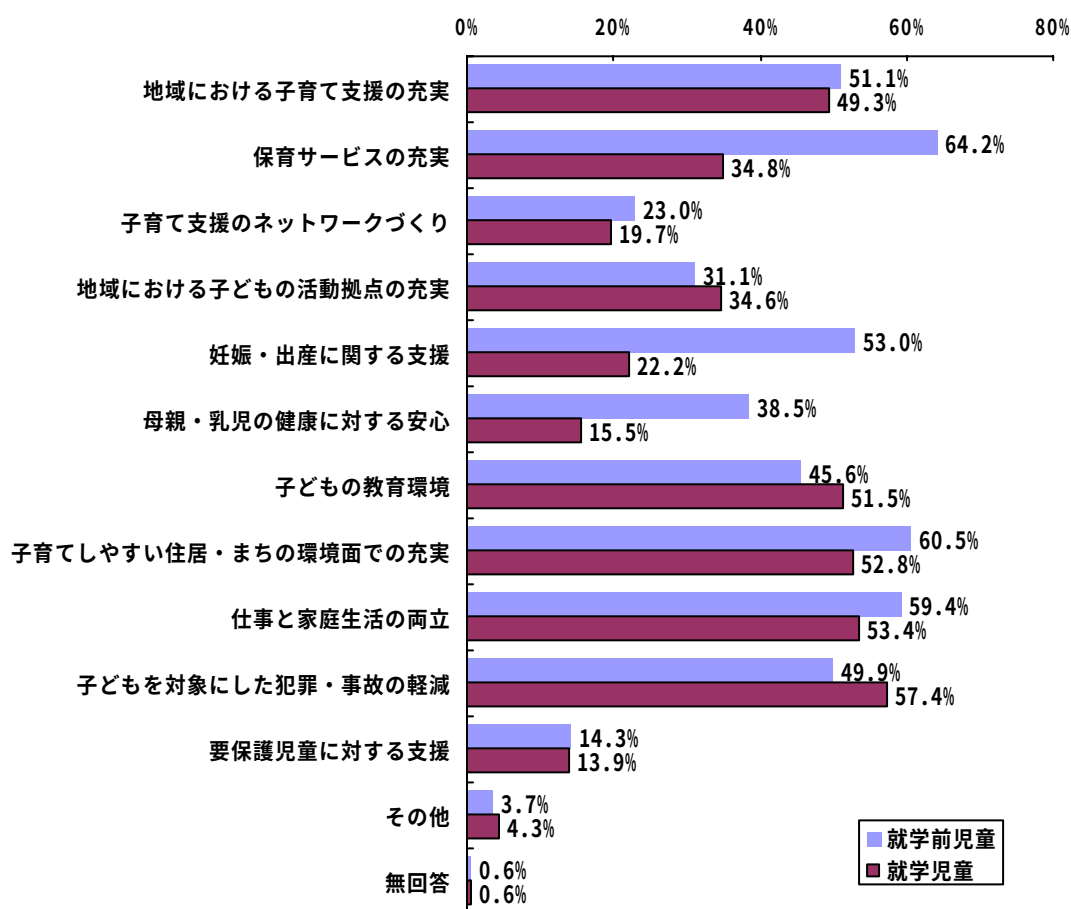


⑥ 子育てをする中で有効な支援や対策について

就学前では「保育サービスの充実」が64.2%、就学児童では「子どもを対象とした犯罪・事故の軽減」が57.4%と多くなっています。また、「子育てしやすい住居、まちの環境面での充実」や「仕事と家庭生活の両立」についても回答が多く、必要性の高い施策であることがうかがえます。

現在、子育てで辛さを感じている保護者では、辛さを解消するために必要なこととして「仕事と家庭生活の両立」がともに5割以上となっており、仕事と家庭の両立の難しさがうかがえる結果となっています。

■子育てをする中で有効な支援や対策について

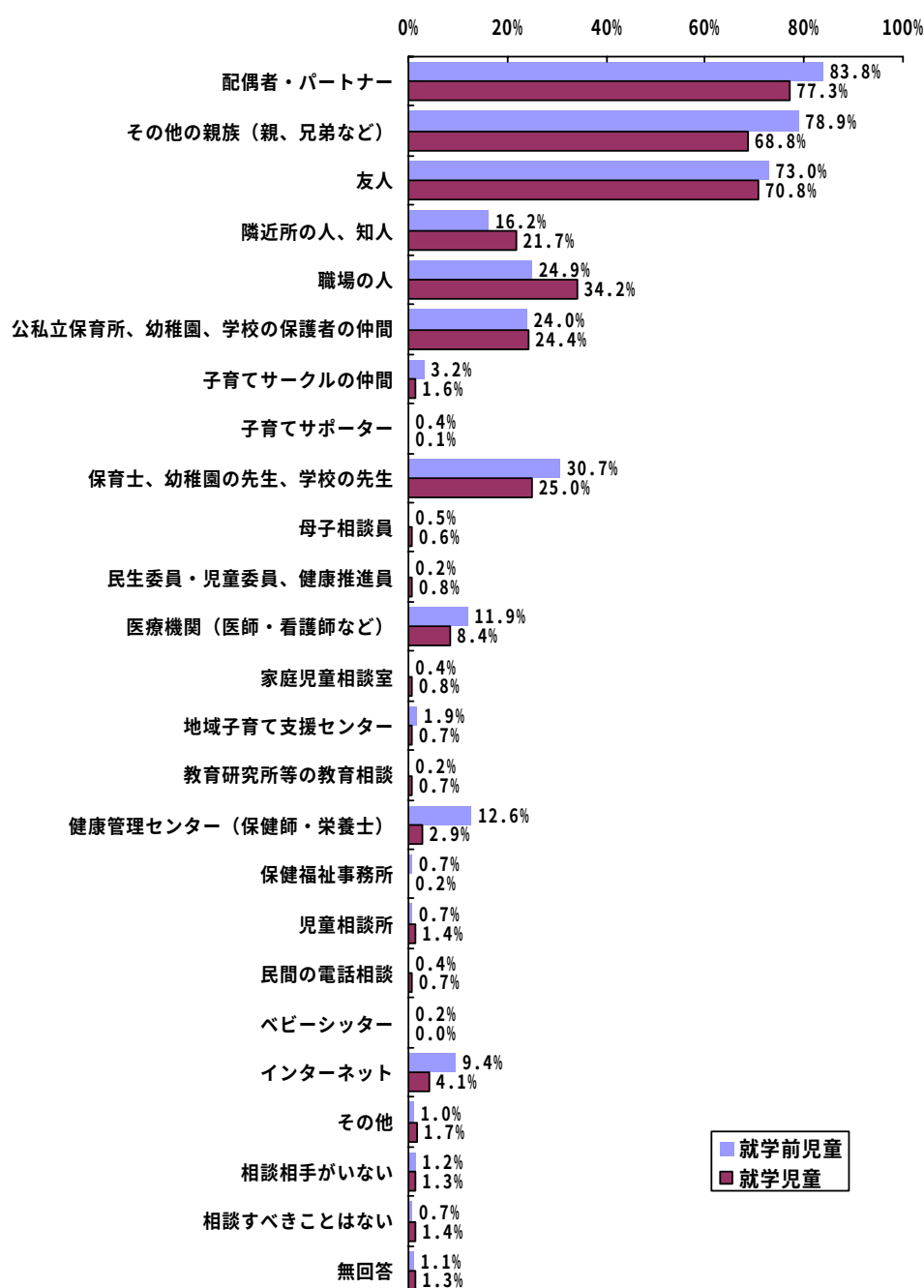


⑦ 子育てに関する相談相手の有無について

「配偶者・パートナー」、「親族（親、兄弟など）」、「友人」と回答された方が、就学前児童、就学児童ともに身近でより親しみやすい人に相談している方が多くなっています。

また、「相談相手がない」については「就学前児童」が1.2%、「就学児童」では1.3%と少数ですが、子育てに関する相談ができない方もいます。

■子育てに関する相談相手



7. 前期計画事業の実績

前期計画・特定事業の実績は、以下のとおりです。

平成20年度末時点の目標達成率をみると、延長保育は113%、放課後児童クラブは108%となっています。

	事業名	H16 年度末 実施状況 (A)	H21 年度 目標 (B)	H20 年度末 実績 (C)	目標達成 度 (D)=C/B
1	通常保育	40施設 5,787人分	44施設 6,356人分	44施設 6,145人分	100%
2	延長保育	30施設 最大1時間延長	39施設 最大2時間延長	42施設 最大1時間延長	113%
3	一時保育(※1)	18施設	40施設	33施設	82.5%
4	特定保育	0施設	1施設	0施設	0%
5	休日保育	2施設	3施設	3施設	100%
6	夜間保育	0施設	0施設	0施設	0%
7	病後児保育(派遣型)(※2)	0施設	0施設	0施設	0%
8	病後児保育(施設型)(※2)	1施設	1施設	1施設	100%
9	トワイライトステイ	0施設	0施設	0施設	0%
10	放課後児童クラブ	26か所	26か所	28か所	108%
11	ショートステイ	0施設	0施設	0施設	0%
12	地域子育て支援センター	5か所	8か所	6か所	75%
13	つどいの広場(※3)	0か所	1か所	0か所	0%
14	ファミリー・サポート・センター	1か所	1か所	1か所	100%

※1) 国の制度改正により平成20年度まで「一時保育」、平成21年度から「一時預かり」に制度改正。

※2) 国の制度改正により平成18年度まで「病後児保育(派遣型・施設型)、平成19年度から病児・病後児保育に制度改正。

※3) 国の制度改正により平成21年度から地域子育て支援拠点事業の中の一つの形態に組み込まれた。

第3章

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子育てをしたいと思うまち 伊勢崎

子育ては、本来幸せや喜びにあふれ、楽しいと感じられることが必要です。しかし、家族構成や地域の状況が異なる現状においては、子育てを担う親が孤独となり、その楽しさを忘れてしまっている状況が増えているように感じられます。

本市では、次世代育成支援行動計画において、子どもが育つ、親が育つ、地域が育つという3つの基本視点に立ち、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを図るため、5年間の行動計画を推進してきました。

この結果、子育て支援の環境づくりを進める上で、親・自治体・市民など市全体の協力が是非とも必要であると認識しました。

このことから、私たちは子育て家庭が、地域や周囲の理解と協力を得ながら、自ら子育てに対する誇りと責任を持ちつつ、幸せと喜びにあふれた子育てを行うことができる環境を整えることにより、ひとりでも多く、結婚や出産、子育てに関心を抱き、わがまち伊勢崎で子育てをしたいと思ってもらえるようなまちとなることを目指すために、「子育てをしたいと思うまち伊勢崎」を後期計画でも基本理念として継続して掲げます。

2. 基本的視点

(1) 子どもが育つ

一人ひとりの子どもを尊重し、健全な育成を支援することを目指します。

(2) 親が育つ

子どもを生み育てることに、より喜びや楽しみを感じられ、子育てを通して親が成長することができるよう支援することを目指します。

(3) 地域が育つ

子どもや子育て家庭を地域であたたかく受け入れ、お互いに助け合い、安心して安全な地域づくりを目指します。

3. 基本目標

基本目標1 子どもが輝くまちづくり

心身ともに健全な成長が図られ、次世代を担う大人となるための豊かな心と生きる力が育まれるよう、子どもの発達段階に応じて求められる適切な子育て支援サービスの実施と環境整備を行います。

また、特別な支援を必要とする子ども等への支援体制の充実にも努めます。

基本目標2 大人が輝くまちづくり

子育て家庭の孤立化を防ぎ仲間づくりや子育てに関する学習や情報を得る中で、充実した育児ができるよう体制整備を行います。

また、ひとり親家庭への支援を充実させるとともに多様な働き方や育児ニーズに対応した子育て支援体制の整備にも努めます。

基本目標3 地域が輝くまちづくり

地域社会も子育てに影響を与えるという意識をもち、児童虐待防止や子育て支援のネットワークを構築するなど、地域社会全体で子どもを見守ることができる体制整備を行います。

また、子どもや子育て家庭が安心してのびのびと生活できる居住環境や安全に生活できる防犯・交通環境の整備にも努めます。

4. 施策の体系

後期計画では、前期計画の体系を引き継ぐものとして、下記に施策の体系を示します。

なお、施策の推進にあたっては関係各課との連携を密に図り取り組みます。

基本理念

子育てをしたいと思うまち伊勢崎

基本的視点

子どもが育つ

親が育つ

地域が育つ

基本目標

子どもが輝くまちづくり

親子関係づくり支援

- (1) 乳幼児健康診査の充実
- (2) 育児をする仲間づくりの支援

次世代の親の育成

- (1) 思春期保健対策の充実
- (2) 定住化対策の推進
- (3) 危険予防の推進

多様な体験や学習機会の拡充

- (1) 遊び環境の整備
- (2) 教育環境の整備

支援を必要とする子どもへの対応

- (1) 虐待等再発防止体制の確立
- (2) 特別な支援を必要とする子どもへの支援拡充

大人が輝くまちづくり

家庭での子育て支援

- (1) 仲間づくりと情報提供・相談体制の整備
- (2) 家庭での教育力の向上
- (3) 保育サービスの充実

健康づくり推進

- (1) 親子の健康の確保
- (2) 家庭での事故予防
- (3) 医療体制との連携

職業生活と家庭生活の両立支援

- (1) 働き方の見直し推進
- (2) 就労環境の改善

福祉的支援の充実

- (1) ひとり親家庭の自立支援
- (2) 障害児施策の充実

地域が輝くまちづくり

地域の育児力向上

- (1) 子育て支援ネットワークの充実
- (2) 児童虐待防止対策の促進

居住環境の改善・向上

- (1) 住宅環境の向上
- (2) 地域環境の向上

子どもを危険から守る環境の整備

- (1) 防犯体制拡充
- (2) 交通安全対策の推進

第 4 章

施策の現状と課題

基本目標1 子どもが輝くまちづくり

1. 親子関係づくり支援

(1) 乳幼児健康診査の充実

番号	事業名	担当課
①	健診内容の充実	健康管理課
②	相談体制の充実	児童家庭課 健康管理課

《現状と課題》

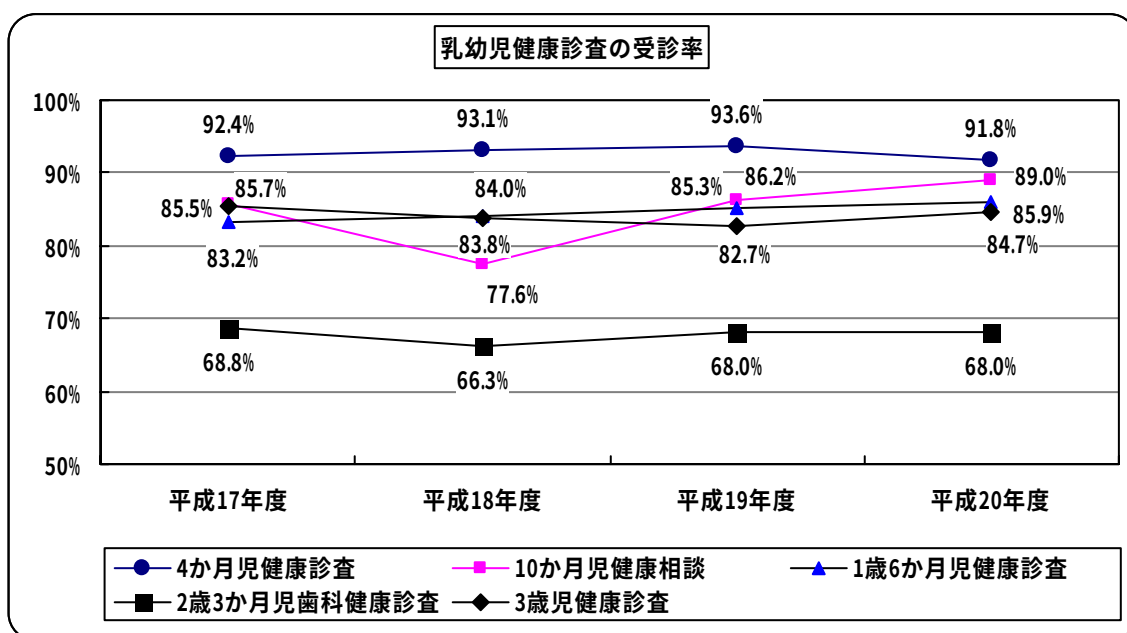
育児や成長の節目に行われている乳幼児健康診査は、子どもの身体や心の成長発育を確認し、育児不安や子育ての悩みを相談する場です。

平成17年度からの4年間の受診率は平均82.8%で、多くの親子が利用しています。

乳幼児健康診査時には、保護者の心配事を聞き、個別相談を実施して育児支援を行っています。子育てボランティアの協力や、国際課へ通訳派遣と各種パンフレットの翻訳を依頼して、より相談しやすい体制づくりに努めました。

相談体制の充実としては、児童相談の他、相談員が児童館に出向いて相談を受ける巡回相談を行い、地域での気軽な相談の場となっています。

育児不安に対応するための相談体制の充実と、地域の多様な育児情報の発信を継続することが必要です。



資料：健康管理課

市民・みんなの声

- ・乳幼児健診等で得た情報をもとに、経過観察の必要な幼児に対し、もっと適切な援助ができると思う。
- ・乳幼児健診受診時に、受診対象以外の子どもを一時預かってもらえると助かる。
(遊べる所があると良い。子どもも飽きてしまう。できればスムーズにして欲しい。)
- ・乳幼児健診受診の待ち時間が長いので、個別にできるようにしたらよい。
- ・乳幼児健診に行って、オムツを替えられるトイレが無いのに驚いた。



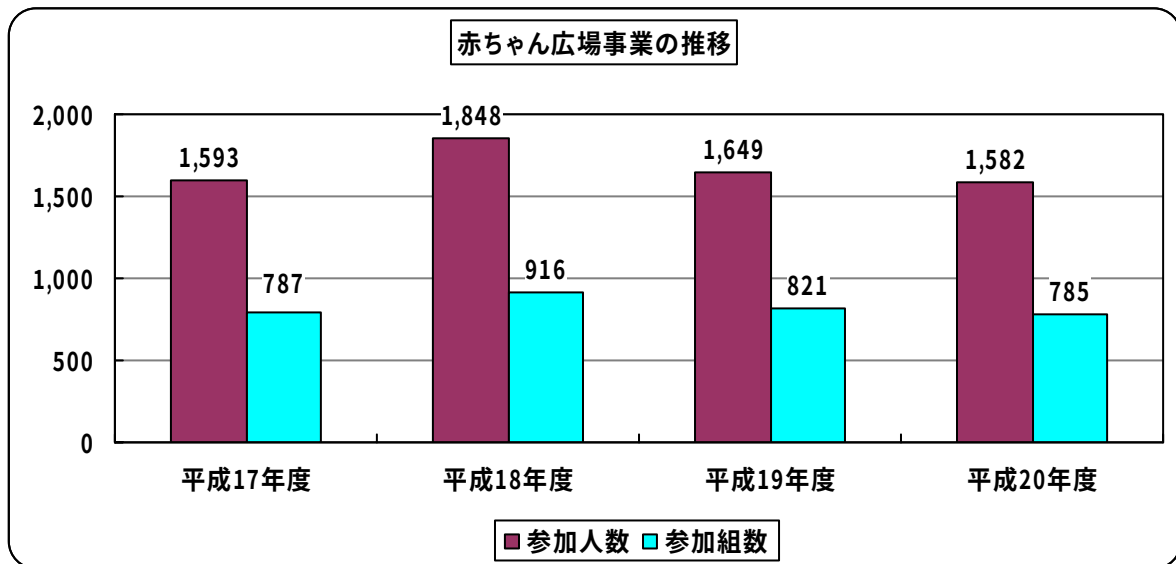
(2) 育児をする仲間づくりの支援

番号	事業名	担当課
①	仲間づくり支援	健康管理課
②	地域での仲間づくり支援	保育課

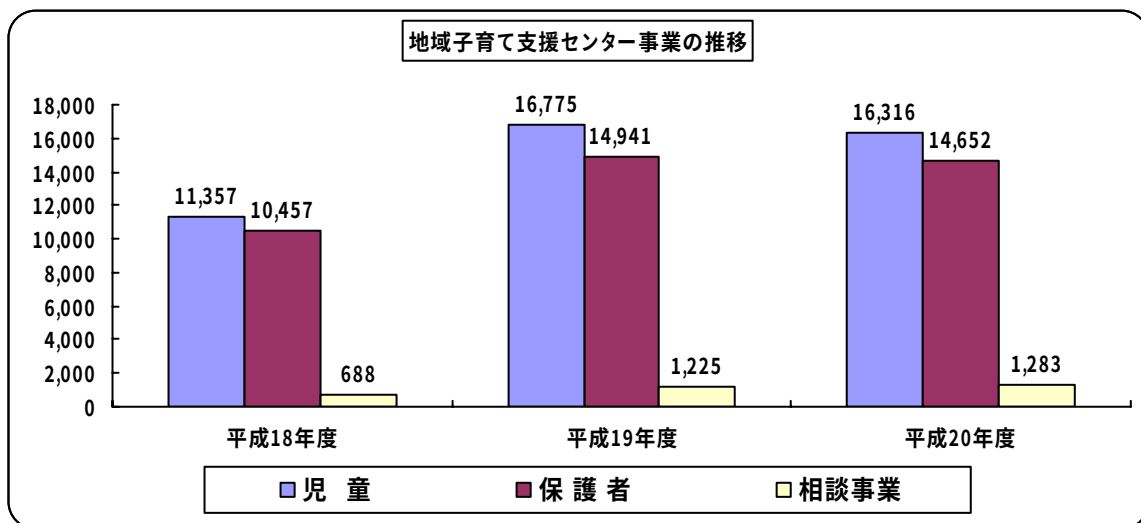
《現状と課題》

家庭や地域を取り巻く社会状況の変化とともに、人々の意識やライフスタイルも変化し、地域での交流や乳幼児期から同年齢の子ども同士でふれあいをもたせる場としての仲間づくりが希薄になっています。

子育て支援センターや児童館、赤ちゃん広場などを利用することにより、親同士の交流だけでなく、同年齢の子どもとふれあう仲間づくりができます。孤立しない育児環境を整えられるよう仲間づくりへの働きかけが必要です。



資料：健康管理課



資料：保育課

2. 次世代の親の育成

(1) 思春期保健対策の充実

番号	事業名	担当課
①	性や薬物等に対する教育の充実	学校教育課 保健給食課
②	心のケア体制の拡充	市民活動課 学校教育課
③	母性・父性の育成	学校教育課 健康管理課

《現状と課題》

現代の子どもたちは、テレビやゲーム雑誌、まんがなどのメディアによる情報の洪水にさらされ、加えて、携帯電話やパソコンなどの普及によって、情報の入手手段が多様化しており、このことが、思春期の好奇心と相まって性や犯罪、喫煙、飲酒、薬物などへの興味を拡大させる懸念があり、適切な性教育や保健教育が必要となっています。

犯罪、喫煙、飲酒、薬物乱用が青少年に与える影響について、正しい知識が習得できるよう薬物乱用防止教室を全ての中学校で開催し、学校や地域関係機関が連携して思春期の心身の健やかな発達のための取り組みを充実させています。また、心のケア体制の充実を図るために、各中学校に1名のスクールカウンセラー*を配置しています。

今後は、情報教育の充実とも関連させて、親への教育も含めた正しい知識の普及が求められます。

(2) 定住化対策の推進

番号	事業名	担当課
①	住民参画のまちづくり推進	市民活動課
②	郷土愛の醸成	商工労働課 農政課

《現状と課題》

子どもたちが生まれ育ったまちで成長し、家庭を築くようになるためには、魅力あるまちづくりが必要です。

このため、まちづくりの計画段階から市民が参画できる取り組みを行っています。

今後は、子どもの頃から、住んでいる土地の歴史や固有の文化に親しみ、地域住民との交流の場がもてるまちづくりに参画する体制を整えていくことも必要です。

(3) 危険予防の推進

番号	事業名	担当課
①	交通安全教育の推進	交通政策課 保健給食課
②	防犯教育の推進	保健給食課

《現状と課題》

子どもを交通事故等から守るためには、警察や交通指導員、関係民間団体等との連携を図り、総合的な交通事故防止対策が必要です。

このため保育園・幼稚園・学校などでは、警察と交通指導員の協力により、交通安全教室を実施しています。また、防犯教育では、保護者による通学路安全点検を行い、防犯上の危険箇所を把握するなど、すべての小・中学校において地域安全マップ作りを実施し、防犯対策に努めています。

子どもが安全に安心して生活できるよう、交通安全教室の実施とともに防犯対策への意識づくりが必要です。

■交通安全教室の実施箇所数と人数

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実施箇所	69 カ所	70 カ所	78 カ所	83 カ所
参加人数	7,321 人	8,903 人	11,252 人	10,155 人

資料：交通政策課



資料：保健給食課

市民・みんなの声

- ・ 小学校への通学の行き帰りの事故、不審者が出た時など、地域の方のご協力をお願いできるような呼びかけをしていただきたい。
- ・ 学校までの通学路を明確に表示して欲しい。
- ・ 何かあった時の為に入れる「安全協力の家」の看板が小さく目立たないと思う。子どもがすぐ分かる様に、大きくして欲しい。
- ・ 一人で下校している姿を見かけるので、建物や民家の少ない地域は集団下校を徹底して欲しい。
- ・ 地域によって、街灯の設置に差がありすぎる。
- ・ 小中学生に自転車に乗る時のルールを教えて欲しい。
- ・ ほとんどの道路が車中心で、歩行者スペースが少ない。



3. 多様な体験や学習機会の拡充

(1) 遊び環境の整備

番号	事業名	担当課
①	遊び場の整備	公園緑地課 スポーツ振興課
②	居場所づくりの推進	児童家庭課

《現状と課題》

子どもの遊びは、時代の変化とともに屋外から屋内へと移り、遊び方もテレビやゲームでの遊びが主流になっているため、多様な体験や創造性に乏しく、体力の低下などが心配されています。

遊びの環境については、屋内施設の「まゆドーム」がある「子供のもり公園」や、遊園地のある「華蔵寺公園」、アスレチックや水遊びのできる「せせらぎ公園」、「あずま総合運動公園」、自然とふれあえる「御嶽山自然の森公園」などの他、「波志江沼環境ふれあい公園」、「利根川水辺プラザ公園」、「あずま中央公園」などの公園があり、それぞれの施設において、誰もが安心して遊べる環境が整備されています。また、児童センターや児童館などの屋内施設や、保育園（所）が開設する子育て支援センター、幼稚園、学校などの園庭、校庭開放による子どもの居場所づくりも拡大しています。

子どもの年齢に合った遊び方の指導が行える場や仲間づくりの場をつくるための環境整備が必要です。

■児童館あそびの教室 【平成20年度実績】

月	開催回数	参加人数	主な内容
5月	4回	250人	はじめまして・風船遊び
6月	6回	394人	リズム遊び・七夕飾り作り
7月	3回	169人	絵の具遊び・粘土遊び
9月	6回	466人	水遊び・しゃぼん玉遊び
10月	6回	319人	おはなしコンサート・新聞紙遊び
11月	6回	265人	人形作り・ちびっこ運動会
12月	6回	427人	クリスマス会・カレンダー作り
1月	3回	167人	お面作り・むかしの遊び
2月	6回	293人	楽器作り・おひなさま作り
3月	4回	213人	人形劇鑑賞・おたのしみ会
計	50回	2,963人	

資料：児童家庭課

(2) 教育環境の整備

番号	事業名	担当課
①	学校運営、施設設備の改善、充実	教育施設課 保健給食課 学校教育課 伊勢崎高等学校 ・四ツ葉学園中等教育学校
②	体験学習の拡充	学校教育課 生涯学習課
③	教育内容の拡充	学校教育課

《現状と課題》

児童虐待や不登校など、子どもたちを取り巻く問題は深刻化している状況の中、心身ともに健やかな子どもを育むためには、社会の変化に対応し主体的に生きる力を備え、確かな学力、豊かな心の育成を目指す教育環境が望まれます。

仲間と協力する大切さを知り、地域の人たちとの関わりを通して、子どもたちは将来の夢や希望を持てるよう発達段階に応じたふれ合い体験や自然体験、社会体験などの豊かな体験学習を促すような取り組みを実施してきました。

子どもたちの自立と健全育成を図るため、青少年育成センターとの連携を図り、社会参加活動の促進およびリーダー養成を目指した体験学習を実施し、自ら学ぶ力と豊かな心を育む特色ある学校教育を推進し、開かれた学校づくりや地域と学校との連携による多様な体験活動を進めることが必要です。

■体験学習 【平成20年度実績】

実施日	事業名	参加者数
5月18日	第11回レクリエーション大会	55人
6月15日	第7回育成センターで遊ぼう	36人
7月27日	第6回オリジナルTシャツづくり教室	25人
8月15日～17日	第23回夏休みおもしろ教室	49人
9月14日	第8回育成センターで遊ぼう	34人
11月16日	第6回そば打ち教室	29人
12月7日	第5回バルーンアート教室	18人
1月18日	第3回野外料理教室	27人
2月15日	第25回オリジナルカップづくり教室	41人
合 計		314人

資料：生涯学習課

4. 支援を必要とする子ども等への対応

(1) 虐待等再発防止体制の確立

番号	事業名	担当課
①	心のケア体制の確立	健康管理課 児童家庭課
②	一時避難所の確保	児童家庭課

《現状と課題》

虐待は子どもに対する重大な人権侵害であり、子どもの成長や人格形成に大きな影響を与えることから、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応など、要保護児童に対する支援体制の構築が必要です。

児童虐待の相談件数は平成20年度では48件で、平成18年度の77件から減少していますが、児童虐待がなくなったわけではなく、今後の児童虐待等の再発を防止するためにも、児童虐待防止体制の充実が望まれます。また、一時避難場所の確保を含めた児童虐待防止対策や児童相談体制の強化を図るため、関係機関との連携を強化し、地域で安心して生活できる環境の整備が必要です。

■児童虐待相談処理件数の状況

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
児童虐待相談処理件数	40件	77件	47件	48件

資料：児童家庭課（各年度3月31日現在）



(2) 特別な支援を必要とする子どもへの支援拡充

番号	事業名	担当課
①	障害のある子どもへの支援	学校教育課 保育課 健康管理課 障害福祉課
②	アレルギーのある子どもへの支援	健康管理課 保育課 保健給食課

《現状と課題》

障害や発達に遅れのある子どもには、育児や成長発達のための相談や支援が受けられ、一人ひとりのニーズに応じた支援体制の充実が必要です。

心理相談員による発達相談事業や、特別支援教育コーディネーター研修会を実施し、校内委員会の設置やその活動の活性化を図るなど、各機関における支援体制の充実に努めています。障害者(児)相談・生活支援センターでは、身体・知的・精神の三障害の対応ができる相談支援専門相談員を配置し、障害者、保護者、介護者などからの相談に応じ、適切な情報の提供などの支援を実施しています。

さらに、広汎性発達障害* (PDD)、注意欠陥多動性障害 (ADHD*)、学習障害 (LD*)を含む特別な教育や療育が必要な障害児については、障害の状態に応じた適切な教育支援や放課後児童クラブの受け入れ推進など、将来の自立や社会参加に向けた様々な支援策を行うことが必要となっています。

また、アレルギーの子どもに対しては、個別的な知識と対応が必要です。対処法について研修を行い、食材の成分表をもとに、学校、保護者、給食センターが連携し、児童生徒がアレルギー源の食材を摂取しないよう指導を継続して行っていくことも必要です。

基本目標2 大人が輝くまちづくり

5. 家庭での子育て支援

(1) 仲間づくりと情報提供・相談体制の整備

番号	事業名	担当課
①	情報提供の拡充と一元化推進	児童家庭課
②	子育て関連団体活動のネットワーク構築	児童家庭課 生涯学習課
③	仲間づくりと交流の促進	生涯学習課 児童家庭課 健康管理課

《現状と課題》

少子化や核家族化など、地域での人間関係の希薄化が進む中、子育て家庭が孤立し、子育ての負担が親に多くかかるようになっていきます。

子育て情報を提供するため、「子育て支援ノートブック」を配布し、市のホームページにも掲載しています。

また子育て支援センター、子育てボランティアによる「子育てサロン」、幼稚園で開催している「子育てふれあいタイム」は子育て支援が受けられるとともに、親同士の仲間づくりの場としても活用されています。児童館や児童センターを活動拠点とした育児サークルはそれぞれ特色ある活動が展開されています。

子育て家庭の負担の軽減を図り、安心して子育てができるよう、地域の子育て支援サービスの情報が得られ、必要に応じ利用できる体制が求められます。

■子育てサロン（子育てボランティアが地域の公民館を使用して開催する自主的な活動）

平成19年度	平成20年度
1日間 1会場 49組 105人	2日間 4会場 114組 208人

資料：健康管理課

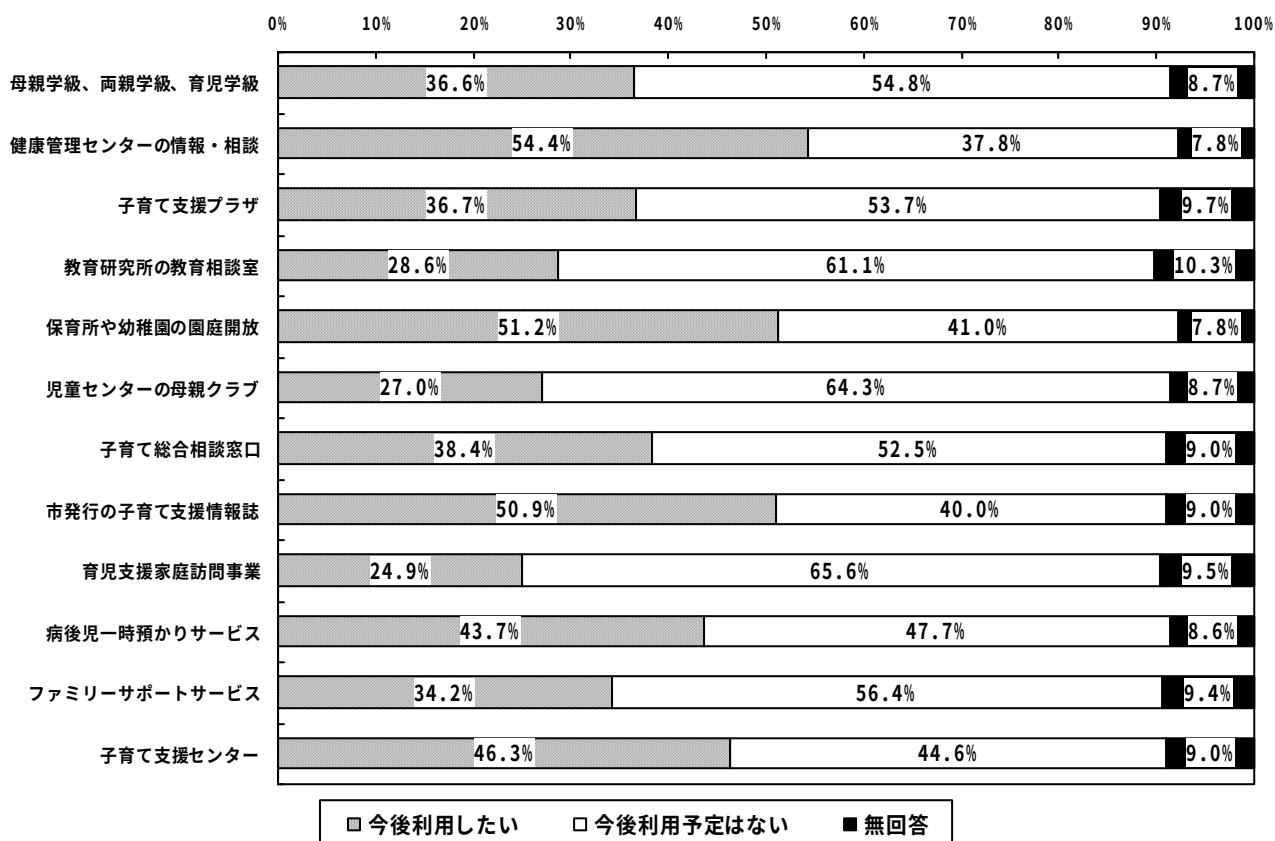
市民・みんなの声

- ・地域のボランティア団体の活動が分かる情報が欲しい。
（読み聞かせ会や伝承遊びの会など、親子で参加できる情報）
- ・子ども向け施設の一覧表があると便利。
（子育て支援を行っている関連施設の内容、場所、対象年齢、予約の有無など）
- ・ぐーちょきパスポートを使えるお店が分からない。
（お店側のレジや会計に分かるようにして欲しい。）

《ニーズ調査結果》

子育て支援サービスを「今後利用したい」利用意向の割合は、「健康管理センターの情報・相談」、「保育所や幼稚園の園庭開放」、「市発行の子育て支援情報誌」等が5割を超えています。また、他のサービスでも、3割を超えるものが多く、各種サービスの利用意向は比較的高くなっています。

■ 子育て支援サービスの利用意向



資料：ニーズ調査報告書



(2) 家庭での教育力の向上

番号	施策名	担当課
①	学習機会の充実	生涯学習課 児童家庭課
②	訪問指導の拡充	健康管理課

《現状と課題》

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たします。

子育てに関する学習機会として、本市では家庭教育学級を15か所の公民館において開催し、児童館・児童センターでは、サタデーパパ事業・サンデーパパ事業を実施して父親の子育て参画を推進しています。

また、保健師や助産師による家庭への訪問指導は、第1子や低体重児や育児不安のある家庭を優先に訪問して必要に応じた訪問指導をしています。

子育て中の親が家庭教育に関心を持つためには、子どもの発達段階に応じた学習機会の提供や地域での異年齢間の交流機会の場などの環境整備を図る必要があります。

市民・みんなの声

- ・学力向上のために、市が何をしているのか分からない。
(子どもが学校から標題やスローガンばかり記載されたパンフレットを配布され持ち帰るが、結果に責任を持って取り組んで欲しい)
- ・皆さんがどのような教育に力を入れているのか、データや広告などがあれば今後のために見てみたい。
- ・小学校に上がる前にどこまで教えたら良いのか分からない。
- ・小学生以上の子育てに関する相談の場が欲しい。
- ・習い事の体験など、施設の一覧や詳細を知りたい。

(3) 保育サービスの充実

番号	施策名	担当課
①	保育受け入れ体制の拡充	保育課
②	特別保育の充実	保育課
③	放課後児童対策の拡充	保育課 児童家庭課
④	一時的保育の促進	保育課
⑤	保育の質的向上推進	学校教育課 保育課

《現状と課題》

近年、児童数は減少傾向にあるものの、女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、保育サービスに対するニーズは増加傾向にあります。

そのため保育園の定員枠を拡大するなど、市民の多様なニーズに沿った保育サービスを提供しています。

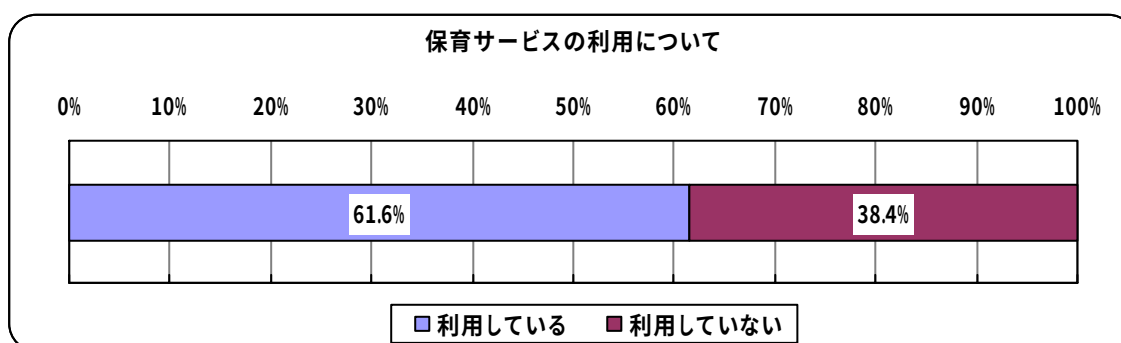
また、就学後の児童の居場所づくりとしての放課後児童クラブは、共働きの保護者にとって必要なものであり、利用者増加に伴い新たに民設の児童クラブが2箇所開設されました。

さらに、多様化する保育需要へ対応するために、幼稚園での預かり保育・ファミリーサポートセンター会員の拡充などの保育サービスの充実を図り、子育てと就労を両立できるよう支援し、拡充します。

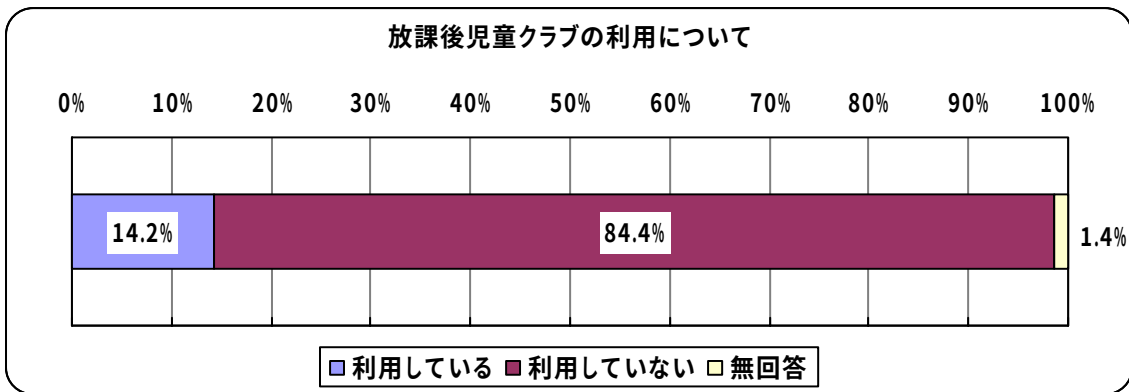
《ニーズ調査結果》

就学前児童では保育サービスの利用は 61.6%となっており、利用していない方で「今は利用していないができれば利用したい」あるいは「足りていない」と思う保育サービスは認可保育所が 3 割以上、病児・病後児保育では 2 割以上となっています。

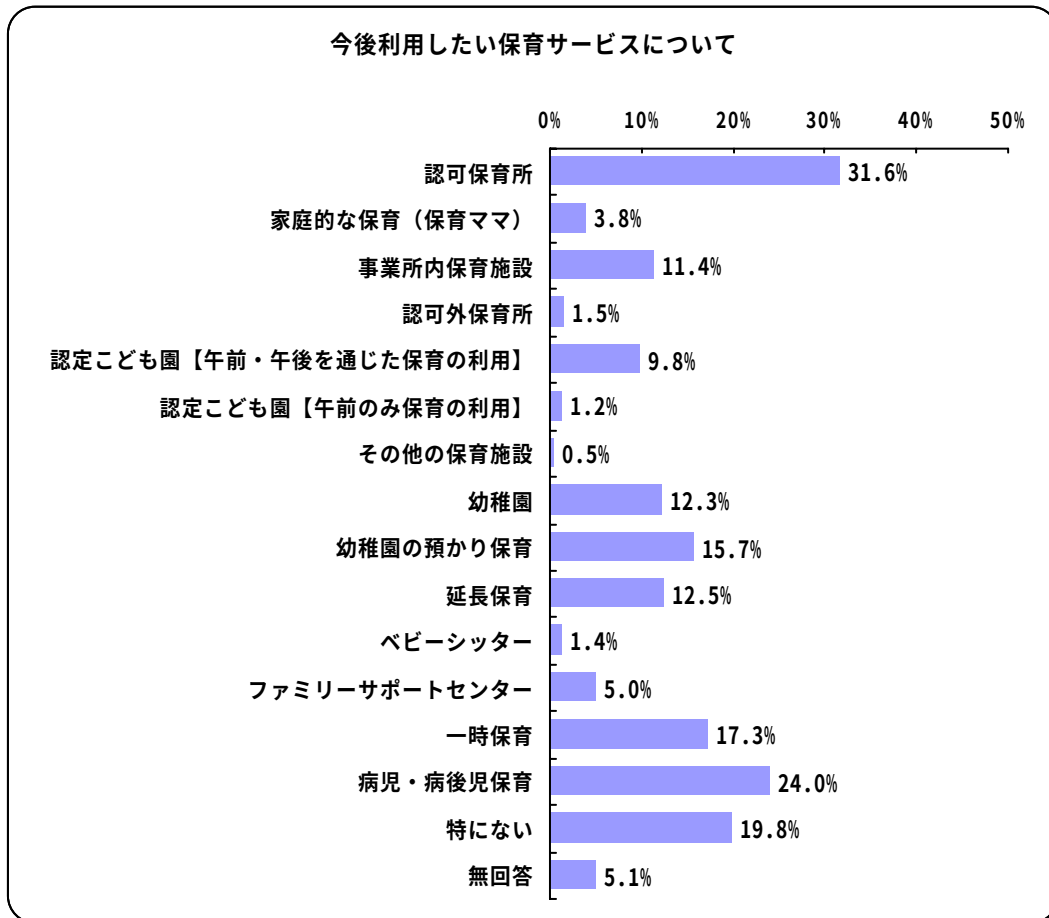
また、放課後児童クラブの利用は 14.2%でしたが、利用している方の 9 割以上が「現在就労している」と答えており、共働きの保護者にとっては必要不可欠なものとなっています。



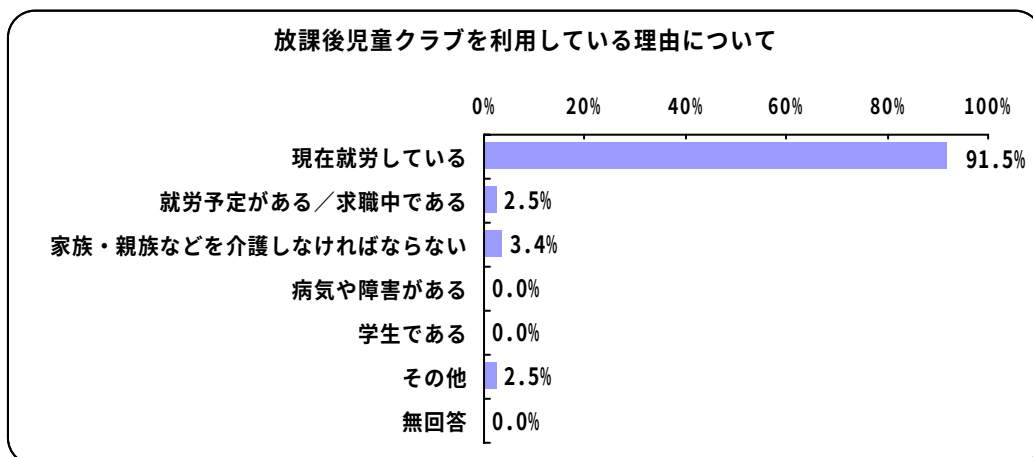
資料：ニーズ調査報告書



資料：ニーズ調査報告書



資料：ニーズ調査報告書



資料：ニーズ調査報告書

6. 健康づくり推進

(1) 親子の健康の確保

番号	施策名	担当課
①	妊娠中からの子育て支援の充実	健康管理課
②	乳幼児健診の充実	健康管理課
③	育児不安を軽減する相談事業の充実	健康管理課
④	歯科保健対策の充実	健康管理課
⑤	食育の推進	保育課 健康管理課 保健給食課
⑥	健康推進協力体制の拡充	健康管理課
⑦	健康づくり体制の構築	健康管理課

《現状と課題》

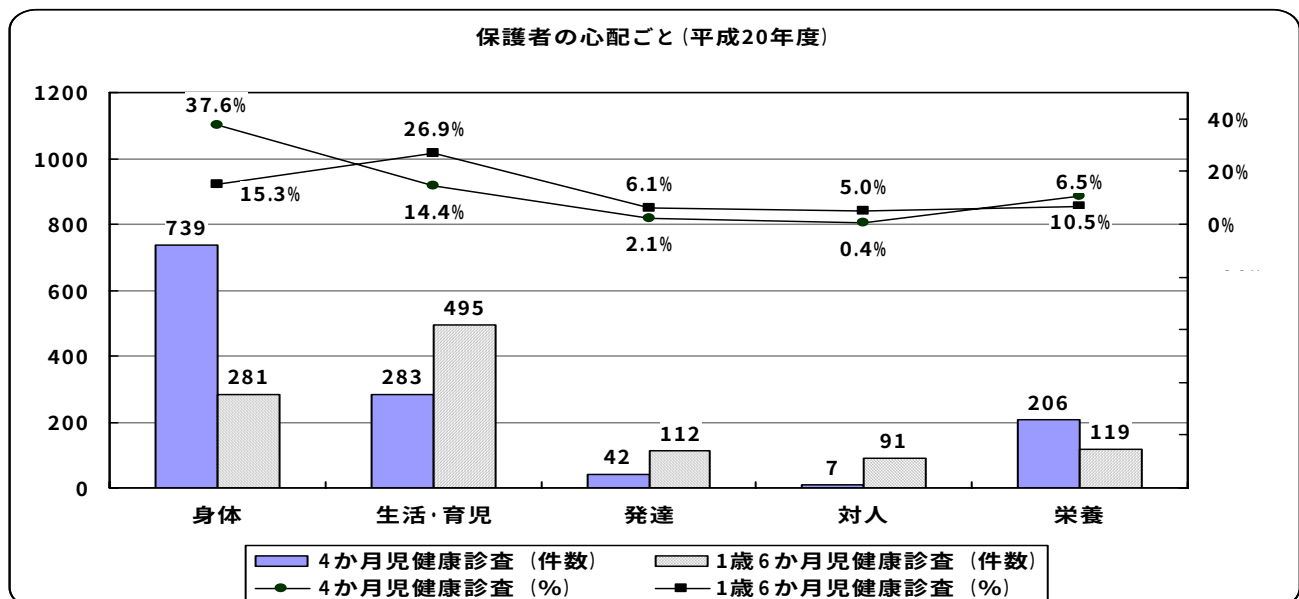
子どもを安心して健康に生み育てるためには、子どもはもちろん親の健康管理も重要です。

幼い頃からの生活習慣が成長していく過程で大きな影響を与えることは、事実であり、食生活や運動習慣、規則正しい生活など、親子共に良好な生活習慣を築いていくことが望まれます。

こうした、親子の健康確保について、出産前からの相談指導事業、健診をはじめとした母子保健事業や、若年者を対象とした基礎健診を実施しており、きめ細かな相談・指導体制の工夫や母子保健事業の改善、拡大を図っています。

今後も、更なる相談体制や母子保健事業の充実が求められます。

また、健康づくり普及活動を実施し、乳幼児期から食を通じた望ましい食習慣の定着や食文化の継承など、子どもの健全育成のための食育の推進を図ることも必要です。



資料：健康管理課

(2) 家庭での事故予防

番号	施策名	担当課
①	事故防止の啓発	健康管理課
②	緊急時対処法の周知	健康管理課 児童家庭課

《現状と課題》

家庭での思わぬ事故により、子どもが大ケガをすることは少なくありません。家庭の危ない場所で子どもを一人きりにしないなどの注意が必要です。

このため、乳幼児健診等で発達段階に応じた事故予防のパンフレット配布や子育て支援ノートブックに「子どもの病気やケガ」の対処法等を掲載しています。また、赤ちゃん広場において、救急蘇生法の講習会とシートベルト着用法などの講習会を開催しています。

家庭における子どもの事故防止や対処法のため、更なる情報提供の充実が必要です。

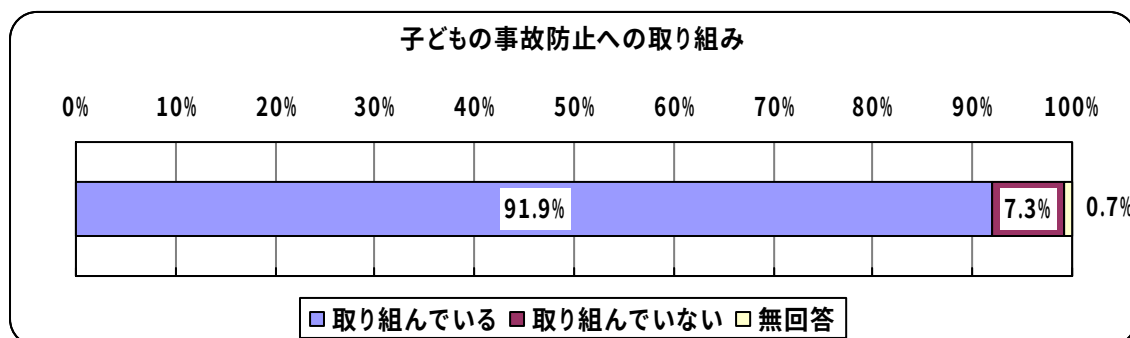
■乳幼児の事故の既往（平成20年度 母子保健報告）

	事故 既往	内訳（重複可）					
		誤飲	溺水	火傷	交通事故	転倒・転落	その他
生後から1歳 6か月児未満	330人	63人	6人	76人	6人	179人	0人
1歳6か月から 3歳児	716人	110人	7人	188人	12人	390人	72人

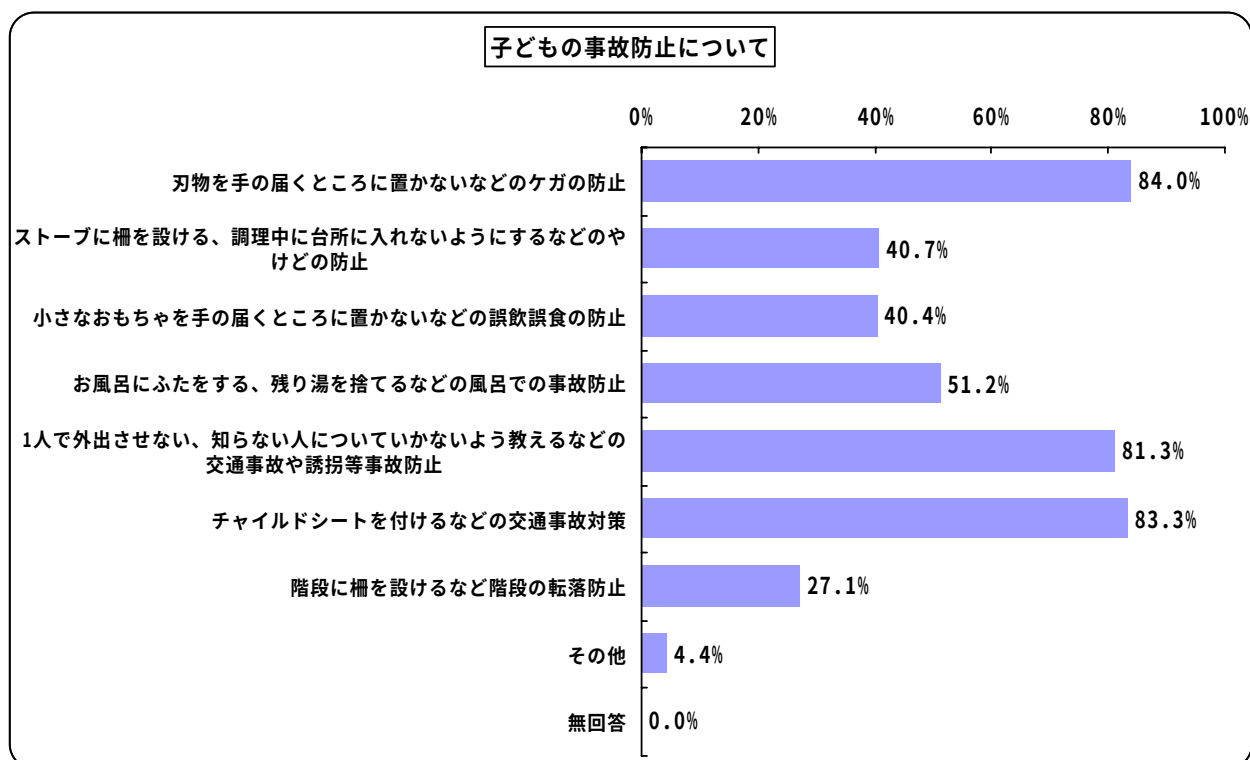
《ニーズ調査結果》

子どもの事故防止について「取り組んでいる」が91.9%となっています。

事故防止の取り組みでは、「刃物を手の届くところに置かないなどのケガの防止」が84.0%と最も多く、次いで「チャイルドシートを付けるなどの交通事故対策」が83.3%、「1人で外出させない、知らない人についていかないよう教えるなどの交通事故や誘拐等事故防止」が81.3%となっています。



資料：ニーズ調査報告書



資料：ニーズ調査報告書



(3) 医療体制との連携

番号	施策名	担当課
①	医療体制の充実	市民病院 年金医療課
②	情報提供の拡充	健康管理課

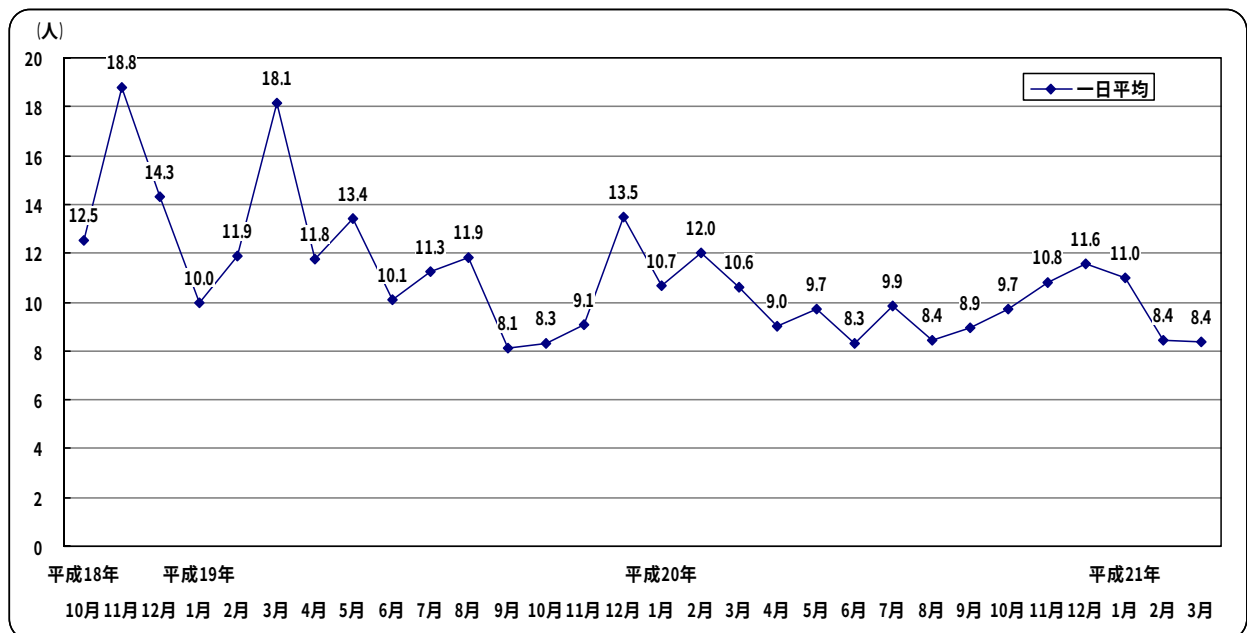
《現状と課題》

安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境を造るためには、小児医療体制の充実が必要です。

医師会病院では平日の午後8時～11時に夜間小児救急外来を開設しています。

今後は、子どもの急な体調変化に戸惑う保護者も多いことから子どもの発達段階に沿った一般的に起こりうる症状と家庭での対処法や、その日の救急医療受け入れ先などの情報提供サービスの充実が求められます。

■小児夜間救急外来の受診者数（1日平均人数）



資料：医師会病院

市民・みんなの声

- ・市民病院での産婦人科の先生の減少により、混雑して予約も取りづらい。
- ・医師会と市民病院で小児の休日救急医療において、インフルエンザが流行した際、診療を断られるケースもあり、休日の小児医療を充実して欲しい。
- ・新型インフルエンザが流行した時「ワクチン接種について」という冊子が各家庭に届きとても助かった。
- ・夜間や小児科の診療時間外に、乳幼児を診療してくれる医療機関が、多くなると良い。
- ・母親の精神面のケアができる施設等（病院よりもっと相談しやすい場所）があると良い。
- ・親の健康診断の時も、子どもを一緒に連れていくので、子どもが遊べ、保育士さんがいてくれる環境があればとてもありがたいと思います。

7. 職業生活と家庭生活の両立支援

(1) 働き方の見直し推進

番号	施策名	担当課
①	多様な就労形態の推進	商工労働課
②	男性の家庭参画推進	人権課

《現状と課題》

仕事と子育てをはじめとする生活を両立するためには、男性も女性もすべての労働者が、仕事と生活のバランスが取れる雇用環境の実現を目指した「働き方の見直し」を推進し、事業主に対しても環境変化への理解を求めるため、情報提供や意識啓発を推進することが必要です。

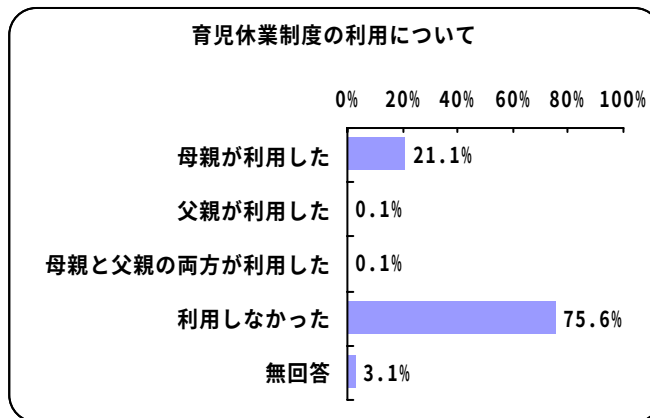
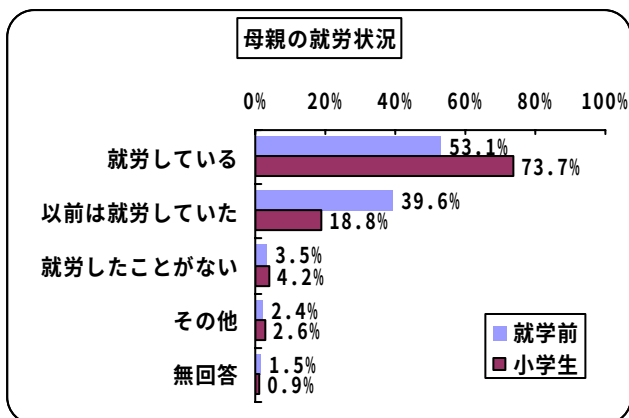
このため、関係機関と連携し、短時間勤務制度、育児・介護休暇制度に関するパンフレットの掲出等、情報提供に努め、さらに男性の育児参加を含めた総合的な男女共同参画*社会の推進を図っています。

今後は、共働きの家庭が増えている中、結婚や出産によって、退職を余儀なくされたり、再就職が困難となり、出産を控えるなどの事態にならないよう、また、子どもは両親で育てていくという認識に立ち、雇用者や労働者の理解と協力を求めていくことが必要です。

《ニーズ調査結果》

母親の就労状況をみると、就学前児童をもつ母親では5割程度であった就労率が、小学生児童の母親になると7割を超えています。

また、父親の育児休業*取得状況では、「父親が利用した」は1%にも達しておらず、男性および就労先の意識改革と制度の整備が必要です。



資料：資ニーズ調査報告書

市民・みんなの声

- ・今の職場は、子どもがいる私にもいい環境です。子どもの急な病気などに対して、すみやかに対応してくれる職場が増えて欲しいと思います。

(2) 就労環境の改善

番号	施策名	担当課
①	職場環境づくりの推進	商工労働課
②	各種支援制度等の情報提供充実	商工労働課

《現状と課題》

育児や家事、行事参加のための休暇取得、定時帰宅など子育て家庭の労働者が気軽に取得できる環境の整備が求められています。

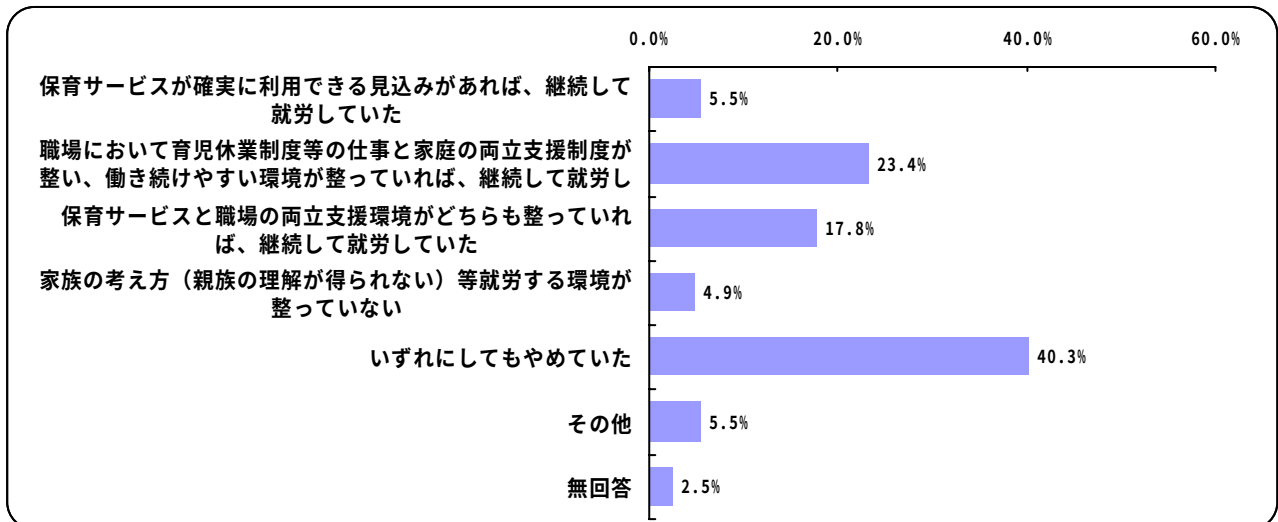
このため、労働基準法や男女雇用機会均等法について、関係機関と連携し再就職セミナーの開催の周知に努め、また労働環境に関する職場のトラブルに対応するため、労働相談窓口や労働基準監督署・雇用均等室等の相談窓口の情報提供を行いました。

今後は、職場においての働きやすい環境の整備を目指すため、雇用主への啓発や再就職のための求人情報の提供などの拡充が必要です。

《ニーズ調査結果》

保育サービスや職場環境保育サービス環境が整っていた場合の就労について、「いずれにしてもやめていた」が40.3%ですが、保育サービスや職場環境が整っていれば約5割の方が離職せずに就労できたことがうかがえます。

■ 保育サービスや職場環境が整っていた場合の就労について



資料：ニーズ調査報告書

市民・みんなの声

- ・ 子育て中で短時間の就業を希望している人も多いと思います。保育園だけでなく、幼稚園の特別保育事業の情報が欲しいです。
（延長保育、夏休みや冬休みの預かり保育などの時間を、施設一覧に入れて欲しい）
- ・ 仕事を探す場が少ない（ハローワークに子どもを連れて行くのは大変）
- ・ 仕事探しに関し相談できる場が欲しい（出来れば子連れでも可能な所）
- ・ 仕事と子育てを両立しようとしている人に、求人情報を提供してくれる場所が欲しい
- ・ 子育てしながらできて、時間的な制約の少ない仕事が増えると良い。
- ・ 働き出たいが、家事・育児と両立可能な就業時間の求人がない。

8. 福祉的支援の充実

(1) ひとり親家庭の自立支援

番号	施策名	担当課
①	既存支援策の充実	社会福祉課 児童家庭課
②	総合的支援体制の確立	児童家庭課 商工労働課

《現状と課題》

離婚率の上昇により、ひとり親家庭が増加しており、この家庭への支援が必要になっています。

ひとり親家庭児童の健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスと自立・就業の支援に主眼を置き、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保及び経済的な支援策について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策が必要です。

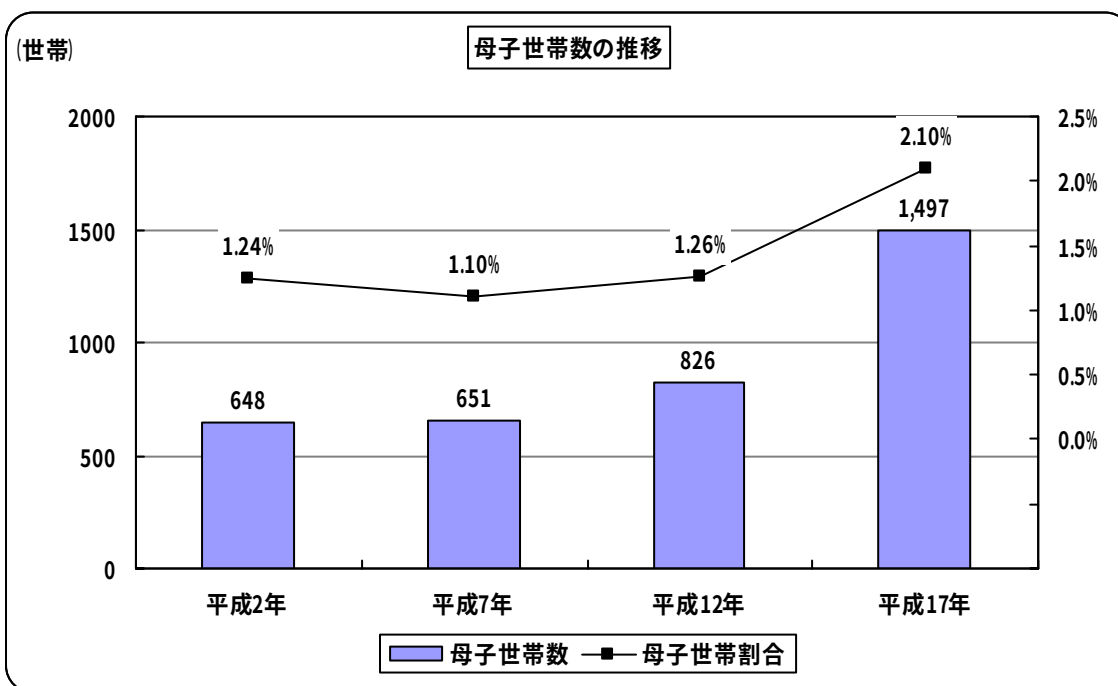
このため、母子自立支援員等による母子相談、児童扶養手当やひとり親家庭等福祉手当の支給、母子家庭高等技能訓練促進費事業や母子自立支援プログラム策定事業を実施しました。

子育てをしながら働きたい人を支援する「マザーズハローワーク」「再チャレンジサポートプログラム」については、広報やパンフレットの掲出を行い情報提供に努めました。

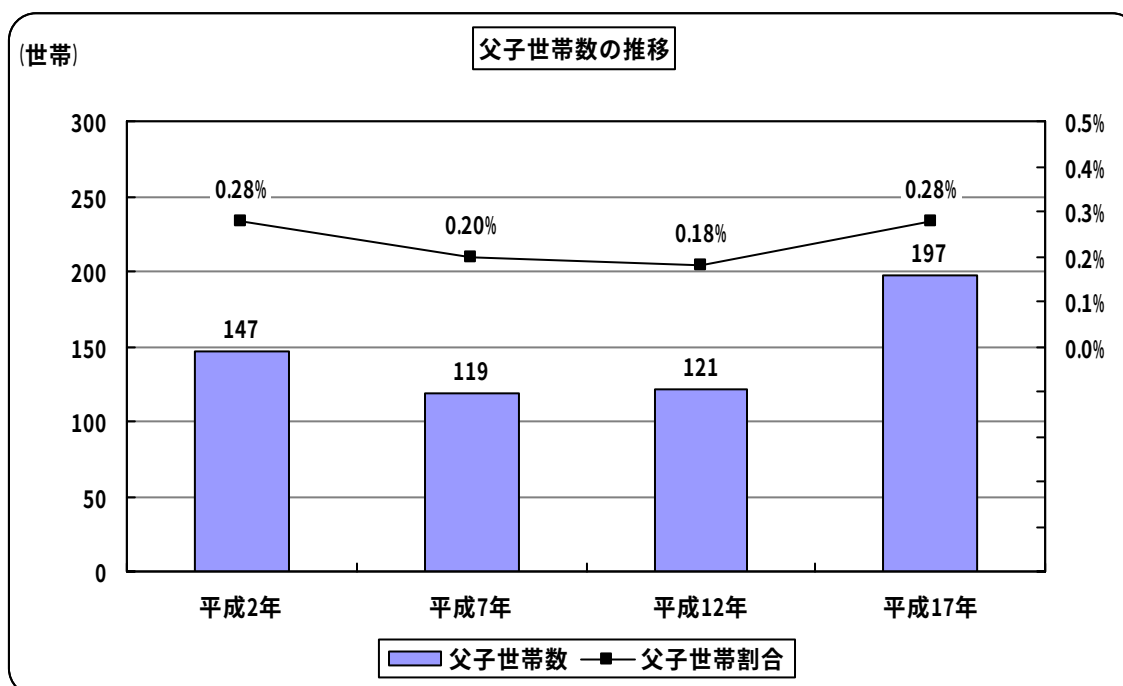
また、ひとり親世帯の推移を見ると、母子世帯では、平成7年以降増加し、平成17年には1,000世帯を大幅に超えており、また、父子世帯では、平成2年から平成12年にかけて減少していましたが、平成17年には約200世帯と増加しています。

今後は、ひとり親家庭に向けた自立を支援するための相談体制の充実や情報提供に努めるとともに、生活や就業、経済的支援などの総合的な対策の充実が必要です。





資料：国勢調査



資料：国勢調査

(2) 障害児施策の充実

番号	施策名	担当課
①	障害者理解の促進	障害福祉課
②	早期発見・早期対応の推進	健康管理課 障害福祉課
③	社会参加促進	障害福祉課
④	福祉施設の整備促進	障害福祉課
⑤	障害者施策の統合的推進	障害福祉課

《現状と課題》

支援費制度に代わり、平成18年度から障害者自立支援法が施行されるなど、障害福祉施策は大きく変化をしていますが、障害児へのサポートはノーマライゼーション*の理念に基づいて進めていく必要があります、地域でいきいきと生活できるよう配慮が必要です。

このため、障害関連集会等にて障害者（児）に対する理解促進の取組み、地域ふくし館における各種相談事業の実施、障害福祉計画の策定と見直しなど、様々な取組みを進めてきています。

今後においても、障害児の健全な発達を支援し、社会全体で障害児やその親を温かく見守れるよう、関係機関との連携のもと、各種障害福祉施策を充実させていくことが求められます。

■障害者（児）相談・生活支援センターの相談件数と訪問件数

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度
相談件数	6,279件	8,487件
訪問件数	2,040件	2,162件

資料：障害福祉課

市民・みんなの声

- ・教育関係者だけでなく、一般の保護者が参加できる「障害児への支援に関する講演会」などを増やして欲しい。
- ・学習障害児とふれあう機会が少ない。

基本目標3 地域が輝くまちづくり

9. 地域の育児力向上

(1) 子育て支援ネットワークの充実

番号	施策名	担当課
①	ネットワークの構築	児童家庭課
②	地域活動の活性化促進	市民活動課 健康管理課 社会福祉課

《現状と課題》

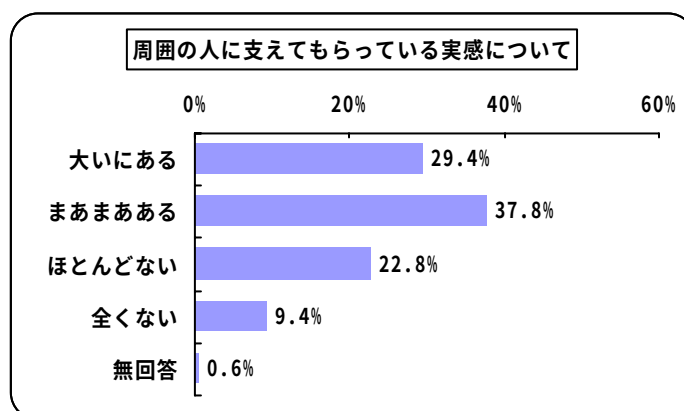
現代社会は、都市化の進行や核家族化の影響により近所付き合いの希薄化が進み、子育てにおける悩みや不安を相談できる場や子育て情報を得る機会が少なくなっています。

このため、子育てボランティア養成講座の開催、子育てボランティアによる子育てサロンの開催などを行っていますが、子育て支援のネットワーク作りはまだ十分とはいえません。

今後においても、子育て関連ネットワークの構築を促進するなど、地域全体で子育てを応援していける環境づくりが求められます。

《ニーズ調査結果》

周囲の人からの支えについて、約7割近い方が周囲の人からの支えがあると感じていることがうかがえます。



資料：ニーズ調査報告書

市民・みんなの声

- ・活動参加時には、出張一時預かりボランティア制度があれば大変助かります。
- ・活動参加時やその会議の時など仕事を休まなくてはいけないので、仕事と活動の両立が忙しい。
- ・活動内容などを分かりやすく説明して欲しい。
(活動内容を知っている人が少ない。なかなか参加しようとする人が集まって来ない。)
- ・子育てをしている家庭がほとんどだと思うので、広報や回覧板などを利用し、子どもが参加できる活動や施設など、子育て通信みたいなものを作って欲しい。
- ・地域で子どもが喜ぶイベントを、メールなどで情報提供していただけると、子どもも楽しいと思います。
- ・地域の方々に児童センターで、母親クラブが活動していることを知らせるための手段がもっとあるといい。次世代につながっていくためにも、公の予算をいただいて活動させていただいているからには、行政や、地域の方に知ってもらい、地域の中の子育てサポートする役目があるので、公の情報宣伝の方法が与えられると良い。



(2) 児童虐待防止対策の促進

番号	施策名	担当課
①	児童虐待防止ネットワークの構築	児童家庭課
②	子どもの人権擁護意識の啓発	人権課 学校教育課

《現状と課題》

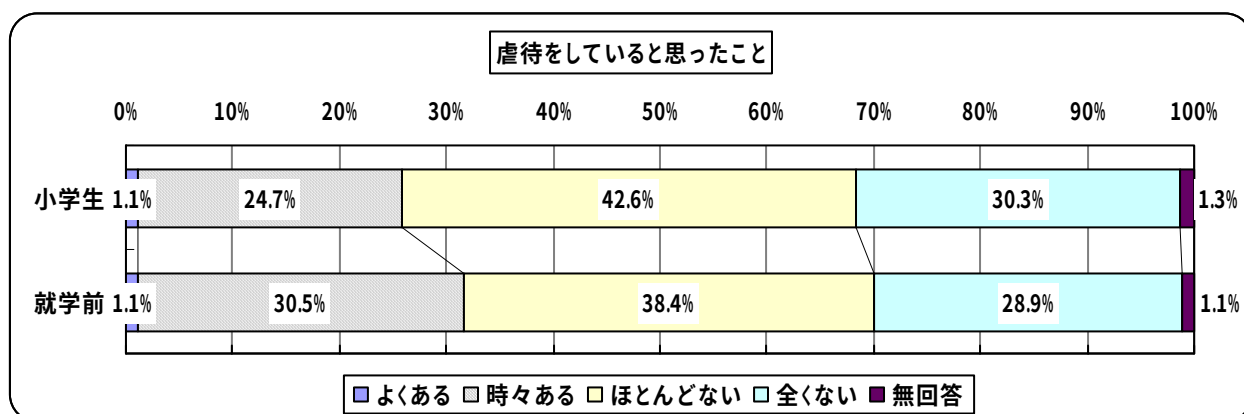
近年、増加・深刻化している児童虐待は、大切な命が奪われる危険性があるとともに、その心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるものです。こうした児童虐待が生じる背景には、保護者の育児に対する不安や負担感、地域からの孤立、子育て機能の低下などの要因が複雑に絡み合っています。

このため、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、関係機関と連携し児童虐待防止ネットワークづくりを進めるとともに、市民への意識啓発や保育士・教員等への研修なども行っています。

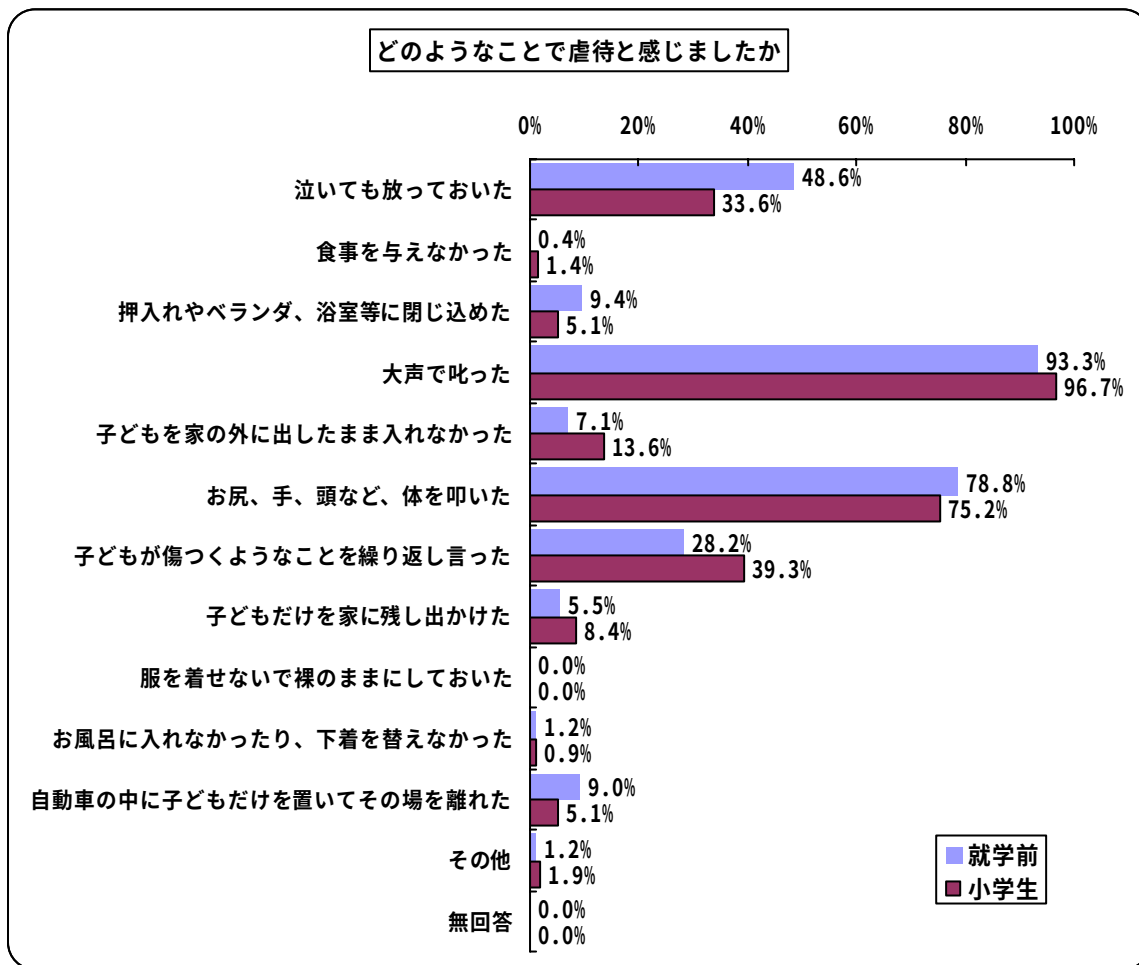
今後においても、子どもの人権が守られ、安心して子育てできる環境を整備できるよう、関係機関と連携を図りながら児童虐待の防止等に一体となって取り組むことが求められます。

《ニーズ調査結果》

虐待していると思ったことが「よくある」、「時々ある」をあわせると就学前で3割強、小学生で約3割となっています。「ある」と回答された方は「大声で叱った」「お尻、手、頭など、体を叩いた」などの回答が多くなっています。



資料：ニーズ調査報告書



資料：ニーズ調査報告書

市民・みんなの声

- ・児童虐待問題については、虐待をしてしまう前に防げると思うので、虐待がなくなるような機関があると良い
- ・子育てをしている人がストレス発散できる機会があれば、色々な問題も少し良い方向に向くのではないのでしょうか。市における制度を利用して、ストレスが解消できる機会を設けていただくと助かるのではないのでしょうか。
- ・どのような支援があるか、何をしているのかがよく見えない
- ・最近、お店などのトイレで虐待などの防止に関しての連絡先が書かれたカードが置いてある所が多くなったように思います。近くでその様なことがあった場合には、そのカードが役立ち、心強いのではないかと思います。

10. 居住環境の改善・向上

(1) 住宅環境の向上

番号	施策名	担当課
①	良質な住宅の確保推進	住宅課
②	安心・安全な住宅の指導	建築指導課

《現状と課題》

子育て家庭が安心してのびのびと生活できる居住環境の整備は、充実した子育てに欠かせない要素のひとつです。

このため、市営住宅における目的別分散入居制度*を導入し、子育て世帯枠を拡充するなど、子どもを取り巻く居住環境の向上に努めてきています。

今後においても、子育て家庭が地域において安心して快適な住生活を営むことができるよう、公営住宅の更なる充実や民間住宅の安心・安全な建設、指導が求められます。

■子育て世帯枠の推移

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
子育て世帯枠	45戸	61戸	75戸

資料：住宅課

市民・みんなの声

- ・自宅前は子どもがよく遊んでいるが、夕方になると車が進入してくる為子どもから目が離せない。「子どもに注意」などの標識を設置して欲しい。

(2) 地域環境の向上

番号	施策名	担当課
①	快適なまちづくりの推進	都市計画課 区画整理課 市街地整備課
②	子ども連れにやさしいまちづくりの推進	交通政策課
③	有害環境の改善促進	市民活動課 学校教育課 環境保全課

《現状と課題》

現代社会では、すべての人が安心して外出でき、心豊かな生活が実現できるよう、公共施設等におけるユニバーサルデザイン*やバリアフリー*化が求められています。

これまで本市でも、このような考え方に基づく整備等を進めてきましたが、まだ十分でなく、交通機関のアクセスや階段、段差の不備により妊産婦、子ども連れでの外出の負担を感じさせていましたが、今後は、交通バリアフリー法の趣旨を踏まえ、公共交通機関については、低床バスの導入や駅・バス停のバリアフリー*化などを事業者に要請すると共に必要な支援を行っていきます。

さらに、子どもの成長にとって有害と考えられる風紀環境に関して、本市では以前より風俗店に関する指摘が多く寄せられているところであり、通学路等にある店舗や看板、違法ビラなどについて改善が求められています。

有害図書やビデオへの対策については、関係団体の協力のもと、書店やコンビニへの定期的な巡回における有害図書の陳列指導、自動販売機の調査や設置自粛の働きかけなどを実施しています。

今後においても、関係機関が一体となって、地域における有害環境改善の取組みを推進していくことが求められます。

市民・みんなの声

- ・施設のトイレにはオムツを替えられる所があればいいと思う（ミルク用のお湯など）
- ・各種施設がどこにあるのか、どのような場所なのかが分かる一覧があると良い。
- ・天気の悪い日に子どもを遊ばせることのできる場所がない。
- ・公園、児童センターの場所や環境（地図・写真・トイレや遊具の紹介など）について、詳しく載っているホームページが欲しいです。
- ・公園の設備の点検、修理などがいきとどいてなく、遊具が壊れていたり危険な所もあるので、点検や修理なども予算に入れてもらいたい。

11. 子どもを危険から守る環境の整備

(1) 防犯体制拡充

番号	施策名	担当課
①	防犯協力体制の確立	市民活動課 安心安全課 学校教育課
②	防犯情報の提供体制構築	安心安全課
③	防犯設備の普及	安心安全課 商工労働課

《現状と課題》

防犯対策については、「自分のまちは自分で守る」という意識の高揚を図るとともに、防犯灯などの防犯設備のより一層の充実を図ることで、子どもを犯罪などの被害から守り、安全で住みよい地域環境を確保していく必要があります。

社会や地域全体で子どもを犯罪等の被害から守るため、地域住民による安全パトロールや通学路見守りの活動が充実してきています。また、青色防犯パトロールによる安心安全パトロールを実施するなど、防犯体制の充実に努めています。

保育園（所）・幼稚園・学校では、不審者や災害時に対応できる訓練を行うとともに、警察からの不審者情報を素早く受け取り、保護者や子どもに伝え、防犯対策の環境整備を行っています。

子どもや子ども連れの親等が犯罪等の被害に遭わないように、道路や公園、駐車場など犯罪防止に配慮したまちづくりが必要です。

市民・みんなの声

- ・下校時の各地域で実施している老人会のパトロールは、ありがたいと思います。
- ・学校の帰りに地区のボランティアパトロールの人以外にもパトロールの人があると良い
- ・保育園では、事件があった時など、携帯電話のメールで知らせてもらえるので、そういうサービスがあると気をつけて行動できると思います。

(2) 交通安全対策の推進

番号	施策名	担当課
①	交通安全設備の充実	交通政策課 区画整理課
②	運転マナーの向上	交通政策課

《現状と課題》

交通安全対策については、市民の誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、年齢に応じた交通安全教育を進めていく必要があります。

交通安全整備において、区画線やミラー、大型案内標識等の整備と住宅地の歩道のない道路の外側線等を整備し、幹線道路および生活道路の安全整備に努めています。

また、交通安全教室を保育所、幼稚園、学校等で開催し歩行者の交通安全対策を行うとともに、各季交通安全運動において、運転マナー向上啓発活動を実施しました。

今後は更なる交通安全対策を推進していくことが求められます。

■交通安全整備の状況

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
区画線等	49,440m	65,681m	80,000m	54,882m
ミラー	117本	103本	115本	117本
大型案内標識	1基	1基	1基	1基

資料：交通政策課

市民・みんなの声

- ・学校の行き帰りの道は車の通行が多い所があるので、歩道橋を造って欲しい
- ・歩道を整備して欲しい
- ・線路沿い、フェンスの無い所が多く危険
- ・車の交通量が多い所にガードレールを設置して欲しい
- ・通学路のところの歩道の幅を広げてもらいたい。車のおりが激しい所は危険
- ・保育園の送迎はほとんどが車で行われるため、使いやすい駐車場の整備や小学校と同等の「スクールゾーン」のような配慮があるとより安全だと思います。

第5章

個別施策の展開

基本目標1 子どもが輝くまちづくり

1. 親子関係づくり支援

(1) 乳幼児健康診査等の充実

① 健診内容の充実		健康管理課
施策内容	●健診内容を充実し、疾病の早期発見と早期治療・療育ができるように、関係機関と連携します。 ●診察、相談などで親の育児不安に十分対応できる体制整備に努めます。 ●子どもの成長発達に必要な、健やかな生活づくりのための、保健指導を行います。	
前期計画実施状況	●健診事後事業として、発達相談や遊びの教室を実施しました。障害福祉課や県の事業にも支援し連携しています。 ●健診時に全員個別相談を実施し、育児不安に対応しています。 ●保健指導については、外国籍児の対応にも国際課より通訳派遣と各パンフレットの翻訳を依頼して対応しています。	
後期計画の方向性	●疾病の早期発見と心身の健康観察を行い、健やかな成長と保護者の育児不安に対応していきます。 ●基本的生活習慣の確立に向けて支援します。	
② 相談体制の充実		児童家庭課 健康管理課
施策内容	●地域の子育て支援情報等を収集し、情報を盛り込んだ育児支援案内パンフレット等を作成配布します。 ●様々な子育て支援ニーズに対応する相談に努めます。 ●子育てボランティアの協力により、気軽な相談体制の構築に努めます。	
前期計画実施状況	●平成17年度より子育て支援ノートブックを作成し、毎年4月と10月に改訂しています。 ●児童相談を実施しました。（平成20年度実績157件） なお、より気軽に相談してもらうため、相談員が児童館に出向いて相談を受け付ける巡回相談も実施しています。（平成20年度実績10件） ●子育てボランティアには、延べ活動日数270日、643人（平成20年度実績）の協力がありました。	
後期計画の方向性	●子育て支援ノートブックの更なる内容充実を図ります。 ●多様なニーズに沿う形での相談体制の充実を図ります。 ●関係団体や子育てボランティア等の協力により、相談体制の充実を図ります。	

(2) 育児をする仲間づくりの支援

① 仲間づくり支援		健康管理課
施策内容	●赤ちゃん広場を開催し、乳児期からの仲間づくりにつながる事業を行います。 ●両親学級の参加をすすめ、妊娠中からの仲間づくりをすすめます。 ●父親を含めた育児教室等を開催します。	
前期計画 実施状況	●健診や窓口にてチラシ配付のほかカレンダーやホームページで周知しました。 (赤ちゃん広場は24回785組参加。子育てボランティアによる支援あり。) ●両親学級 24日、参加延べ人数：妊婦479人、夫252人（夫の参加率は、71.8%） ●子育て講演会（1回、36人）を実施しました。	
後期計画 の方向性	●地域での仲間づくり、子育て支援を進めます。 ●子育てサロンや子育てボランティア活動の充実を支援します。 ●父親にも参加しやすい育児教室等の開催を目指します。	
② 地域での仲間づくり支援		保育課
施策内容	●地域での仲間づくりに関して、子育て支援センター情報の収集と情報発信を行います。	
前期計画 実施状況	●子育て支援センターの予定表などの情報について掲出しました。	
後期計画 の方向性	●仲間づくりや子育ての不安感などを緩和するため、子育て支援センターからの情報依頼により情報提供します。	



2. 次世代の親の育成

(1) 思春期保健対策の充実

① 性や薬物等に対する教育の充実		学校教育課 保健給食課
施策内容	●学校と保健センター等外部機関が連携して性に関する講演会や薬物乱用防止教室等を実施し、指導の充実を図ります。 ●通信等を活用して、児童生徒だけでなく家庭の保護者に対しても現状の認識と正しい知識の普及に努めます。	
前期計画 実施状況	●生徒指導主任会で、警察より性犯罪や薬物使用に係る現状について情報提供をいただき、今後の市内学校における対応策を協議しました。 ●学校薬剤師や保健福祉事務所と連携し、薬物乱用防止教室を開催して指導しています。（すべての中学校において実施） また、その様子について各家庭へ周知しています。	
後期計画 の方向性	●生徒指導主任会を中心に、性や薬物に関する適切な指導を、警察など関係機関との連携を図りながら講じていきます。 ●小学校段階からの指導の更なる充実を図ります。	
② 心のケア体制の拡充		市民活動課 学校教育課
施策内容	●青少年や親の相談機能を充実するため、青少年指導センターの機能の拡充を図ります。 ●スクールカウンセラー*の積極的活用を図り、児童生徒だけでなく、教職員にもカウンセラーとしての意識付けを行います。	
前期計画 実施状況	●青少年や親からの相談件数（207件） ●小・中学生が抱える問題や悩みの解決を手助けするスクールカウンセラー*（中学校教育相談員・小学校学習生活相談員等を含む）を38人配置しました。	
後期計画 の方向性	●青少年相談事業の充実を図ります。 ●スクールカウンセラー*や相談員を生かした組織的な指導体制を強化しながら、問題行動等の未然防止や解決に努めます。	
③ 母性・父性の育成		学校教育課 健康管理課
施策内容	●保育所（園）や幼稚園でのふれあい体験や技術・家庭科での乳幼児向け物品の作製などの実施拡大を図ります。 ●子育て支援ボランティアの養成について、中高生以上の若者も対象として、積極的な募集活動を展開します。	
前期計画 実施状況	●中学3年生の技術・家庭科における単元「幼児の生活」で、生徒が進んで幼児向けの遊びを考え、遊び道具の製作を行い、公立幼稚園の幼児とのふれあい体験を行いました。 ●中学生チャレンジウィークの受け入れにより母子保健事業の体験を実施しました。	
後期計画 の方向性	●技術・家庭科や総合的な学習の時間などの授業をはじめ、チャレンジウィークなどの学校行事等において、生徒と幼児がふれあう場として、活動の充実を図りながら継続して実施します。 ●子育てボランティアの養成について、積極的な募集を進めます。	

(2) 定住化対策の推進

① 住民参画のまちづくり推進		市民活動課
施策内容	●構想・計画段階から子どもを含めた住民の意見が反映されるよう、住民会議やパブリックコメント制度をはじめとして多様な住民参加の仕組みを整えていきます。	
前期計画実施状況	●平成20年度の市民参加手続きは、審議会4件、市民アンケート3件、市民会議2件、市民対話説明会1件、パブリックコメント手続き4件、その他（懇談会）4件、計18件を実施しました。	
後期計画の方向性	●市民を対象とした懇談会や説明会は、より多くの人に参加いただき、説明責任と意見等の集約が図れるよう周知方法説明方法等を工夫します。 ●アンケートは、主旨や内容を理解でき、回答しやすいよう分かり易い表現に基づく設問にします。 ●子どもを含めた住民の意見が反映されるよう、住民が参加しやすい環境整備に努めます。 ●市民参加の方法を広く実施することにより、市民があらゆる場面に参加できる環境整備に努めます。また、パブリックコメント手続きについては、他の市民参加手続きに比べ応募者が少ないと思われるので、改善できるよう努めます。	
② 郷土愛の醸成		商工労働課 農政課
施策内容	●それぞれの地域が受け継いできた歴史文化を学習するとともに、それを融合して新しい文化を創造する住民参加型の文化事業を実施します。 ●空き地などを利用して、朝市やフリーマーケットなど参加型イベントを行う商店街を支援し、商業の活性化を図ります。 ●地場産農産物の学校給食への利用など地産地消を推進するとともに、市民農園や農業体験等を通じて、農業者と消費者の交流を積極的に推進し、地域づくりを図ります。	
前期計画実施状況	●「百円商店街」をはじめ中心市街地を舞台とした商店街のイベント事業等を支援し、中心市街地の活性化と地域住民との交流の場を提供しました。 ●市内及び台東区・長岡市の子どもたちが交流事業として農業体験等（田植え、ジャガイモ掘り、そば打ち、もちつき）を実施しました。	
後期計画の方向性	●地域住民の交流の場づくりと、地域住民と商業者が一体となって地域社会の課題解決に取り組むまちづくり活動を進め、地元消費者の身近なニーズに応えられる商業活動の展開を支援します。 ●平成21年7月に設立した「地場産農産物等利用促進協議会」を中心として学校給食等への地場産農産物の利用促進など地産地消を推進し、地域づくりを図ります。 ●こども交流を初め、消費者と農業者などとの交流の機会を確保し、農業体験等を引き続き実施します。 ●市民農園を計画的に整備します。	

(3) 危険予防の推進

① 交通安全教育の推進		交通政策課 保健給食課
施策内容	●保育所(園)や幼稚園、学校等で実施している交通安全教室において、警察や交通指導員の協力のもと、できる限り体験学習形式を取り入れ、児童生徒への教育効果を高めた教室の開催を図ります。 ●保護者の参加も促進し、別途教育内容を保護者に知らせることなどにより、家庭においても交通安全教室と連携して交通安全教育が行われるように配慮します。	
前期計画 実施状況	●警察や交通指導員と連携して、交通安全教室をすべての学校園において実施しました。 ◆平成17年度 69カ所 7,321人 ◆平成18年度 70カ所 8,903人 ◆平成19年度 78カ所 11,252人 ◆平成20年度 83カ所 10,155人 ●警察や交通指導員と連携して、交通安全教室を実施しました。 (すべての学校園において実施)	
後期計画 の方向性	●計画に沿って、交通安全教室の開催回数・人数ともに増大することができたため、一回一回の講習内容の質を高めるよう努めます。 ●交差点進入時などにおける危険予知能力の育成に努めます。	
② 防犯教育の推進		保健給食課
施策内容	●保育所(園)や幼稚園、学校等で実施している防犯訓練教室において、警察等の協力のもと、できる限り体験学習形式を取り入れ、児童生徒への教育効果を高めた教室の開催を図ります。 ●保護者の参加も促進し、別途教育内容を保護者に知らせることなどにより、家庭においても防犯訓練教室と連携して防犯教育が行われるように配慮します。	
前期計画 実施状況	●警察や警備会社等と連携して、防犯教室を実施しました。 (すべての学校園にて実施) ●保護者による通学路安全点検において、防犯上の危険箇所を把握するなどして地域安全マップ作りを行いました。(すべての小・中学校において実施)	
後期計画 の方向性	●不審者に遭遇しやすい場所(誰でも「入りやすく」、誰からも「見えにくい」場所＝犯罪が起こりやすい場所)を見極める能力を育成するなど、防犯教育の実施に努めます。	

3. 多様な体験や学習機会の拡充

(1) 遊び環境の整備

① 遊び場の整備		公園緑地課 スポーツ振興課
施策内容	●都市計画マスタープランや土地区画整理事業、中心市街地整備事業などに沿って近隣公園や街区公園の整備を行うとともに、子どもの年齢にあった遊びができるような遊具の設置を考慮します。 ●沼地や丘陵地の公園化や河川沿いの遊歩道化などによって、自然とのふれあいが楽しめる公園の整備を推進します。 ●自然とのふれあい、スポーツ、レクリエーション、住民の憩いの場、災害時の避難場所等、多様な機能を有した大規模公園を整備します。 ●既存の各種スポーツ施設に関して、老朽化した施設や設備の改修を進めるとともに、武道や球技のできる新たな体育館の整備を図ります。	
前期計画 実施状況	●総合公園(波志江沼環境ふれあい公園【一部開園4.2ha】)、地区公園(利根川水辺プラザ公園「左岸」【開園5.3ha】)、近隣公園(あずま中央公園外4公園【開園7.1ha】)、街区公園(本郷公園等2公園【開園0.42ha】)、緑道(赤坂川緑道【開園0.70ha】)の整備を実施し、平成17年度末～平成20年度末の4年間で都市公園面積は17.72haの増となりました。平成20年度末までの都市公園数と面積の累計は、185公園・178.30haとなり、市民1人当りの公園面積は8.41㎡となりました。 - また、平成20年度末には、緑地の保全および緑化の推進に関する総合的な基本計画として伊勢崎市みどりの基本計画策定を行い、平成39年を目標年度とした緑地保全および緑化の目標等を定めました。 ●スポーツ施設については、毎年度、予算の範囲内で、老朽化した施設・設備や危険箇所の改修を行い、利用者へのサービスの低下にならないよう努めています。	
後期計画 の方向性	●伊勢崎市みどりの基本計画と都市計画マスタープランとの整合を図った都市公園等の新規整備を推進し、既存公園のリニューアルや遊具等施設の改修については、公園施設長寿命化計画に基づく都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業等により実施します。また、公園等の整備に際しては、施設計画策定の段階から地域住民の意見を聞き、多様化する市民の要望に対して応えられる公園づくりを推進していきます。 ●新しい体育館・武道館の建設については、現在のところ計画はありませんが、各種スポーツ施設の充実に努めます。	
② 居場所づくりの推進		児童家庭課
施策内容	●児童館を主要な子どもの居場所として位置づけ、幼児から中高生まで子どもの年齢にあった遊びができるよう調整を図ります。 ●地域の団体や機関と連携して、子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末の居場所づくりを推進します。	
前期計画 実施状況	●児童館における様々な行事等 ◆読み聞かせ（幼児向け、小学生向け） ◆遊びの教室（幼児と保護者向け） ◆サタデーパパ（幼児向け、小学生向け） ◆リトミック（幼児と保護者向け） ●民生委員・児童委員をはじめとする、地域団体等と連携し、市内の児童センター・児童館において各種まつり行事を実施しました。	
後期計画 の方向性	●幅広い年齢層の子ども利用促進に努めます。 ●地域団体等と一層の連携を図り、放課後や週末における子どもの居場所づくりに努めます。	

(2) 教育環境の整備

① 学校運営、施設設備の改善、充実	教育施設課 保健給食課 学校教育課 伊勢崎高等学校・四ツ葉学園中等教育学校		
施策内容	●安全な教育環境、学習しやすい教育施設を提供するため、老朽化した校舎や体育施設の耐震性強化や改築、また、地域的な児童生徒数の増減に伴う教育施設の整備や統廃合を図ります。 ●情報教育、国際理解教育などに対応した教育環境を提供するため、情報通信機器の整備、ネットワーク整備を行います。 ●安心できる学校給食の提供に向け、老朽化した学校給食施設の改築、整備を行うとともに、アウトソーシングについて検討を行います。 ●地域に開かれた学校を目指し、学校評議員制度の導入と活動の活性化を図ります。 ●通学区は家庭の事情等に配慮し、引き続き弾力的運用を図ります。 ●一校一学づくりの推進や中高一貫教育のあり方の調査研究、幼児教育センターとしての地域の役割の推進など、特色ある学校、幼稚園の運営と児童生徒の個性を十分に伸ばす学校教育を推進します。 ●全国に発信できるようなスポーツ面、勉強面を含めた新たな市立高校の特色を創造し、次代を担う個性的な生徒を育てていきます。合わせて、財政負担の軽減につながる学校運営のあり方について研究します。 ●地域の健全育成団体・機関等との連携を強化し、児童生徒の問題行動や犯罪被害の未然防止等に向けた生徒指導体制の一層の充実を図ります。		
前期計画 実施状況	<table border="0"> <tr> <td> ●第一幼稚園 外防犯カメラ設置 ●茂呂幼稚園 床下改修 ●北小学校 校舎改築 19/20年度 ●殖蓮小学校 体育館 ●プール改築 ●南小学校外 防犯カメラ設置 19年度 ●境北中学校 普通教室照明設備改修 </td><td> ●北小学校校内LANシステム整備 20年度 ●殖蓮中学校 防球ネット設置 ●宮郷中学校 駐輪場新設 ●赤堀中学校 校舎改修 ●あずま中学校 校舎改修 ●養護学校体育館 通路引戸改修 ●臨海学校排水設備改修 </td></tr> </table> ●計画的に老朽化した調理器具等の整備を実施しました。 ●全学校に既に導入された学校評議員制度を活用し、教育活動の充実に努めました。 ●家庭の事情等に配慮して、通学区の弾力的運用を行いました。 ●各学校園は、単年度の教育構想を本市学校教育の共通性として踏まえ、学力の向上と豊かな心の育成に重点を置いて、校時表や校務分掌の見直しとともに体験活動の充実を図るなど、特色ある教育活動を推進しました。 ●規範意識や基本的な生活習慣を育むために、学校、家庭、地域が協働して取り組めるよう、「生活・学習ルール」や「携帯電話 3つの基本ルール」を策定し、これに基づき保護者や地域への啓発を行いました。 ●高校では、1年次から計画的・系統的な進路指導を積み重ね、日常的に進路指導室の活用とガイダンスができる体制に整備し、その結果平成20年度においては、43%が大学、34%が専門学校へ進学し、年々進学率が向上しています。また、四ツ葉学園は、中等教育学校という中高一貫の新しい形の学校として平成21年度に第1期生が入学しました。	●第一幼稚園 外防犯カメラ設置 ●茂呂幼稚園 床下改修 ●北小学校 校舎改築 19/20年度 ●殖蓮小学校 体育館 ●プール改築 ●南小学校外 防犯カメラ設置 19年度 ●境北中学校 普通教室照明設備改修	●北小学校校内LANシステム整備 20年度 ●殖蓮中学校 防球ネット設置 ●宮郷中学校 駐輪場新設 ●赤堀中学校 校舎改修 ●あずま中学校 校舎改修 ●養護学校体育館 通路引戸改修 ●臨海学校排水設備改修
●第一幼稚園 外防犯カメラ設置 ●茂呂幼稚園 床下改修 ●北小学校 校舎改築 19/20年度 ●殖蓮小学校 体育館 ●プール改築 ●南小学校外 防犯カメラ設置 19年度 ●境北中学校 普通教室照明設備改修	●北小学校校内LANシステム整備 20年度 ●殖蓮中学校 防球ネット設置 ●宮郷中学校 駐輪場新設 ●赤堀中学校 校舎改修 ●あずま中学校 校舎改修 ●養護学校体育館 通路引戸改修 ●臨海学校排水設備改修		
後期計画 の方向性	●学校施設・設備は、児童生徒たちが学習し、生活する場であり、豊かな人間性を育むため、教育環境の整備、設備の充実に努め、災害時には地域住民の緊急避難場所としての役割を果たす上で、老朽化した全ての施設・設備について整備や耐震性能の向上を図ります。 ●老朽化した施設の建替え、老朽化した設備の買い替え等施設整備の充実に努めます。 ●伊勢崎市教育構想を基にした教育活動や新学習指導要領への全面移行を本市学校教育の共通性として踏まえるとともに、各学校園等の実態に基づいて「選択と集中」「具体と行動」「継続と徹底」を視点に教育内容を見直し、引き続き、各学校園の独自性が発揮できるよう、教育内容や指導方法、評価の工夫改善に努めます。 ●高校は平成26年度をもって終了し、その後は、平成21年度に開校した中等教育学校として6年間の中高一貫教育を行い、知性と道徳性をそなえた教養人を育成します。		

② 体験学習の拡充		学校教育課 生涯学習課
施策内容	●小学生での自然体験活動(チャレンジスクール)や、中学生での社会体験活動(チャレンジウィーク)の実施に努めます。 ●家庭や地域社会との連携のもと、生活体験、社会体験、自然体験など様々な体験活動の機会を提供し、社会全体で青少年の豊かな人間性や生きる力を育む事業の積極的な展開を図ります。 ●幼稚園において、地域の様々な人との交流による豊かな自然体験や生活体験(ジョイふるタイム)の実施に努めます。 ●伊勢崎青少年育成センターと連携して、青少年の健全育成に資する場として、多様な体験活動機会の提供を行うとともに、地域における青少年の活動拠点として、その積極的な受け入れと活動の展開を図ります。	
前期計画 実施状況	●児童生徒に、発達段階に応じたふれ合い体験、自然体験、社会体験などの豊かな体験活動に主体的に取り組ませ、心身の発達を促し、仲間との協力の大切さに気付かせました。また、地域の人たちとの関わりを通して、児童生徒に将来の夢や希望を持たせるとともに、視野を広げました。 ●青少年の自立と健全育成を図るため、青少年育成センターと更なる連携を図り、社会参加活動の促進、リーダー養成を目指した夏休みおもしろ教室、バルーンアート教室などの主催事業を実施し、地域における青少年の活動拠点としての役割を果たしています。 ●平成20年度実績として、主催事業 9事業 参加者数 314人 ●利用件数 1,142件、利用者数 24,917人	
後期計画 の方向性	●学校教育においては、今後も子どもたちに豊かな心をより効果的に育むために、発達段階に応じた体験活動を系統的に実施していきます。体験を通して気付いたことや感動したことなどを、道徳の授業の中で共有化したり、内面化を図りながら、将来の自分の夢や希望について育んでいけるよう努めます。 ●社会の変化に伴い、青少年を取り巻く環境は著しく変化し、利用者からのニーズも多様化してきているため、青少年団体や青少年育成団体と連携を図り野外料理教室、そば打ち体験教室等を実施し、体験を通して地域の社会参加活動を推進する場を目指します。更に宿泊施設としての特色を生かした青少年リーダーの育成を目指した事業を開催します。	

③ 教育内容の拡充	学校教育課
施策内容	●幼児教育においては、感性豊かな心を育てる園内環境や小学校等との連携の充実を図ります。 ●幼保と小学校との連携充実の一貫として小学校の総合的な学習の時間等への参加を図り、異年齢の児童生徒と一緒に遊ぶ機会の充実を進めます。 ●学校教育では、外国語学習、パソコンを活用した学習、環境美化活動など、実践的で幅広い体験を通じて学習できるよう、教育内容の充実を図ります。 ●「児童生徒の心に響く道徳教育推進事業」として、心のノートの活用とともに、生命の大切さや死の重さなどを積極的に授業で取り上げていきます。 ●情報教育においては、インターネットや各種ソフトの活用技能や情報モラルに関する教員の指導力向上を図ります。 ●地域の人々など外部人材の導入により、教育活動の充実を図ります。
前期計画 実施状況	●幼稚園では、学びと生活の連続性を目指した幼小の連携研修を実施しました。 ●小学校1年生から中学校へつながる系統的な英語活動の充実を図りました。 ●心に響く資料や心のノートの活用や体験的な活動の実施により、道徳の時間の充実を図りました。 ●携帯電話やパソコンによるインターネットの利便性や危険性について、計画的に授業に位置付け、指導を行いました。 ●初期対応校や拠点校を位置づけたり、外国籍適応指導助手を配置したりするなど、外国籍児童生徒の教育環境の充実を図りました。
後期計画 の方向性	●教育内容の質の向上を図るため、大学や企業と連携を図ったカリキュラムパートナー制度の活用推進を図り、学習支援や出前講座、教職員への研修や大学生ボランティアなど、人的・物的両面からの教育資源を取り入れていきます。 ●外国籍児童・生徒の対応については、更に日常生活における不安の相談、生活や学習の支援に努めます。

4. 支援を必要とする子ども等への対応

(1) 虐待等再発防止体制の確立

① 心のケア体制の確立		健康管理課 児童家庭課
施策内容	●被害を受けた子どもの精神的ダメージの解消や立ち直りを支援するため、児童虐待ネットワークの設置拡大と関係機関の連携強化を進めるとともに、フォローアップ機能の拡充を図り、児童相談所やスクールカウンセラー*、保健師などの連携による、子どもに対するカウンセリングと保護者に対する助言等を行う体制づくりを進めます。	
前期計画 実施状況	●要保護児童地域対策協議会に出席し、関係各課と連携しています。 ●平成19年度まで、児童虐待防止ネットワーク会議構成機関と連携し、個別ネットワーク会議を開催し、関係者と協議しました。 ●平成20年度は、要保護児童対策地域協議会へと移行し、連携する関係機関の拡大を図るとともに、児童だけでなく保護者も支援対象とするなど、より適切な支援体制としました。	
後期計画 の方向性	●子どもとその保護者に対するより一層充実したフォローを、要保護児童対策地域協議会構成機関と連携して行います。	
② 一時避難所の確保		児童家庭課
施策内容	●児童相談所などの県機関と連携し、被害にあった子ども等の一時避難所の確保を進め、一時保護体制の構築を推進します。	
前期計画 実施状況	●児童相談所と連携しての一時保護を実施しました。	
後期計画 の方向性	●より一層スムーズな一時保護体制の構築を図ります。	

(2) 特別な支援を必要とする子どもへの支援拡充

① 障害のある子どもへの支援		学校教育課 保育課 健康管理課 障害福祉課
施策内容	●校内委員会や専門家チームの設置、特別支援教育コーディネーターの養成と派遣などを総合的に展開し、LD*やADHD*、高機能自閉症などの児童生徒への支援を充実します。 ●発達障害*児支援アドバイザー(仮称)の配置を検討し、乳幼児から就労に至るまでの一貫した支援体制の構築を目指します。 ●有効な支援サービスが十分に利用できるように、状態像や周辺環境に応じたサービス情報の提供拡充に努めます。	
前期計画 実施状況	●特別支援教育コーディネーター研修会を年間2回実施するとともに、校内委員会の設置並びにその活動の活性化を図るなど、各学校における校内支援体制の充実のために支援を行いました。 ●平成20年度から群馬県が実施しているコンサルテーション*（地域療育相談事業）を活用し、保育園において気になる子について心理士、言語視覚士を派遣する事業を実施しています。 （平成20年度実績：7箇所の公立保育所で56人・6箇所の私立保育園で24人の児童相談） ●健診の事後事業として、発達相談や遊びの教室を実施。障害福祉課や県児童相談所等と連携し相談や具体的な支援を行っています。 ●心理判定員による発達相談 心身に発達の不安や遅れの心配がある乳幼児及びその保護者に対し、心理判定員による発達相談を地域ふくし館ばんどで実施しています。(相談件数 57件) ●身体・知的・精神の三障害の対応できる相談支援専門員を障害者(児)相談・生活支援センターに設置し、障害者、保護者、介護者などからの相談に応じ必要な情報の提供等の支援を地域ふくし館うえはす内で実施しています。(相談件数 2,024件)	
後期計画 の方向性	●LD*やADHD*、高機能自閉症などの児童生徒への支援をより充実させるため、特別支援教育コーディネーターの専門性向上を目指した研修会を今後も工夫し、実施していきます。 ●今後も保育園、幼稚園において気になる子について心理士、言語視覚士を派遣するコンサルテーション*（地域療育相談事業）を活用し、支援していきます。 ●乳幼児の発達や成長についての、育児不安に対応する支援をおこないます。 ●発達支援に関わる各関係機関の連絡会議を開催し、乳幼児から就労に至るまでの一貫した支援体制の構築を目指します。 ●有効な支援サービスが十分に利用できるように、障害の状態や家族環境等に応じた情報の提供拡充を図ります。	

② アレルギーのある子どもへの支援		健康管理課 保育課 保健給食課
施策内容	●学校給食の整備、アウトソーシング化の検討に際し、アレルギー源除去食の配食体制についても検討を進めます。 ●保健センター等と連携し、アレルギーに関する正しい知識と対処法の普及に努めます。	
前期計画 実施状況	●相談による個別対応を実施しています。 ●調理員研修において、アレルギーについての知識と対処法について研修しています。 ●食材の成分表を基に、学校、保護者、給食センターが相互連携を行い、児童生徒がアレルギー源の食材を摂取しないよう指導しています。	
後期計画 の方向性	●個別相談や対応パンフレットの配付を継続実施します。 ●調理員に対し、アレルギーについての研修を継続的に実施します。 ●老朽化した施設の建替えを検討する中で、アレルギー源除去食の配食体制についても検討していきます。	



基本目標2 大人が輝くまちづくり

5. 家庭での子育て支援

(1) 仲間づくりと情報提供・相談体制の整備

① 情報提供の拡充と一元化推進		児童家庭課
施策内容	●各種手当や子育て支援制度、子育て関連の施設やイベント情報など、拡大する子育て関連情報を収集し、一元的に管理、提供できる体制づくりを目指します。 ●子育て関連の公共施設が抱える子どもに関わる講座、会議、大会、イベント等の情報を一体化するとともに、ネットワーク化を図り、子育て情報を得やすい環境を整えます。 ●ホームページ上での子育て関連情報の提供拡充を図ります。	
前期計画実施状況	●子育てに関する行政サービス情報等を集約した冊子である「子育て支援ノートブック」を平成17年度より作成しています。（毎年4月と10月に改訂） ●ダウンロードできるようホームページにも子育て支援ノートブックを掲載しています。	
後期計画の方向性	●子育て情報を得やすい環境を整えるため、子育て関連イベント情報等の一体化を図ります。	
② 子育て関連団体活動のネットワーク構築		児童家庭課 生涯学習課
施策内容	●子育て関連で活動している各種団体間での連絡体制を構築し、ネットワーク化を図り、連携したイベント開催や開催内容、開催日時への配慮、活動の相互協力、交流促進を図ります。	
前期計画実施状況	●市P連女性委員会による家庭教育講演会を実施しました。	
後期計画の方向性	●子育て関連活動の相互協力・交流促進が図られるよう、ネットワーク化を図ります。 ●市P連専門委員会の活動内容の充実に努めます。	
③ 仲間づくりと交流の促進		生涯学習課 児童家庭課 健康管理課
施策内容	●両親学級や公民館活動を契機とした自主的な子育てサークルの発足を促すとともに、活動場所の確保を支援します。 ●育児相談や親子遊びの指導、仲間づくりを支援する子育てボランティアの養成を図り、小地域における「つどいの広場」や「子育てサロン」の開催を促進します。	
前期計画実施状況	●「読書の街いせさき」を推進するために読み聞かせをメインに「親子でぴよんぴよん」事業を実施しました。（参加者 250人（親子）） ●子育てボランティアによる子育てサロンを2会場・2日開催し、114組、208人の参加がありました。（平成20年度実績）	
後期計画の方向性	●「読書の街いせさき」事業のより一層の充実に努めます。 ●子育てボランティアによる子育てサロンの開催を支援し、拡大していきます。	

(2) 家庭での教育力の向上

① 学習機会の充実		生涯学習課 児童家庭課
施策内容	●両親学級や家庭教育学級、その他各種子育て講座など、子育てに関する学習機会の拡充に努めるとともに、開催時の保育サービスや、父親の子育て参画の啓発を推進します。 ●保育所(園)、幼稚園、小学校と家庭との連絡体制を強化し、保護者会やPTAなどの家庭教育学級の内容充実と参加の促進を図ります。	
前期計画 実施状況	●15公民館で実施した家庭教育学級（参加者数 3,668人） 【主な学級】 「まちかど子育て会議」「親子ふれあい教室」「育児をいっしょにかんがえましょう」「親子関係について」「子供との触れ合い方」「子育て座談会」等 ●「家庭教育人権教育推進事業委託」として、家庭教育における中心的役割をになうPTA会員を対象にした事業を市PTA連合会に委託し行っています。各幼稚園、小中学校PTAでは、実態に応じて「家庭教育講演会」「親子教室」「モラル研修会」などを実施しました。 ●父親の子育て参画を推進するため、児童館・児童センターにて、サタデーパパ事業・サンデーパパ事業を実施しました。	
後期計画 の方向性	●関係機関と連携を図りながら家庭教育学級等のより一層の充実に努めていきます。 ●父親の子育て参画の一層の推進を図ります。	
② 訪問指導の拡充		健康管理課
施策内容	●保健師や助産師等の連携を強化し、訪問指導の拡充を図ります。	
前期計画 実施状況	●助産師訪問 852件。保健師訪問 731件。 （出生連絡表より第1子や低体重児育児不安のある家庭を優先に訪問。）	
後期計画 の方向性	●保健師・助産師等による訪問指導の拡充を図ります。 ●健康推進員による「こんにちは赤ちゃん事業」の推進を図ります。	

(3) 保育サービスの充実

① 保育受け入れ体制の拡充		保育課
施策内容	●地域ごとの保育需要の見直しを図り、需要と供給のバランスに偏りが生じないよう、施設整備や定員枠の拡充、施設・職員の適正配置により、保育受け入れ体制の拡充を促進します。	
前期計画実施状況	●地域ごとに需要と供給のバランスを考慮し、施設整備や定員枠の拡充、施設・職員の適正配置により、保育受け入れ体制の拡充を促進しました。 【平成20年度実績】あずま保育所（＋10人）・ふちな保育園（－30人）・島村めぐみ保育園（－10人）	
後期計画の方向性	●地域ごとに需要と供給のバランスを考慮し、施設整備や定員枠の拡充等、保育受け入れ体制の拡充を促進します。	
② 特別保育の充実		保育課
施策内容	●0歳児保育、延長保育、障害児保育、病後児保育など、住民ニーズに沿った多様な保育サービスの提供を充実します。 ●延長保育での保育時間のさらなる拡大及び病後児保育の受け入れ枠拡大を目指し、調整を図ります。	
前期計画実施状況	●0歳児保育、延長保育、障害児保育、病後児保育等、多様な市民ニーズに沿った保育サービスを提供しました。	
後期計画の方向性	●0歳児保育、延長保育、障害児保育、病後児保育、一時預かり、休日保育など多様な市民ニーズに沿った保育サービスの提供を図ります。	
③ 放課後児童対策の拡充		保育課 児童家庭課
施策内容	●放課後児童クラブの実施箇所拡大や受け入れ定員の拡大に向けた調整を図り、量的な拡充を進めるとともに、放課後児童クラブ運営基準の作成や、設置場所の検討・調整などにより、保育の質的向上を目指します。 ●児童館での放課後児童対策の充実を図ります。	
前期計画実施状況	●利用者の増加による待機児童解消のため民設の児童クラブが2箇所開設されました。 ●ニーズに応じ、定員の拡大を図り、平成21年度より、児童館放課後児童クラブを、自主事業から児童館の一事業へと位置づけ、おやつ提供、職員増員、開所日増加、開所時間延長を行いました。	
後期計画の方向性	●(仮)放課後児童クラブ運営マニュアルを適宜見直し、入所児童の適正規模への移行、保育料等の保護者負担の平準化、保育環境の向上、放課後児童指導員の処遇向上等について適宜改善していきます。	
④ 一時的保育の促進		保育課
施策内容	●子どもに関わりたい住民と子どもを一時預かって欲しい住民との橋渡しをし、子育て世帯の負担を軽くするファミリー・サポート・センター事業のPRに努め、会員の拡大と利用の活性化を図ります。 ●保育士の派遣や育児ボランティアなどの協力などにより、各種講座開催時やイベント開催などにおける一時保育(託児)の設置を推進します。	
前期計画実施状況	●ファミリー・サポート・センター事業のPRに努め、会員の拡大と利用の活性化を図りました。（依頼会員 384人、協力会員 98人、どっちも会員 30人） ●成人式等のイベント開催時に保育士を派遣しました。	
後期計画の方向性	●ファミリー・サポート・センター会員の拡充と共に、新たに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズに対応できる体制の拡充を促進します。 ●今後もイベント等開催時の依頼に対し、保育士を派遣します。	

⑤ 保育の質的向上推進		学校教育課 保育課
施策内容	●保育所(園)での幼児教育、幼稚園での預かり保育など、幼保一元化のあり方、また、家庭や地域社会との連携を考慮し、乳幼児にとってよりよい保育体制を目指して、関係機関と協議します。 ●老朽化や保育ニーズの変化に対応して、保育所(園)や幼稚園の施設を改築して安全で快適な保育環境の提供を推進します。	
前期計画 実施状況	●幼稚園の教育と保育所の保育の、互いの教育内容・保育内容のよさを取り入れた共同保育を第一幼稚園で全10回行いました。また、連絡協議会を年2回設け、実践のまとめや検証を行いました。 ●老朽化等による改築が5施設で実施され、安全で快適な保育環境の向上及び入所定員枠の拡大が図られました。	
後期計画 の方向性	●幼稚園での預かり保育を改善していきます。 ●引き続き老朽化や保育ニーズに対応して、施設整備を計画的に推進します。	



6. 健康づくり推進

(1) 親子の健康の確保

① 妊娠中からの子育て支援の充実		健康管理課
施策内容	●妊娠届出時の保健指導を充実し、妊娠出産に向けて必要な情報が得られ、育児のスタートが好ましい状態となるように支援します。 ●周産期医療機関との連携を行い、情報の収集と発信ができるように推進します。 ●学校教育とも連携を図ります。	
前期計画実施状況	●各保健センターでの妊娠届については、保健指導を受けられるにも係わらず市民課での届出と比べ半数以下という状況でした。	
後期計画の方向性	●妊娠中の健康管理の充実、安心安全な出産にむけて継続した支援をすると共に、情報の周知に努めます。	
② 乳幼児健診の充実		健康管理課
施策内容	●診察、相談などで親の育児不安に十分対応します。 ●子どもの成長発達に必要な、健やかな生活づくりのための、保健指導を行います。 ●適切な栄養摂取と規則正しい食習慣づくりを支援するため、栄養指導を行います。 ●ゆったりとした健診が行えるように、各保健センターの受診人数の調整を図ります。 ●健診未受診児に対して、健康推進員の協力を得て状況把握に努めます。 ●子育てボランティア及び健康推進員の協力により、気軽な相談体制の構築に努めます。	
前期計画実施状況	●丁寧な対応により、育児への不安や疑問に答えました。 ●保護者の不安や疑問に対応できる体制を見直し、対象者数や従事者数を調整し、受診しやすい健診づくりに努めました。 ●健診未受診児に対し、地区担当保健師が状況確認に努めました。 ●子育てボランティアの協力を得、会場での支援を行っています。	
後期計画の方向性	●乳幼児の健康と育児不安の解消につながる支援を行います。 ●健診未受診児の状況把握を行い、育児不安や虐待予防に努めます。	
③ 育児不安を軽減する相談事業の充実		健康管理課
施策内容	●毎日開催する窓口健康相談を、各保健センターで実施します。 ●母乳育児や子どもの発達不安に対応するため、助産師や心理相談員による相談を行います。 ●離乳食に対する不安を解消し、スムーズに進められるよう離乳食講習会を開催します。	
前期計画実施状況	●窓口健康相談 243日実施、利用者 3606人。 ●助産師による母乳相談 12日開催、利用者 206人。 ●心理相談員による発達相談 62日開催、利用者 271人。 ●離乳食講習会 24日開催、利用者 430人。（平成20年度実績）	
後期計画の方向性	●育児不安を軽減するための相談事業の充実を図ります。	

④ 歯科保健対策の充実		健康管理課
施策内容	●妊娠期から歯科保健対策を継続して行います。 ●乳幼児健診等でのむし歯予防のための健康教育と個別相談を行います。	
前期計画 実施状況	●妊娠期の保健指導はパンフレット配付を行っています。 ●乳幼児健診（相談）において、成長発達に沿った歯科保健指導と個別相談を実施しています。	
後期計画 の方向性	●乳幼児各期への歯科保健指導を充実し、保護者への歯科保健対策も実施していきます。	
⑤ 食育の推進		保育課 健康管理課 保健給食課
施策内容	●「食」の大切さを啓発し、「食」を通じた生活習慣の改善や健康づくりが行われるように、あらゆる機会を活用して「食育」を進めます。 ●学校においても、給食センターが「食育」の推進を図るとともに、その地域で生産されたものをその地域で消費する「地産地消」の推進を図り、食と地域を連携させた意識啓発を進めます。 ●「食生活改善推進員」など身近な地域で「食」に関する指導を行う組織の育成と連携を行います。	
前期計画 実施状況	●保育所内の菜園を活発に利用して、数十種類の野菜や果物を栽培することにより「食育」を実施しています。 ●早寝、早起き、朝ごはんを基本に食を通じての健康づくり普及活動を実施しています。 ●食生活改善推進員による地区活動 - 親と子の食育教室 12回、401人参加 - 若い世代への食育講座 11回、340人参加 - 肥満予防教室 36回、993人参加（平成20年度実績） ●学校栄養職員による給食時の指導（年間482クラス）を実施しています。 ●給食に伊勢崎産野菜を年間約97,000kg使用しています。	
後期計画 の方向性	●伝統的な食事を大切にし、旬のものを取り入れて季節感を味あわせ、バイキング方式や調理体験を広げていきます。 ●市民のニーズにあった食育推進活動を展開していきます。食生活改善推進員の育成と活動を支援します。 ●各学校との連携を図り、児童生徒や保護者への、食に関する指導の充実を一層図ります。 ●生産者の顔の見える、安全、安心な地場産農産物の利用促進を図ります。	
⑥ 健康推進協力体制の拡充		健康管理課
施策内容	●健康推進員の役割を拡充し、地域保健の向上に努めます。	
前期計画 実施状況	●健診未受診児への受診勧奨 148件 ●健康問題の把握や情報提供 259件 ●こんにちは赤ちゃん事業による乳児家庭訪問 1,573件	
後期計画 の方向性	●こんにちは赤ちゃん事業を始めとする各種保健事業への協力により、地域保健の向上に努めます。	

⑦ 健康づくり体制の構築

健康管理課

施策内容	●健康づくり施策の基本となる健康推進計画を策定します。 ●健康づくり推進協議会において、市の健康づくり体制の構築について検討します。
前期計画 実施状況	●健康づくり施策の基本となる健康増進計画を平成18年度に策定しました。 ●健康づくりへの取り組みへの環境整備として、はつらつ健康教室を平成19年度より毎年、第一日曜日「健康の日」に開催しています。 19年度 延べ29回 857人 20年度 延べ49回 1,150人 ●健康づくり推進協議会の開催 年1回
後期計画 の方向性	●健康増進計画は、平成22年度中間評価をおこない、後期計画を策定します。 ●健康づくり推進協議会を開催し、健康づくり体制の構築を図ります。

(2) 家庭での事故予防**① 事故防止の啓発**

健康管理課

施策内容	●出生届時や各種母子保健事業などあらゆる機会を捉えて、家庭環境や子どもの発達段階に応じた適切な事故予防を啓発するとともに、相談指導体制を充実していきます。
前期計画 実施状況	●乳幼児健診各期や各相談時に、発達段階に応じた事故予防のパンフレット配布や説明をしています。
後期計画 の方向性	●各種母子保健事業において、子どもの環境や発達段階に応じた事故防止について啓発を図ります。

② 緊急時対処法の周知健康管理課
児童家庭課

施策内容	●家庭でよく起こる事故やその予防策、さらには、事故が起こったときの対処法について、ホームページでの子育て関連情報提供に組み入れ、内容の充実に努めます。
前期計画 実施状況	●赤ちゃん広場で救急蘇生法の講習会とシートベルト着用法講習会開催しました。 ●子育て支援ノートブックにおいて、「子どもの病気やケガ」として対処法等を掲載しています。なお、ノートブックはホームページからダウンロードできます。
後期計画 の方向性	●子どもの事故予防の周知に努め、ホームページやパンフレットでの子育て関連情報に組み入れ、内容の充実に努めます。

(3) 医療体制との連携

① 医療体制の充実		市民病院 年金医療課
施策内容	●伊勢崎佐波医師会病院と伊勢崎市民病院との連携により、小児救急医療体制や休日・夜間救急医療体制の充実に努めます。 ●就学前の乳幼児を対象に医療費を無料化することにより、子育て家庭に対して経済的な支援を行います。	
前期計画 実施状況	●小児救急医療について、1次救急当番日は日曜20～23時、2次救急当番日は火木曜の夜間と日曜の昼間実施しました。 ●就学前の乳幼児の医療費自己負担額は平成12年から無料になっていましたが、段階的に対象年齢を拡大し、平成21年10月からは中学3年生まで対象を拡大しました。	
後期計画 の方向性	●小児救急医療体制や休日・夜間救急体制の充実に努めます。 ●医療費自己負担額無料化の対象年齢は、中学3年生までを継続して実施していきます。	
② 情報提供の拡充		健康管理課
施策内容	●子どもの発達段階に沿った一般的に起こりうる症例と家庭での対処法や、その日の救急医療受け入れ先などの情報を提供できる体制を構築します。	
前期計画 実施状況	●各保健事業で情報提供、ホームページ掲載、情報ステーションでのチラシの配布を行いました。	
後期計画 の方向性	●情報提供の更なる充実に努めます。	



7. 職業生活と家庭生活の両立支援

(1) 働き方の見直し推進

① 多様な就労形態の推進		商工労働課
施策内容	●関係機関と連携し、男性も女性も含め、フレックスタイム制や在宅勤務、育児・介護休暇の取得など、多様で柔軟な働き方の推進に向けた意識啓発に努めます。	
前期計画実施状況	●関係機関と連携し、短時間勤務制度、育児・介護休暇制度について、パンフレットの掲出等の情報提供を行いました。	
後期計画の方向性	●多様で柔軟な働き方の推進に向けて、事業主や労働者に対する情報提供や意識啓発に努めます。	
② 男性の家庭参画推進		人権課
施策内容	●男性の家庭への参画を図るため、両親学級等での男性の参加啓発を継続して行うなど、伊勢崎市男女共同参画計画に基づいた総合的な男女共同参画*社会の推進を目指します。	
前期計画実施状況	●平成18年度に策定した平成19～26年度伊勢崎市男女共同参画計画に基づき、毎年度、「男女共同参画計画」進行管理報告書を作成・公開し、男性の家庭参画を含めた総合的な男女共同参画*社会の推進を図りました。	
後期計画の方向性	●平成22年度に平成23～26年度分の伊勢崎市男女共同参画計画の中間見直しを行ない、継続して男女共同参画*社会の推進を図ります。	



(2) 就労環境の改善

① 職場環境づくりの推進		商工労働課
施策内容	●子育て中の人の定時帰宅や早退、育児・介護休暇取得などに理解を示し、協力していくよう、企業や労働者双方への啓発に努めます。 ●仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業のことを指す「ファミリーフレンドリー企業」に関する啓発を促進します。	
前期計画実施状況	●労働基準法や男女雇用機会均等法について、商工会議所・群馬伊勢崎商工会と連携し周知しました。	
後期計画の方向性	●ファミリー・フレンドリー企業等の情報収集や啓発に努めます。	
② 各種支援制度等の情報提供充実		商工労働課
施策内容	●男女雇用機会均等に関する法律や、育児・介護休業に関する法律、短時間労働の雇用管理改善に関する法律、家庭内労働に関する法律など、労働に関する法律について、関係機関と連携し、わかりやすい解釈とともに、企業や労働者双方への周知を図ります。 ●再就職セミナーの開催や各種資格取得制度、企業等雇用者側に対する各種助成制度に関する情報の収集と提供を強化します。	
前期計画実施状況	●再就職セミナーの開催について、広報やパンフレットの掲出を行いました。 ●労働環境に関する職場のトラブルに対応するため、労働相談窓口や労働基準監督署・雇用均等室等の相談窓口の情報提供を行いました。	
後期計画の方向性	●関係法令（労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等）の周知に努めます。 ●就労環境の整備に向けた取り組みについて、関係機関と連携を図り、啓発活動に努めます。	

8. 福祉的支援の充実

(1) ひとり親家庭の自立支援

① 既存支援策の充実		社会福祉課 児童家庭課
施策内容	●母子自立相談員や民生委員・児童委員の相談指導活動により、子どもの発達段階や家庭環境に応じた、各種支援策の適切な活用を図ります。	
前期計画 実施状況	●主任児童委員を中心に学校や地域と連携を図り、必要に応じて児童相談所等との協働により児童福祉の向上に努めました。 ●母子自立支援員等による母子相談を実施しました。（平成20年度実績 249件）	
後期計画 の方向性	●より広い相談に対応できるよう、研修の充実等により、委員の資質向上に努め、さらなる相談活動の充実を図ります。	
② 総合的支援体制の確立		児童家庭課 商工労働課
施策内容	●経済的支援のみならず、子育て生活支援や就労支援、相談指導体制の充実など、総合的な支援体制の確立を目指します。	
前期計画 実施状況	●経済的支援 ◆児童扶養手当の支給（平成20年度延べ受給者数17,213人） ◆ひとり親家庭等福祉手当の支給（平成20年度延べ受給者数20,745人） ◆交通遺児等福祉手当の支給（平成20年度延べ受給者数4,162人） ●就労支援 ◆母子家庭自立支援教育訓練給付事業（平成19年度 12件） ◆母子家庭高等技能訓練促進費事業（平成20年度 9件） ◆母子自立支援プログラム策定事業（平成20年度 1件） ●子育てをしながら働きたい人を支援する「マザーズハローワーク」「再チャレンジサポートプログラム」について、広報やパンフレットの掲出を行いました。	
後期計画 の方向性	●総合的な相談支援体制の充実を図ります。 ●仕事と家庭の両立支援のための意識啓発や、就労関係相談窓口の情報提供に努めます。	

(2) 障害児施策の充実

① 障害者理解の促進		障害福祉課
施策内容	●障害に関する正しい知識や障害のある人への対応の仕方などを広く啓発するとともに、お互いにふれあえる交流機会の創出に努め、障害や障害のある人に対する理解促進を目指します。	
前期計画 実施状況	●毎年、9月の知的障害者福祉月間の趣旨を広く市民に広報宣伝し、知的障害者についての理解を深めるとともに、教育の推進ならびに福祉の向上と充実に寄与するものとするため、スローガン「障害のあるなしにかかわらず誰もが明るい未来と幸せを」を掲げ、第28回伊勢崎市知的障害児（者）福祉集会の開催並びに第36回中毛地区福祉パレードに参加し、障害や障害のある人に対する理解促進を図りました。 また、福祉集会終了後、量販店の店頭等で啓発活動用ビラ及び啓発品の配付を行い、啓発活動を実施しました。	
後期計画 の方向性	●障害者の「完全参加と平等」を目指し、毎年9月を知的障害者福祉月間として継続させ、福祉集会の実施と福祉パレードへ参加し、知的障害者の理解のための啓発活動を推進します。	

② 早期発見・早期対応の推進		健康管理課 障害福祉課
施策内容	●乳幼児健康診査等で障害や発達遅滞の疑いがあった場合の対応として、その保護者への精神的なフォローに配慮するとともに、保健や医療、療育、民生委員・児童委員などの関係機関との連携を強化し、その子どもの状況や家庭環境に適した指導ができる体制の整備を進めます。	
前期計画 実施状況	●健診の事後事業として発達相談や遊びの教室を実施しました。また、関係機関との連携により親子のフォローを継続し、育児不安に対応しています。 ●親子通園事業「はんどう親子広場」で親子の支援を行うとともに、心理判定員による外来相談も行い、育児や発達への不安に対応しています。	
後期計画 の方向性	●障害を持つ子どもの状況や家庭環境に適した指導ができる体制の整備を進め、育児や育児不安への対応に努めます。	
③ 社会参加促進		障害福祉課
施策内容	●障害のある人が住み慣れた地域社会の中で自立し、社会参加できるように、手話奉仕員などによるコミュニケーション支援、声の広報等の発行による情報支援、スポーツ教室など各種事業への参加支援を充実します。	
前期計画 実施状況	1. 生活訓練事業 4/1～3/31の間に実施(3回)。 2. スポーツ・レクリエーション教室開催等事業。 3. ボランティア活動支援事業。 4. 手話奉仕員養成・要約筆記者養成事業 手話奉仕員養成入門(33時間)・基礎(30時間) 要約筆記者学習会(10時間)。 5. 朗読奉仕員養成事業 9/1～10/31の各土曜日(6回)。 6. 声の広報等発行事業 4/1～3/31の間に毎月1日・16日とその前日に開催等の事業へ参加支援をしました。	
後期計画 の方向性	●障害のある人が住み慣れた地域社会で自立し、社会参加できるよう各種事業への参加と実施を支援します。	
④ 福祉施設の整備促進		障害福祉課
施策内容	●障害のある人の自立を支援するとともに、就労機会の拡大に向けて、福祉作業所などの訓練施設を充実します。 ●障害のある人のデイサービスやリハビリなどを行う複合的な福祉施設の整備を進めます。	
前期計画 実施状況	●障害者福祉作業所では、雇用されることが困難な知的障害者及び身体障害者に対し、通所の方法により指導訓練を行い、地域社会が一体となってその福祉の増進を図りました。 ●在宅重度心身障害者等デイ・サービス事業では、在宅の重度心身障害者等のうち、日常生活訓練、機能訓練、養護等を行うことにより、重度心身障害者等の地域生活を援助するとともに、その介護を行う家族の負担の軽減を図りました。 ◆平成20年度の福祉作業所及びデイサービスセンターの利用者数の状況 ○作業所 24,719人 ○デイ 4,346人 平成21年度4月にみなみ福祉作業所が開設されました。	
後期計画 の方向性	●福祉作業所等の施設に指定管理者制度を導入することにより、人材が確保され、施設間流用できるため、利用者のニーズにあった福祉サービスを提供します。 また、福祉作業所等を整備充実します。	

⑤ 障害者施策の統合的推進

障害福祉課

施策内容	●障害のある人もない人もともに暮らせるまちづくりを目指し、総合的な施策の展開を図ります。
前期計画 実施状況	●平成19年度策定した「第1期障害福祉計画」を分析・評価を行ない、平成21年度から平成23年度の3ヵ年の「第2期障害福祉計画」を策定しました。 更に、障害者にとってより良い福祉サービスが提供できるように、同計画について関係機関への配布、啓発を行い、各施策の推進をしました。
後期計画 の方向性	●障害福祉計画に基づき各施策を推進するとともに、この計画についての周知を図ります。



基本目標3 地域が輝くまちづくり

9. 地域の育児力向上

(1) 子育て支援ネットワークの充実

① ネットワークの構築		児童家庭課
施策内容	●子育て関連団体や組織のネットワークづくりとして、代表者等による連絡協議会を立ち上げ、情報交換や協力体制の構築を図ります。なお、この協議会には学校や、保健・福祉行政も参加し、児童虐待防止ネットワークとの連携も図ります。	
前期計画実施状況	●子育てに関わる各団体の代表者により構成し、児童健全育成等について連携している児童館運営委員会を年2回開催しました。	
後期計画の方向性	●子育て関連団体相互の情報の共有化が図られるよう、ネットワークのさらなる構築を図ります。	
② 地域活動の活性化促進		市民活動課 健康管理課 社会福祉課
施策内容	●企画段階から地域住民の参画を促し、世代、地域を越えて交流できる地域イベントの開催を図ります。 ●子育てサロンをはじめとした、各種地域での子育て支援事業への協力参加要請を強化します。 ●地域福祉計画をもとに、社会福祉協議会を拠点として、地域福祉のネットワークを構築し、地域住民やボランティア、NPO*法人、大学等が協力して地域福祉の充実を図ります。	
前期計画実施状況	●実行委員を市民団体から公募し、市民が主役となった企画・運営による市民ボランティアフェスティバルを開催しました。参加42団体、800人を超える方々が交流や情報交換を行いました。また、市と社会福祉協議会が連携し、ボランティア・市民活動団体情報交換会を2回開催するとともに情報紙を5回発行しました。 ●子育てボランティア養成講座を継続的に開催し、活動の活性化を図りました。 ●子育てボランティアによる子育てサロンを2日間・2会場で開催し114組、208人参加がありました。（平成20年度実績） ●地区別説明会の開催、民生委員・児童委員定期総会など、各種の機会に啓蒙に努め計画概要の周知を行いました。	
後期計画の方向性	●市民活動団体の情報交換・交流の場づくりを支援する事業を行うとともに、今後は、コーディネーターの役割を果たすボランティアの育成・発掘を進め、市民と行政が共に携わる事業等の地域活動の活性化に努めます。 ●子育てボランティアの養成を継続して実施するとともに子育てサロン等の地域子育て支援事業の開催を拡大します。 ●地域福祉計画に則り、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と整合性を図り、また、社会福祉協議会に設置された防災ボランティア事務局の充実を推進します。	

(2) 児童虐待防止対策の促進

① 児童虐待防止ネットワークの構築		児童家庭課
施策内容	●保健師や民生委員・児童委員、保育所(園)、幼稚園、学校、家庭児童相談室、児童相談所、警察、医療機関等による「児童虐待防止ネットワーク」の構築を図り、児童虐待の防止と早期発見、早期対応に向けた体制づくりを進めます。 ●児童虐待防止に関係するスタッフによる、ケースワークや対処法等の研修拡充に努めます。 ●児童虐待に関する相談や通報窓口の周知徹底を図ります。	
前期計画 実施状況	●平成20年度より、児童虐待防止ネットワークは要保護児童対策地域協議会へと移行。構成機関が増加するとともに、取扱い対象が拡大されました。(虐待ケースに加え、不登校や非行などの支援ケースも含む。また、児童だけでなく保護者も含む) 【平成20年度実績】 代表者会議2回、実務者会議3回、個別検討会議15回 ●保育士や教員、民生委員・児童委員らを対象として、児童虐待に関する研修を実施しました。 ●広報紙やホームページにより、児童虐待の定義や連絡先等の周知。また、虐待防止月間である11月には、市民に通報義務があることや連絡先を知らせるため、チラシを作成し、回覧板方式にて周知しました。	
後期計画 の方向性	●児童虐待対策として、要保護児童対策地域協議会のより一層の機能充実・活用を図ります。	
② 子どもの人権擁護意識の啓発		人権課 学校教育課
施策内容	●子どもの権利条約*や児童憲章など、子どもの人権に関する啓発を強化し、子どもの人権擁護に努めます。	
前期計画 実施状況	●講演会の会場等で啓発冊子の配布やパネル展の開催などを実施しています。 ●校長会議において、各学校には児童虐待の早期発見に努めることを確認するとともに、児童虐待発見時の校内体制の確立や関係機関との連携等について協議を行いました。	
後期計画 の方向性	●啓発冊子の配布等を継続して実施するほか、子どもの人権をテーマに講演会等を開催します。 ●学校において教職員が児童虐待の早期発見に努めるとともに、保護者懇談会等での啓発活動を強化していきます。	

10. 居住環境の改善・向上

(1) 住宅環境の向上

① 良質な住宅の確保推進		住宅課
施策内容	●家族層向けの持ち家や賃貸住宅の住宅供給を進め、定住性を高めるとともに、このような住宅が良好なストックとなるような、住宅建設に関する誘導方策を検討します。 ●新婚世帯や子育て世帯に対して、市営住宅入居に関する優遇措置がとれるように調整を進めます。 ●住宅マスタープランに沿って、耐用年数が過ぎ老朽化した公営住宅を計画的に建て替えるとともに、中心市街地の人口減少歯止め策や活性化策として、保育所等の福祉施設を併設した市営住宅を整備します。	
前期計画 実施状況	●市営住宅ストック改善住戸数(全体計画670戸：平成17年～平成20年改善済82戸) 平成20年度改善住戸数 28戸 ●目的別分散入居制度*(平成18年～) 平成20年度市営住宅募集戸数(全体) 129戸。「子育て世帯枠」75戸(58.1%) ●公営住宅建替え事業 羽黒1棟(30戸)、境上武士2棟(8戸) ●平成17年保育施設を併設した市営住宅を整備しました。	
後期計画 の方向性	●市営住宅等長寿命化計画の作成により、更に社会資本整備総合交付金などを活用し、継続して住生活環境整備を進めます。	
② 安心・安全な住宅の指導		建築指導課
施策内容	●住宅の安全対策を推進し、良質な民間住宅の建設を促進します。	
前期計画 実施状況	●木造住宅耐震診断 50戸実施 ●住宅相談(バリアフリー*など)	
後期計画 の方向性	●木造住宅耐震改修に対する補助金制度を進めます。 ●長期優良住宅の認定について、普及促進を図ります。	

(2) 地域環境の向上

① 快適なまちづくりの推進		都市計画課 区画整理課 市街地整備課
施策内容	●既存の公共的施設や歩道等において、バリアフリー*化に至らなかったものについて、改築や改修の際、可能な限りバリアの除去に資する整備を行います。 ●都市計画マスタープランや土地区画整理事業、中心市街地整備事業などにより、快適で魅力あるまちづくりを推進します。その際、すべての人々に利用しやすいデザインや環境を整えるユニバーサル*デザインの考え方を、街並み整備、道路歩道環境整備、公共施設整備に取り入れていきます。 ●市全体の一体性を強化するとともに、円滑な往来を実現するため、都市内道路網を整備するとともに、地域内の円滑な往来を実現し、幹線道路への接続性を向上するため、生活道路の整備を推進します。	
前期計画実施状況	●平成20年度に都市計画マスタープランを作成。東毛広域幹線道路、安堀町美茂呂町線、境女塚東部地区住環境整備等の道路整備を実施しました。 ●人道橋である「西部うぬき橋」架設にあたり、橋の線形、桁厚並びに橋の取付勾配において「人に優しく」をテーマに整備を行いました。 ●地区内の一部都市計画道路歩道部に電線共同溝を施工し、また、車道部とフラットに歩道施工を行いました。	
後期計画の方向性	●都市計画道路に一部電線共同溝などを施工し、また継続的に道路整備を実施することにより、快適で魅力あるまちづくりの実現を目指します。	
② 子ども連れにやさしいまちづくりの推進		交通政策課
施策内容	●ユニバーサル*デザインの考えを尊重した移動空間のバリアフリー*整備や、交通バリアフリー*に対する意識を高め、まち全体としてハード・ソフトの両面からやさしさを提供します。	
前期計画実施状況	●前期計画の施策内容変更のため、実施状況なし。	
後期計画の方向性	●市民一人ひとりが、妊産婦や子ども連れ等にとってのバリアの理解を深め、気配りや手助けを行うことができる環境作りの整備や、交通バリアフリー*に対する意識の啓発に努めます。	

③ 有害環境の改善促進		市民活動課 学校教育課 環境保全課
施策内容	●自治会や地域住民への呼びかけを通じて、青少年育成補導推進員等の活動を支援し、参加協力を求め、地域の風紀改善に努めます。 ●インターネットやテレビの有害情報に関する問題について、各育成団体や学校等の研修会で積極的に取り上げ、家庭や学校、育成団体等が連携・協力して保護者等へ啓発を行います。 ●クリーン作戦への参加を促進し、環境美化とともに地域交流の活性化を促進します。	
前期計画 実施状況	●自動販売機の定期的な設置状況及び収納物調査を実施し、ブックモニターにより、必要に応じ、書店等に対し有害図書類の分別配置の協力依頼活動を展開した。さらに、違法広告物除却活動も行い地域環境の浄化に努めました。 ●インターネットや携帯電話の有害情報に関しては、校長会議や教頭会、生徒指導部会で取り上げ、協議し、PTA連合会と連携・協力して保護者等への啓発活動を行いました。 ●地域社会奉仕活動として、中学校区ごとの環境美化活動である地域クリーン作戦に延べ21,339人が参加しました。 ●市民と行政が協働で進める環境美化活動として、アダプト・プログラム*を実施しています。平成20年度の実績は、登録団体13登録人数1,437名が公園や道路等公共の場所の美化活動（清掃など）を実施、市も傷害保険加入や用具の提供の支援を行いました。	
後期計画 の方向性	●違法広告物除却活動や社会環境モニターにより書店・ビデオ店・コンビニ等約160店舗に対して有害図書類の分別配置等調査を継続的に実施します。 ●携帯電話等の有害情報に関しては、引き続き、PTA連合会等の関係機関との連携・協力関係を強化して、保護者への啓発を行います。 ●地域クリーン作戦では、環境美化とともに、子どもたちに地域の方々との関わりを通して、心身の発達を促せるよう引き続き活動の充実を図ります。 ●アダプト・プログラム*を継続して実施し、今後更に青少年育成参加団体等の増加に努めます。	

11. 子どもを危険から守る環境の整備

(1) 防犯体制拡充

① 防犯協力体制の確立		市民活動課 安心安全課 学校教育課
施策内容	●「こども110 番の家」や「子ども安全協力の家」への協力を求め、地域での防犯協力体制の強化に努めます。 ●自治会や学校、PTA、防犯推進員等の協力により、防犯パトロールなどを行う地域の防犯組織拡大に向けた啓発を行います。 ●防犯グッズや啓発パンフレットの配布等による防犯意識の啓発活動を推進します。	
前期計画 実施状況	●通学路を中心に子どもたちが駆け込んで助けを求めることができる緊急避難場所として市が指定した民家や商店などで構成されている「子ども安全協力の家」。 設置数24小学校区1386件（12月現在）利用件数21,666人（20年1月～12月） ●青色防犯パトロール実施者講習会を17回（参加者1,615名）実施し、安心安全パトロール実施者の拡大と各地区安心安全パトロール協議会の充実を図りました。 ●広報紙などに防犯地域パトロール協力員及び老人クラブ会員による通学路見守り活動員の募集を行いました。 平成20年度防犯地域パトロール員 個人236人、団体37団体 987人。老人クラブ 235クラブ 2,798人登録。 ●市民防犯の日及び県民防犯の日に大型商業施設等で街頭キャンペーンを行い防犯チラシ・グッズ等を配付し、防犯意識の向上を図りました。 ●10月11日伊勢崎市安心安全まちづくり市民総決起大会を実施しました。 ●「広報いせさき」12月1日号に自主防犯対策の特集を掲載しました。 ●市内学校では、6,174名の学校支援ボランティアの方々の登録をいただき、特に安全パトロールでは地域のお年寄りの方々を中心に多大なるご協力をいただきました。	
後期計画 の方向性	●地域の防犯協力体制のため「子ども安全協力の家」事業の啓発と推進を図ります。 ●地域の自主防犯団体ごとの増員や啓発のため、青色防犯パトロールや通学路見守り活動、市民総決起大会の開催、街頭キャンペーンの開催などの充実を図ります。 ●また、高齢者等情報弱者に配慮するため紙面等で情報提供を推進します。 ●児童生徒の登下校時の安全を確保するため、学校支援ボランティアによる安全パトロールへの協力を継続して行います。	
② 防犯情報の提供体制構築		安心安全課
施策内容	●学校や幼稚園、保育所(園)、警察、自治会、各種防犯組織、各家庭などが連携した情報のネットワークを構築し、地域における事件や事故、不審者に関する情報、緊急時の対処法などの情報伝達を行います。	
前期計画 実施状況	●不審者や凶悪事件の発生情報を地域防犯活動団体に素早く提供するためFAX・電話等で情報提供しました。（平成20年度の情報提供 60件。）	
後期計画 の方向性	●不審者情報については、関係者において情報の共有化を図ります。	

③ 防犯設備の普及		安心安全課 商工労働課
施策内容	●自治会の協力を仰ぎ、危険箇所への防犯灯の設置を推進します。 ●中心市街地等における防犯カメラ等の設置を検討します。 ●犯罪や交通事故を未然に防止するため、街路灯や道路照明灯を整備するとともに、地域の防災防犯活動を充実させて、一層安心して暮らせる環境の実現を図ります。	
前期計画 実施状況	●各行政区からの設置要望等により平成20年度防犯灯新規設置台数265基、市内総設置台数約1万700基。 ●連取町区の住宅街に県警、群馬大学と共同し、社会実験として自警防犯カメラ21台を設置しました。 ●商店街が設置している街路灯の電気料の一部を補助し、安心して買物ができる環境整備の支援を行いました。	
後期計画 の方向性	●防犯灯の適正な維持管理のため、危険箇所や事故防止等への情報共有等について行政区との連携の強化に努めます。 ●市内の防犯カメラ設置要望、必要性、費用対効果などを考慮し、防犯カメラの設置を検討します。 ●商店街の電気料の負担が大きくなっており、今後、街路灯の維持管理が困難となることも考えられるので、その対策の検討を要します。	

(2) 交通安全対策の推進

① 交通安全設備の充実		交通政策課 区画整理課
施策内容	●見通しの悪い道路や交差点等に対して、ミラーなどの交通安全施設を設置し、安全性を高めていきます。また、大型案内標識版の設置により通過交通の円滑化を図ります。 ●住宅地や商業地など人の利用が優先する道路においては、速度の抑制が期待できる道路構造を取り入れるとともに、狭小幅員やクランクなどのため安全性が十分でない生活道路に関しては面的な整備の推進を図ります。	
前期計画 実施状況	●平成17年度 区画線等 49,440m、ミラー 117本、大型案内標識 1基。 ●平成18年度 区画線等 65,681m、ミラー 103本、大型案内標識 1基。 ●平成19年度 区画線等 80,000m、ミラー 115本、大型案内標識 1基。 ●平成20年度 区画線等 54,882m、ミラー 117本、大型案内標識 1基。 ●平成19、20年度において、東部第二地区の開渠水路をボックス化し車道と分離した歩道を整備完了しました。	
後期計画 の方向性	●交通安全施設整備の推進を図ります。 ●住宅地等においては、歩行者の安全性を考慮した道路整備を図ります。	
② 運転マナーの向上		交通政策課
施策内容	●交通安全教室の開催回数増加により、運転者に対する交通安全教育を徹底し、運転マナーの向上を図り、交通事故の抑制に努めます。 ●警察、交通安全協会との連携によるチャイルドシートの正しい使用の普及を図ります。	
前期計画 実施状況	●交通安全教室を開催し、83箇所延べ10,155人参加しました。この他各季交通安全運動において、運転マナー向上啓発活動を実施しています。	
後期計画 の方向性	●交通安全教室に道路交通法の変更・追加部分などを盛り込み、運転マナーのさらなる向上を図ります。	

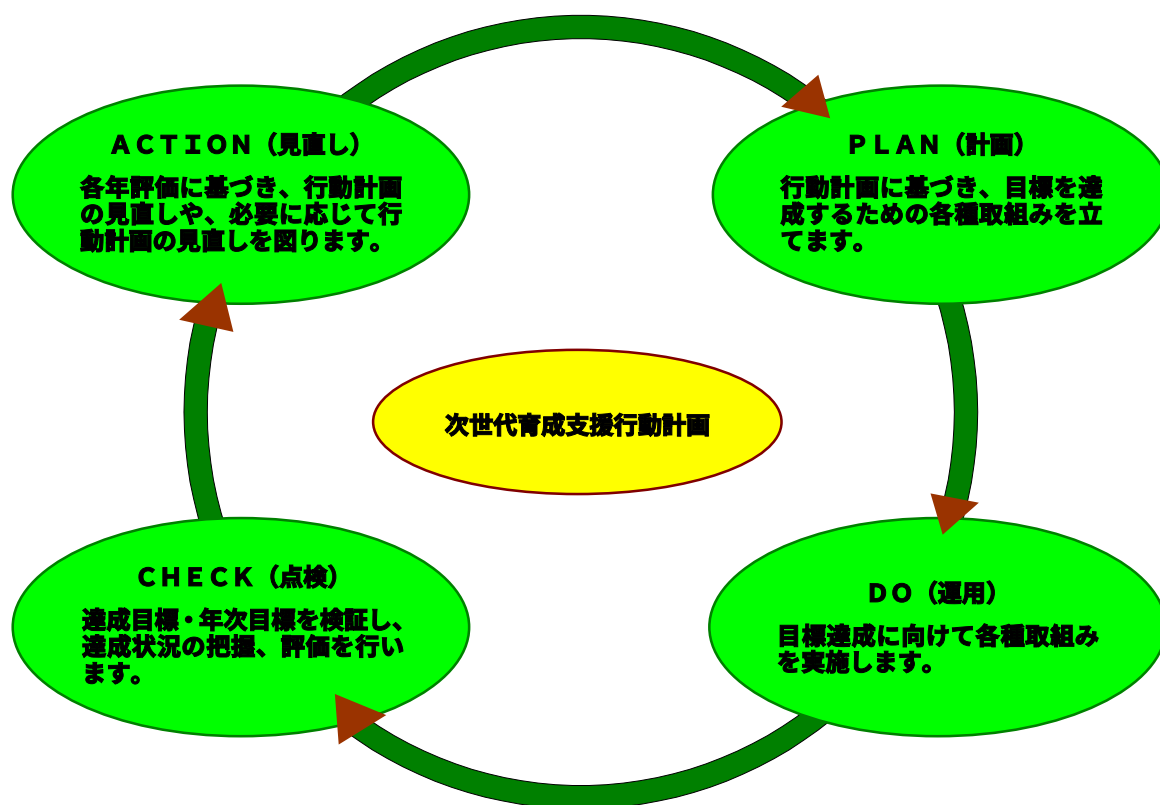
第 6 章

計画の推進体制

1. 進捗状況の把握・公表

保育課を中心として「伊勢崎市次世代育成支援行動計画PDCA (Plan・Do・Check・Action) サイクル」を構築し、関係各課と連携を行い、定期的に本計画に掲載した各施策の実施状況や達成度といった進捗状況(D o)を把握、分析、評価し(C h e c k)、市民や地域等へ情報提供を行うとともに、必要なものについては改善(A c t i o n)を行い、事業計画に反映させます(P l a n)。

市では、計画通りに進行しているか、毎年点検・評価を行い、改善策を講じながら、計画の推進に努めます。



2. 庁内推進体制の充実

本計画の推進に際し、関係各課との連絡調整や情報の共有化に努め、子育て支援施策の全庁的な取り組みを推進します。

3．連携体制の構築

(1) 住民参画の促進

住民等と行政との協働による施策の推進を図るため、住民や住民団体等との連携を強化し、様々な分野への住民参加を促進し、市政への意見の反映と子育て支援に向けた意識高揚に努めます。

(2) 地域との連携

地域ぐるみでの子育て支援体制の構築を目指すため、自治組織や地域活動団体などといった地域との連携強化を図ります。

(3) 企業等との連携

(財)21世紀職業財団や企業、事業所、商工会議所等との連携を促進し、企業等が子育て支援に関心を示し、仕事と家庭の両立ができるような体制づくりへの協力を要請します。

(4) 関係機関との連携

本計画を効果的に推進するため、市行政の積極的な取り組みはもとより、国や県、他市町村、関係機関等との連携を図り、効率的・効果的な推進に努めます。

4．計画の公表と意見の聴取

本計画を広く住民等に知ってもらい、次世代育成支援への理解と協力を得るため、広報紙や市ホームページに計画内容について記事を掲載します。

5. 特定施策の目標事業量

後期計画における特定事業の目標事業量は次のとおりです。

	事業名 事業内容		20 年度 実績	26 年度 目標
1	通常保育事業 保護者の労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に保護者に代わり、保育所での保護を実施する。		5,085 人	5,455 人
2	特定保育事業 保護者がパート勤務や短時間勤務の場合など、保育所において就学前児童に対して週 2、3 日程度、又は午前か午後のみなど必要な時において保育を行う。		0 人	0 か所
3	延長保育事業 保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間（11 時間）を超えて保育を行う。		42 か所	45 か所
4	夜間保育事業 保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所において（概ね午後 10 時まで）夜間保育を行う。		0 か所	1 か所
5	トワイライトステイ事業 保護者が帰宅等により帰宅が夜間になる場合や休日の勤務による場合に児童養護施設等において一時的に預かる。		0 か所	1 か所
6	休日保育事業 日曜、祝日などの休日の保育ニーズに対応するため、保育所において休日保育を行う。		3 か所	3 か所
7	病児・病後児保育事業			
	病後児 対応型	児童が疾病の回復期であり、かつ集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に設置された専用スペースで一時的に保育するもの。	1 か所	1 か所
	体調不 良児対 応型	児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合、保育所において緊急的な対応を図る。	5 か所	6 か所
8	放課後児童健全育成事業 保護者が労働等により放課後の家庭が常時留守になっている児童について、放課後児童クラブでの保育を行う。		28 か所	46 か所
9	地域子育て支援拠点事業 子育て不安に対する相談指導や子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する児童支援を行う。		6 か所	8 か所

(つづき)

	事業名	20 年度 実績	26 年度 目標
	事業内容		
10	一時預かり事業	33 か所	34 か所
	専業主婦が育児疲れや急病の場合などに、保育所などにおいて一時的な保育を行う。		
11	ショートステイ事業	0 か所	1 か所
	保護者が病気になった場合などに児童養護施設等において一時的に児童を短期間（7 日以内）預かる。		
12	ファミリー・サポート・センター事業	1 か所	1 か所
	育児等の援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育所等への送迎、一時的な預かりなど育児についての助け合いを行う。		

資料編

1. 伊勢崎市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「行動計画」という。）の策定及び推進に関し、学識経験者や関係団体等の意見を行動計画に反映させ、必要となるべき措置について協議するため、法第21条第1項の規定に基づく伊勢崎市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員17人以内をもって組織し、次に掲げる者のうち市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域住民組織・事業主 6人以内
- (2) 学識経験者 1人以内
- (3) 保健・福祉・教育関係者 8人以内
- (4) 行政職員 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要に応じ会議に委員以外の者の出席を求め、その説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部保育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する

2. 伊勢崎市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

選出区分	氏 名	関係機関等	備 考
学識経験者	柳 辰 男	東京福祉大学教授	会長
地域活動団体	木村 正男	伊勢崎市区長会	副会長
	臂 勝 代	伊勢崎商工会議所(女性会)	
	福島 安子	群馬伊勢崎商工会(女性部)	
	横堀 玉江	伊勢崎市民生委員・児童委員連絡協議会	
	鈴木 利政	伊勢崎市青少年育成補導推進員連絡協議会	
	小島 敏雄	伊勢崎市子ども会育成会連絡協議会	
	関 根 勇	伊勢崎市社会福祉協議会	
各種関係機関	羽鳥 則夫	伊勢崎佐波医師会	
	門倉 政仁	伊勢崎市私立保育園会	
	猪口 暢子	伊勢崎私立幼稚園協会	
	小林 香織	公立幼稚園PTA連絡協議会	
	村田 智行	伊勢崎市学童保育連絡協議会	
	徳江 基行	伊勢崎市小・中・特別支援学校長会	
	大澤 弘孝	伊勢崎市PTA連合会	
	中島 由美	伊勢崎市児童センター母親クラブ	
	福田 幸枝	伊勢崎市保育職員連合会	

(敬称略)

3. 計画策定の経過

年月日	内 容
平成21年3月	次世代育成支援に関するニーズ調査 調査件数合計 3,420件 (就学前児童：1,710件、就学児童：1710件)
7月22日	第1回次世代育成支援行動計画庁内推進会議 議題 (1) 次世代育成支援行動計画の経緯 (2) 計画の進行状況、協議会の役割 (3) 後期行動計画の骨子(案)
11月18日	第1回次世代育成支援対策地域協議会 議題 (1) 次世代育成支援行動計画の経緯 (2) 計画の進行状況、協議会の役割 (3) 後期行動計画の骨子(案)
12月22日	第2回次世代育成支援対策地域協議会 議題 次世代育成支援行動計画 素案 (1) 第3章 計画の基本的な考え方 (2) 第4章 施策の現状と課題の説明
平成22年1月 7日 ～1月15日	団体意見調査実施
1月26日	第3回次世代育成支援対策地域協議会 議題 (1) 第3章 計画の基本的な考え方の修正について (2) 第4章 施策の現状と課題の意見について (3) 第5章 個別施策の展開の意見について
1月28日	第2回次世代育成支援行動計画庁内推進会議 議題 (1) 次世代育成支援行動計画の経過報告 (2) 行動計画の概要説明 (3) パブリックコメントの実施について
2月5日～3月8日	パブリックコメントの実施
3月11日	第4回次世代育成支援対策地域協議会 議題 (1) 第3回地域協議会での訂正について (2) 庁内推進会議での訂正について (3) パブリックコメント結果について
3月12日	第3回次世代育成支援行動計画庁内推進会議 議題 (1) 第2回 庁内推進会議での修正箇所について (2) 地域協議会における結果について (3) パブリックコメント結果について

※ワーキンググループ会議

平成21年8月25日、10月21、29日、11月26、27日、12月8、10、11、14日、平成22年1月6日、2月19日の計11回開催

用語解説

－ A～Z －

○ **A D H D（注意欠陥多動性障害、Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）**

年齢あるいは発達に釣り合いなない注意力、及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

○ **L D（学習障害、Learning Disabilities）**

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

○ **N P O（特定非営利活動団体、Non Profit Organization の略称）**

民間非営利組織のことです。利益拡大のためではなく、その使命実現のために活動する組織で、狭義の意味では特定非営利活動法人（NPO法人）として設立された組織をさし、広義の意味ではボランティア団体をはじめ、一定の公益的な目的を有する住民の社会参加活動を行う市民活動団体をさします。

－ あ行 －

○ **アダプト・プログラム**

「アダプト・プログラム」の「アダプト」とは、英語で「養子にする」という意味で、公共の一定の場所（公園や道路など）を養子にみたて、行政との契約のもと、住民や企業などが里親となって養子の美化（清掃）を行うものです。

○ **育児休業（制度）**

仕事と育児の両立を支援するため、平成4（1992）年施行の育児休業法で定められた制度。1歳未満の子どもを養育する勤労者は、男女を問わず休業できる。男性の場合、配偶者が専業主婦の場合や産後休業中である場合も、少なくとも産後8週間までは育児休業を取得でき、育児休業取得を理由とした解雇や不利な取り扱いなどは禁止されている。平成7（1995）年の法改正で介護休業も追加され、育児・介護休業法となった。平成14（2002）年には、就学前の子どもの病気のための看護休暇制度なども盛り込まれた。

－ 　　か行　　－

○子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障についての権利、教育についての権利など、児童の基本的な人権について国際的な標準を示し、各国政府が負うべき義務を明らかにしたもの。わが国は平成 6（1994）年 3 月にこの条約を結んでいます。

○合計特殊出生率

15～49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした場合の子どもの数を指す。人口を維持するためには、2.08 が必要とされている。

○コーホート変化率法

コーホートとは同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、コーホートごとの 5 年間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと推計し、0～4 歳の子ども人口は、15～49 歳女子人口との比率により推計する方法である。

○コンサルテーション

心理士、言語聴覚士が保育園、幼稚園、児童デイサービスなどに訪問して、保育士や幼稚園の先生たちの相談を受け「気になる子」へのかかわりについて具体的な支援の方法を担当の先生と一緒に考えていく地域療育相談事業のこと。また、必要に応じて専門的機関との連携を図る。

－ 　　さ行　　－

○次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的とした法律で、平成 17 年から 10 年間の時限立法。

この法律は、日本の経済社会に深刻な影響を与える急速な少子化の進行を踏まえ、国及び地方公共団体が講ずる施策、事業主が行う雇用環境の整備その他の取り組みなど次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めている。

○スクールカウンセラー

いじめや登校拒否等の問題の解決と予防のための臨床心理士などの専門家。学校で児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、指導・助言を行います。

－ た行 －

○目的別分散入居制度

子育て世帯や高齢者などの住宅の確保に困窮する世帯を対象に一定の枠を設けて、同種の世帯を分散して入居者を募集する制度のこと。

○男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参加する機会が確保されること。男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を受けることができるとともに、男女が共に責任を担うとされている。

－ な行 －

○入所円滑化

平成 10 年 2 月 13 日付け、厚生労働省の通知から待機のある場合に、年度当初において定員を超えて保育の実施を行う場合、原則として概ね定員に 15% を乗じて得た員数の範囲内とする。また、年度途中において定員を超えて保育の実施を行うことのできる児童数は、概ね定員に 25% を乗じて得た員数の範囲内とする。

○ノーマライゼーション

障害を持った人もそうでない人も、すべての人が普通の生活を送るため、共に地域で暮らし、共に生きる社会こそノーマルである、という考え方。

－ は行 －

○バリアフリー

バリア（障壁）がないの意。建築設計において、高齢者や障害者、子どもなどの利用に配慮をすること。

○発達障害

発達障害者支援法における「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいいます。

－ や行 －

○ユニバーサルデザイン

障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。



伊勢崎市次世代育成支援行動計画
(平成 22 年度 ～ 平成 26 年度)

平成 22 年 3 月

発行 伊勢崎市 福祉部 保育課
372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目 410
TEL 0270-24-5111 (代)
FAX 0270-23-9800
URL <http://www.city.isesaki.lg.jp>